

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年1月10日提出
【計算期間】	三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞ （毎月分配型）第18特定期間 三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞ （年２回分配型）第18期 三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞ （毎月分配型）第18特定期間 三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞ （年２回分配型）第18期 三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞ （毎月分配型）第18特定期間 三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞ （年２回分配型）第18期 三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルリアルコース＞ （毎月分配型）第18特定期間 三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルリアルコース＞ （年２回分配型）第18期 三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞ （毎月分配型）第18特定期間 三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞ （年２回分配型）第18期 三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞ （毎月分配型）第18特定期間 三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞ （年２回分配型）第18期 三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜ロシアルーブルコース＞ （毎月分配型）第18特定期間 三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜ロシアルーブルコース＞ （年２回分配型）第18期 三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンドA＞第18期 三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンドB＞第18期 （自 2022年4月12日至 2022年10月11日）

【ファンド名】	三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)
	三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (年２回分配型)
	三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)
	三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (年２回分配型)
	三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)
	三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (年２回分配型)
	三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)
	三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (年２回分配型)
	三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型)
	三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (年２回分配型)
	三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)
	三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (年２回分配型)
	三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース> (毎月分配型)
	三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース> (年２回分配型)
	三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンドＡ>
	三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンドＢ>
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

「円コース」
「米ドルコース」
「豪ドルコース」
「ブラジルリアルコース」
「メキシコペソコース」
「トルコリラコース」

各ファンドは、収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、各ファンドについて、3,000億円です。

「ロシアルーブルコース」

各ファンドは、収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、各ファンドについて、1,000億円です。

「マネープールファンド」

当ファンドは、安定した収益の確保をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、各ファンドについて、1兆円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式 債券	MMF	インデックス型
	海外	不動産投信	MRF	
追加型	内外	その他資産 (バンクローン)	ETF	特殊型 ()
		資産複合		

「マネープールファンド」

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式 債券	MMF	インデックス型
	海外	不動産投信	MRF	

追加型		その他資産 ()	E T F	特殊型 ()
	内外	資産複合		

属性区分表

「円コース（毎月分配型）」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年 1 回	グローバル	ファミリー	あり	日経 2 2 5	ブル・ベア型
一般	年 2 回	日本	ファンド	(フルヘッジ)		
大型株	年 4 回	北米			T O P I X	条件付運用型
中小型株	年 6 回	欧州	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	アジア	オブ・		その他	ロング・
一般	年12回	オセアニア	ファンズ		()	ショート型 /
公債	(毎月)	中南米				絶対収益
社債	日々	アフリカ				追求型
その他債券	その他	中近東				その他
クレジット	()	(中東)				()
属性		エマージング				
()						
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(バン ク ロ ー						
ン))						
資産複合						
()						

「円コース（年 2 回分配型）」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年 1 回	グローバル	ファミリー	あり	日経 2 2 5	ブル・ベア型
一般	年 2 回	日本	ファンド	(フルヘッジ)		
大型株	年 4 回	北米			T O P I X	条件付運用型
中小型株	年 6 回	欧州	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	アジア	オブ・		その他	ロング・
一般	年12回	オセアニア	ファンズ		()	ショート型 /
公債	(毎月)	中南米				絶対収益
社債	日々	アフリカ				追求型
その他債券	その他	中近東				その他
クレジット	()	(中東)				()
属性		エマージング				
()						
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(バン ク ロ ー						
ン))						
資産複合						
()						

「米ドルコース（毎月分配型）」

「豪ドルコース（毎月分配型）」

「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」

「メキシコペソコース（毎月分配型）」

「トルコリラコース（毎月分配型）」

「ロシアルーブルコース（毎月分配型）」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル	ファミリー	あり	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回	日本	ファンド	()		
大型株	年４回	北米			ＴＯＰＩＸ	条件付運用型
中小型株	年６回	欧州	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	アジア	オブ・		その他	ロング・
一般	年１２回	オセアニア	ファンズ		()	ショート型／
公債	(毎月)	中南米				絶対収益
社債	日々	アフリカ				追求型
その他債券	その他	中近東				その他
クレジット	()	(中東)				()
属性		エマージング				
()						
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(パンクローン)						
資産複合						
()						

「米ドルコース（年２回分配型）」

「豪ドルコース（年２回分配型）」

「ブラジルリアルコース（年２回分配型）」

「メキシコペソコース（年２回分配型）」

「トルコリラコース（年２回分配型）」

「ロシアルーブルコース（年２回分配型）」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル	ファミリー	あり	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回	日本	ファンド	()		
大型株	年４回	北米			ＴＯＰＩＸ	条件付運用型
中小型株	年６回	欧州	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	アジア	オブ・		その他	ロング・
一般	年１２回	オセアニア	ファンズ		()	ショート型／
公債	(毎月)	中南米				絶対収益
社債	日々	アフリカ				追求型
その他債券	その他	中近東				その他
クレジット	()	(中東)				()
属性		エマージング				
()						
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(パンクローン)						
資産複合						
()						

「マネープールファンド」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年 1 回	グローバル	ファミリー	あり	日経 2 2 5	ブル・ベア型
一般	年 2 回	日本	ファンド	()		
大型株	年 4 回	北米			ＴＯＰＩＸ	条件付運用型
中小型株	年 6 回	欧州	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	アジア	オブ・		その他	ロング・
一般	年12回	オセアニア	ファンズ		()	ショート型 /
公債	(毎月)	中南米				絶対収益
社債	日々	アフリカ				追求型
その他債券	その他	中近東				その他
クレジット	()	(中東)				()
属性		エマージング				
()						
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(債券 一						
般))						
資産複合						
()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BBB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回		信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回		信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

	年４回	信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）	信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。

条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

「三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ」は、7つの通貨コースとマネープールファンドで構成される投資信託です。
7つの通貨コースには、それぞれ「毎月分配型」と「年2回分配型」が、マネープールファンドには「毎月分配型」専用のマネープールファンドAと「年2回分配型」専用のマネープールファンドBがあります。

「7つの通貨コース」について

ファンドの目的

米ドル建てのバンクローン（貸付債権）、公社債等を実質的な主要投資対象とし、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

当ファンドシリーズは、バンクローン（貸付債権）（以下、「バンクローン」といいます。）等への投資に加えて、為替変動リスクの異なる7つの通貨コースを選択することができます。

ポイント①：主に米ドル建てのバンクローンに投資します。

ポイント②：通貨コースを選択することができます。



円コース
（毎月分配型）／（年2回分配型）



米ドルコース
（毎月分配型）／（年2回分配型）



豪ドルコース
（毎月分配型）／（年2回分配型）



ブラジルリアルコース
（毎月分配型）／（年2回分配型）



メキシコペソコース
（毎月分配型）／（年2回分配型）



トルコリラコース
（毎月分配型）／（年2回分配型）



ロシアルーブルコース
（毎月分配型）／（年2回分配型）

投資対象

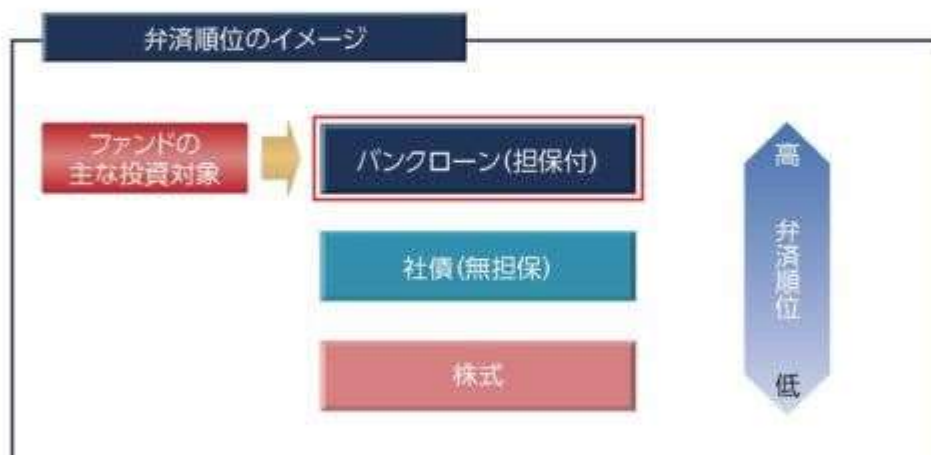
各コースは、米ドル建てのバンクローンを実質的な主要投資対象とします。

- ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
- 主として円建外国投資信託への投資を通じて、米ドル建てのバンクローン、公社債等を実質的な投資を行います。また、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンド(わが国の短期公社債等に投資)への投資も行います。
- 投資する米ドル建てのバンクローン、公社債等は、原則として取得時においてCCC-格相当以上の格付けを取得しているものに限りします。



バンクローンとは

銀行等の金融機関が主に投資適格未満(BB格相当以下)の事業会社等に対して行う貸付債権のことです。主に投資適格未満の相対的に信用力が低い企業に対する貸付債権であるため、投資適格債券(BBB格相当以上)と比較して信用力が低い分、相対的に利回りが高くなっています。同一発行体について比較した場合、バンクローンは一般的に、担保が付されている、債券等に比べて債務の弁済順位が高いのが特徴です。バンクローンの利子は主に変動金利となっていて、通常、基準となる短期の市場金利に一定の金利が上乗せされた利子が支払われ、一定期間ごとに見直しが行われます。(上記の格付けは、付加記号を省略して表示しています。)



□ 弁済順位とは、発行体が経営破綻に陥った場合に、債権者等に対して残余財産を弁済する順位のことであり、弁済順位の高位のものから弁済されます。

！ 上図は一般的な弁済順位のイメージであり、実際の弁済順位がこのようなようになるとは限りません。

信用格付けについて

格付けとは、債券の中長期的な元本・利子の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。

S&Pグローバル・レーティング(S&P)のAAからCCCまでの格付けには「+」、「-」、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)のAaaからCaaまでの格付けには「1」、「2」、「3」という付加記号を省略して表示しています。

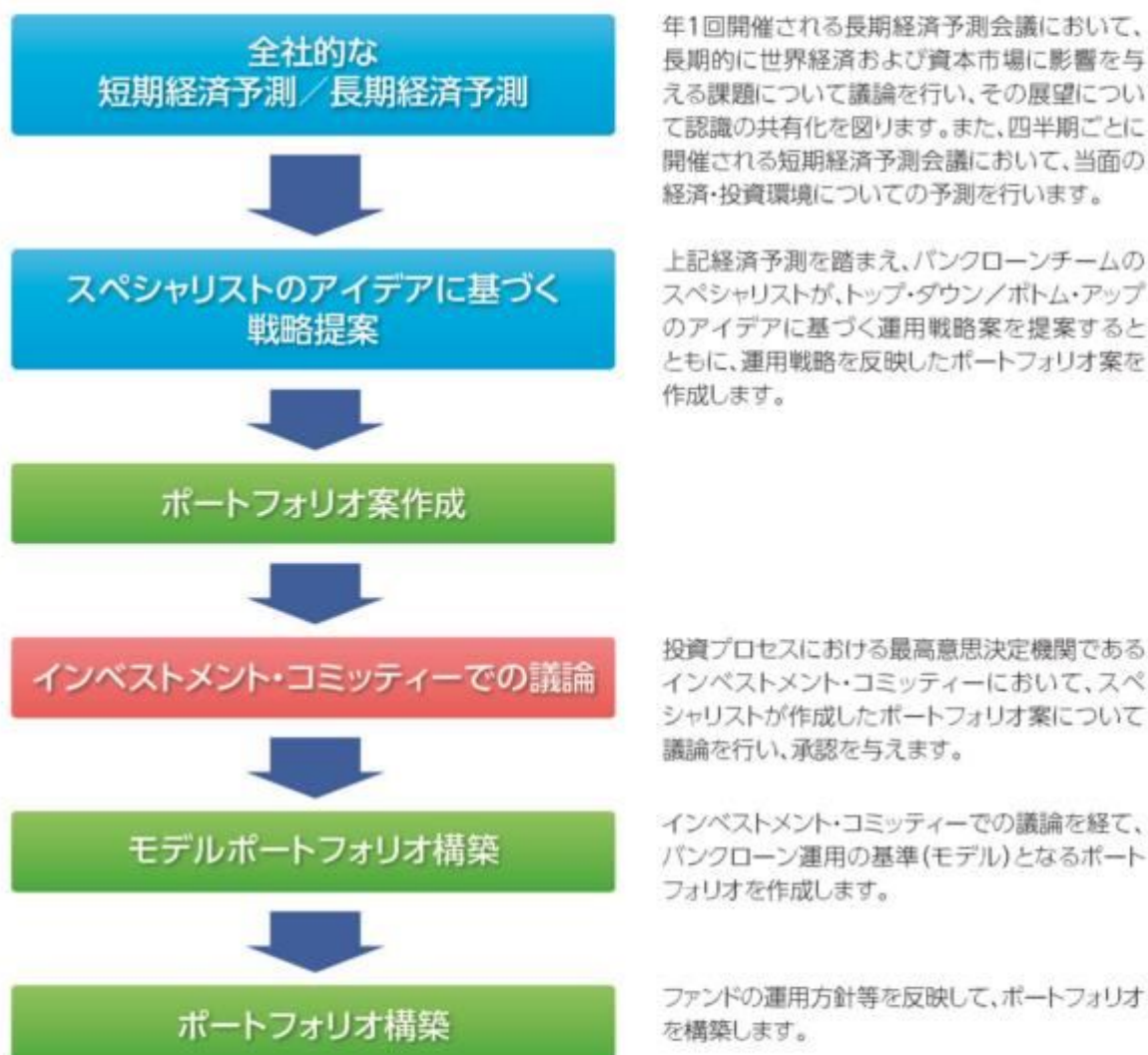
	高い	低い		S&P	Moody's
信用力	↑	↑	投資適格格付け	AAA	Aaa
				AA	Aa
				A	A
				BBB	Baa
利回り	↓	↓	投機的格付け	BB	Ba
				B	B
				CCC	Caa
				CC	Ca
				C	C
				D	-

上記は格付けと利回りの間の一般的な関係を示したイメージ図であり、利回りは格付け以外の要因によっても変動するため、この関係通りの利回りが成立しない場合があります。

運用方法
運用プロセス

各コースにおいて、投資対象とする円建外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

- 投資対象とする円建外国投資信託における運用プロセスは以下の通りです。



❗ 上記の運用プロセスは、ビムコ社からの情報に基づき三菱ＵＦＪ国際投信が作成したものです。

❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

為替対応
方針

各コースが投資を行う外国投資信託においては、主に米ドル建てのバンクローンに投資を行う一方で、それぞれ以下の為替対応を行います。

円コース	原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。 ⇒「為替ヘッジによるプレミアム(金利差相当分の収益)またはコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。
米ドルコース	原則として対円での為替ヘッジを行わないため、米ドルの対円での為替変動の影響を大きく受けます。 ⇒「為替差益または差損」が生じます。
上記以外の各コース	対円での為替ヘッジを行わず、米ドル売り、各コースの対象通貨買いの為替取引を行うため、各コースの対象通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。 ⇒「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)またはコスト(金利差相当分の費用)」、「為替差益または差損」が生じます。

□ 為替取引とは、円コース、米ドルコース以外の各コースにおいて、為替予約取引等*を利用することにより、米ドル売り、各コースの対象通貨買いを行うことをいいます。為替取引を行うことにより、各コースの対象通貨ベースでのバンクローンへの投資効果を追求します。

① 円コース以外においては、各コース対象通貨(米ドルコースにおいては、米ドル)の対円での為替変動リスクが発生することに留意が必要です。

* 為替取引にあたっては、一部新興国通貨の場合、「NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引」を利用する場合があります。

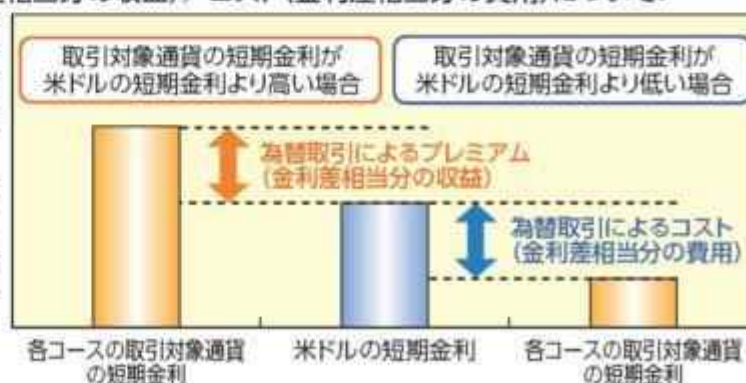
□ NDF取引とは、将来の所定の期日に当該通貨の受け渡しを行わず、主に米ドルなど主要通貨で差金決済のみ可能な為替先渡し取引(デリバティブ取引)です。

① NDF取引では、市場の期待値(需給)や規制の影響を大きく受けて価格が形成されます。そのため、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)/コスト(金利差相当分の費用)は、理論上期待される短期金利差から大きく乖離する場合があります。

<為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)/コスト(金利差相当分の費用)について>

各コースの取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利より高い場合、当該コースでは「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」の獲得が期待できます。

一方、各コースの取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利より低い場合、当該コースでは「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。



円コースにおいては、上記同様、対円での為替ヘッジによるプレミアム(金利差相当分の収益)/コスト(金利差相当分の費用)が生じます。

① ただし、為替市場の状況によっては、為替ヘッジおよび為替取引によるプレミアム/コストが、金利差相当分から乖離する場合があります。

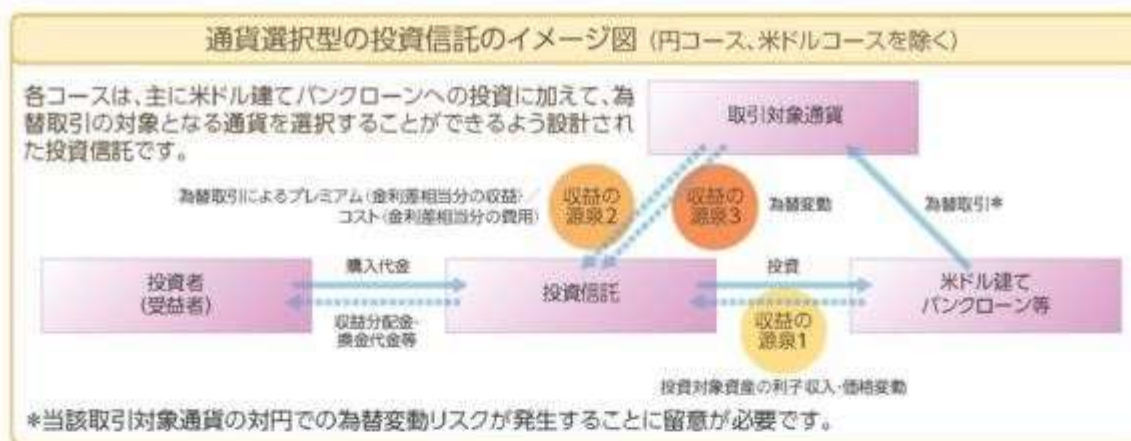
<為替の変動>

各コースの基準価額は、各コースの対象通貨の対円での為替変動により、以下のような影響を受けます。

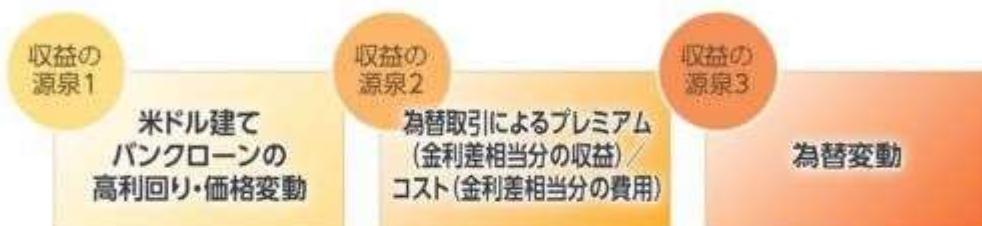
コース名	下落 ← 基準価額 → 上昇
円コース 	原則として、対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
米ドルコース 	米ドル安 ← 円に対して → 米ドル高
豪ドルコース 	豪ドル安 ← 円に対して → 豪ドル高
ブラジルリアルコース 	ブラジルリアル安 ← 円に対して → ブラジルリアル高
メキシコペソコース 	メキシコペソ安 ← 円に対して → メキシコペソ高
トルコリラコース 	トルコリラ安 ← 円に対して → トルコリラ高
ロシアルーブルコース 	ロシアルーブル安 ← 円に対して → ロシアルーブル高

 対象通貨の為替レート推移については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/>)でご覧いただけます。
「月報(マンスリーレポート)」をご参照ください。

■通貨選択型ファンドの収益のイメージ



● 各コースの収益の源泉としては、以下の3つの要素があげられます。



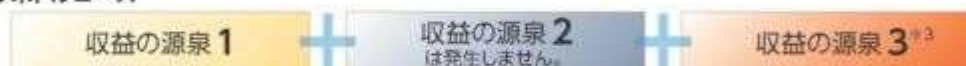
● 各コースにおける収益の源泉と基準価額の変動要因は以下の通りです。

それぞれの収益源に相応してリスクが内在していることに留意が必要です。

●円コース



●米ドルコース



●豪ドルコース、ブラジルリアルコース、メキシコペソコース、トルコリラコース、ロシアルーブルコース



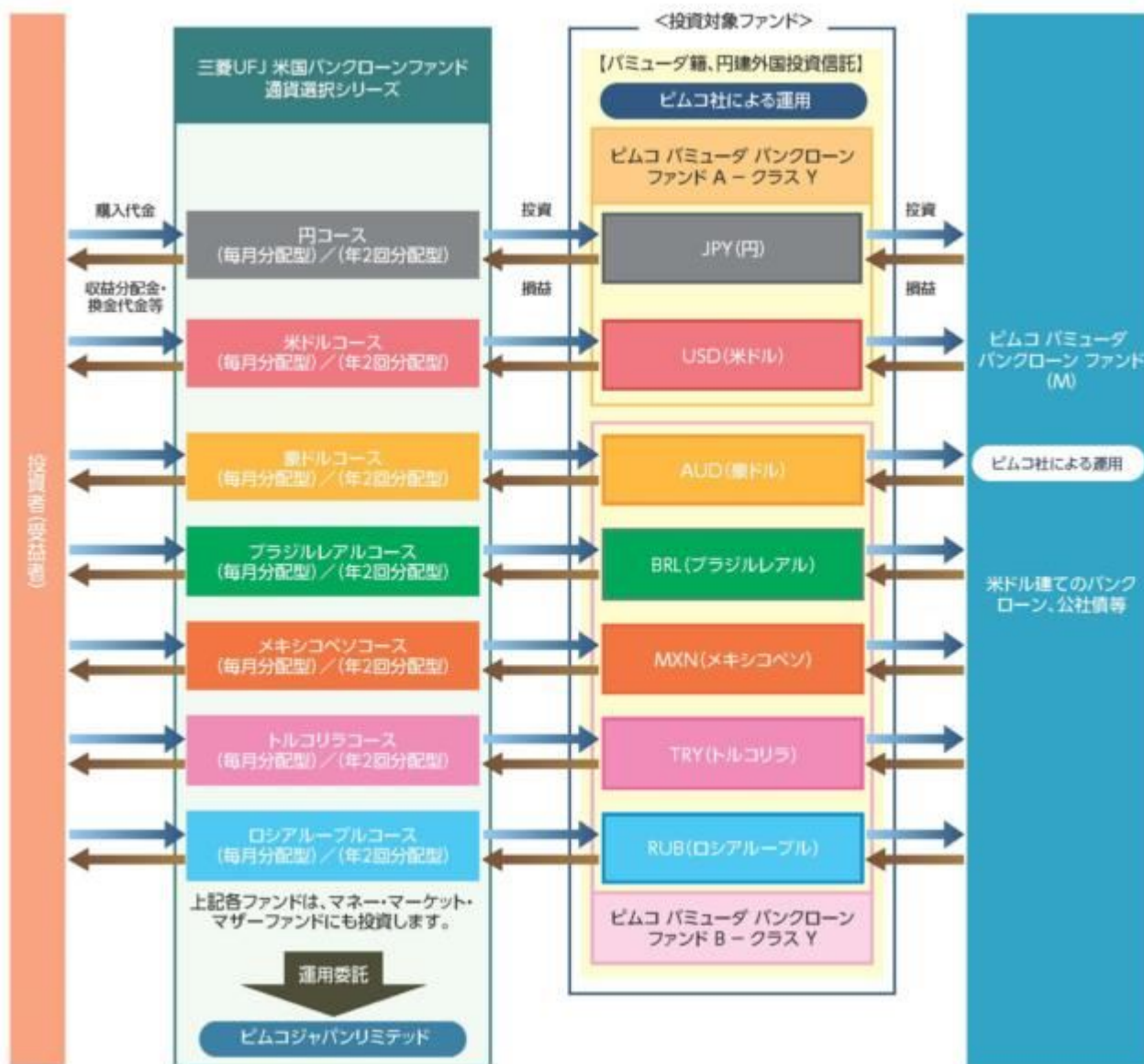
※1 円コースにおいては、対円での為替ヘッジによるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）が生じます。

※2 円コースでは、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※3 米ドルコースでは、米ドルが対円で上昇（円安）した場合は為替差益が、米ドルが対円で下落（円高）した場合は為替差損が発生します。

1 為替市場の状況によっては、為替ヘッジおよび為替取引によるプレミアム／コストが、金利差相当分から分離する場合があります。

■ファンドの仕組み



❗ 販売会社によっては、取り扱わないコースがある場合があります。詳しくは、販売会社にご確認下さい。

運用の
委託先

三菱UFJ国際投信は、各コースにおいて、投資信託証券への運用の指図に関する権限をピムコジャパンリミテッドに委託します。

- ピムコジャパンリミテッドは、ピムコ社が運用する円建外国投資信託（米ドル建てのバンクローン等に投資）への投資、およびマネー・マーケット・マザーファンドへの投資の指図を行います。
- ピムコ社（PIMCO=Pacific Investment Management Company LLC）は1971年に米国で設立された債券運用に強みを持つ会社です。
ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。

❗ 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

■ 主な投資制限

投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。

分配方針

「毎月分配型」は毎月の決算時（11日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配を行います。「年2回分配型」は年2回の決算時（4・10月の各11日（休業日の場合は翌営業日））に分配金額を決定します。

「毎月分配型」

- 原則として、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。
- 分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

「年2回分配型」

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。（基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。）

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



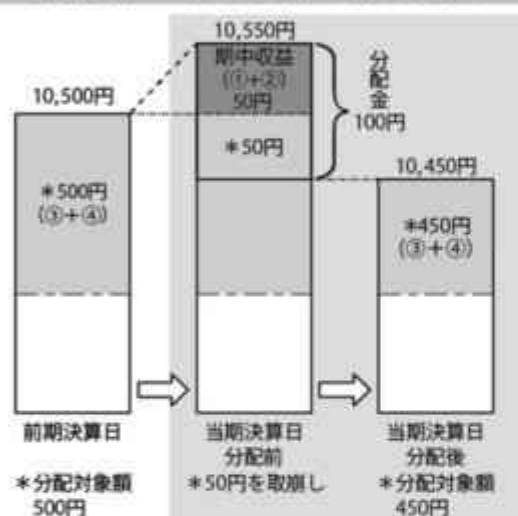
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

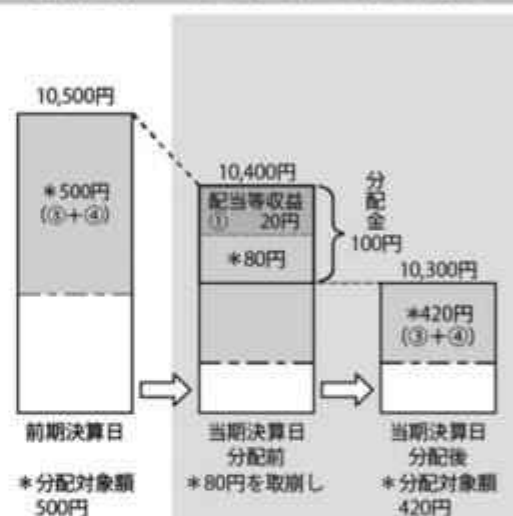
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



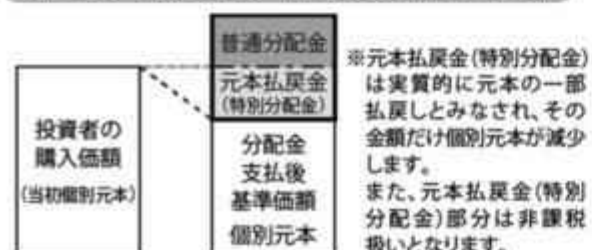
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

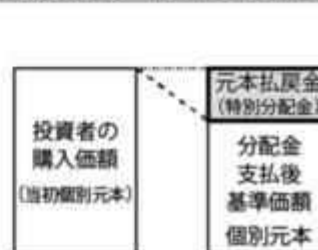
収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

「マネープールファンド」について

ファンドの目的

わが国の公社債等を実質的な主要投資対象とし、利子等収益の確保をめざします。

ファンドの特色

投資対象

実質的にわが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。

＜運用プロセスのイメージ＞

STEP1：分析フェーズ

市場動向分析および個別企業についての定量・定性的な分析

STEP2：運用戦略策定フェーズ

各種分析に基づき、平均残存日数、個別銘柄等について運用戦略を策定

STEP3：ポートフォリオ構築フェーズ

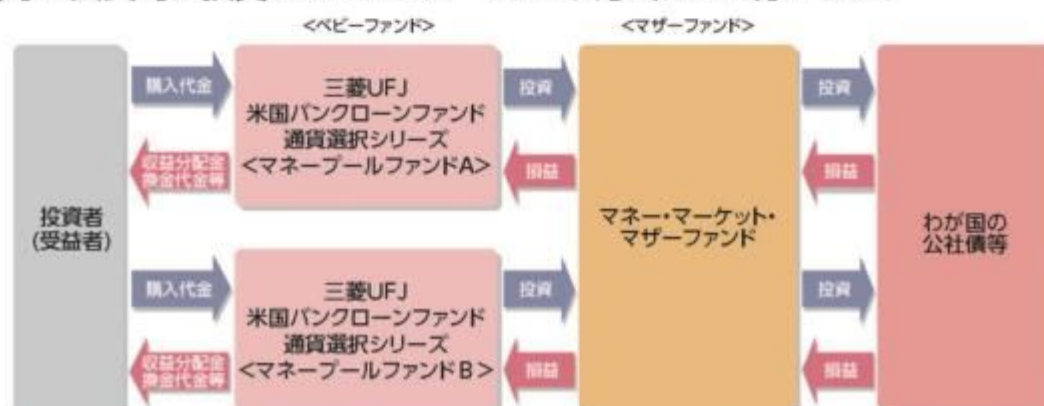
運用目標や資金動向等を勘案して最終的なポートフォリオを構築

❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufig.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

■ファンドの仕組み

運用は主にマネー・マーケット・マザーファンドへの投資を通じて、わが国の公社債等へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



❗ マネープールファンドAの購入は、「毎月分配型」の各コースからのスイッチングの場合に限定します。
また、マネープールファンドBの購入は、「年2回分配型」の各コースからのスイッチングの場合に限定します。

分配方針

年2回の決算時(4・10月の各11日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■主な投資制限

デリバティブ デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

「スイッチング」について

次の2つのグループの中でスイッチングができます。

- 〈毎月分配型グループ〉…(「毎月分配型」およびマネープールファンドA)
- 〈年2回分配型グループ〉…(「年2回分配型」およびマネープールファンドB)

◆ 〈毎月分配型グループ〉と〈年2回分配型グループ〉の間でスイッチングはできません。



- 1 スwitchingの際の購入時手数料は、販売会社が定めるものとします。また、換金するファンドに対して税金がかかります。
- 1 販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。
- 1 マネープールファンドAの購入は、「毎月分配型」の各コースからのスイッチングの場合に限定します。また、マネープールファンドBの購入は、「年2回分配型」の各コースからのスイッチングの場合に限定します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

2013年10月15日

2017年7月11日

2022年7月9日

設定日、信託契約締結、運用開始

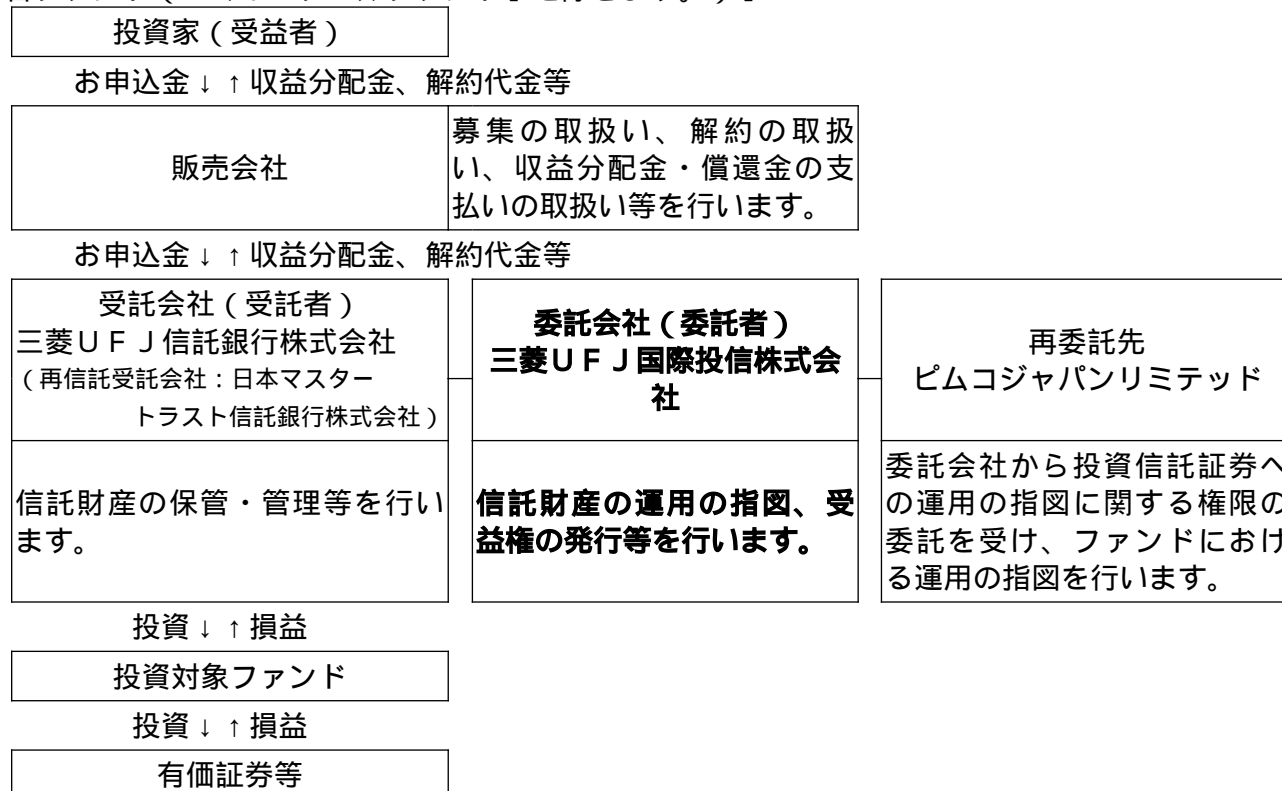
信託期間を2018年10月11日までから2023年10月11日までに変更

「円コース（毎月分配型）」、「米ドルコース（毎月分配型）」、「豪ドルコース（毎月分配型）」、「マネープールファンドA」の信託期間を2023年10月11日までから2028年10月11日までに変更

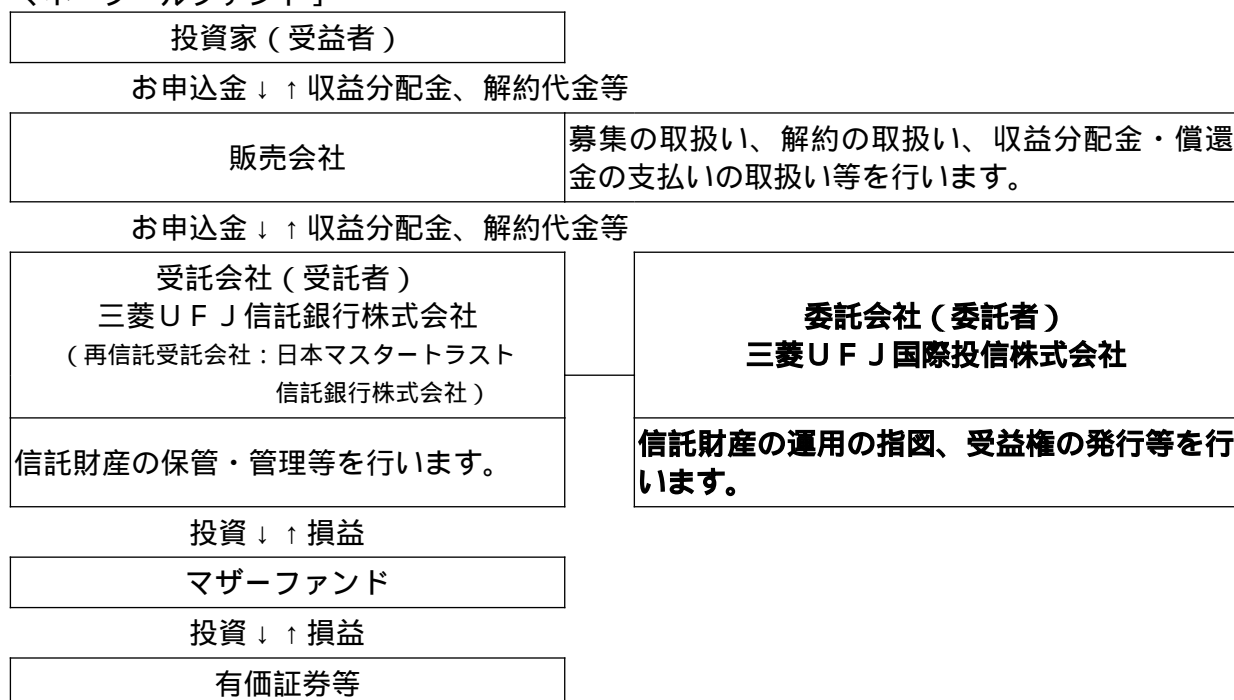
（３）【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」



「マネープールファンド」



ただし、マネープールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

委託会社と関係法人との契約の概要

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

「マネープールファンド」

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2022年10月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

「円コース」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ バンクローン ファンド A - クラス Y（JPY）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建てのバンクローン（貸付債権）、公社債等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、バンクローン運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ バンクローン ファンド A - クラス Y（JPY）」を選定しました。

余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。（注）

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「米ドルコース」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ バンクローン ファンド A - クラス Y（USD）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建てのバンクローン（貸付債権）、公社債等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。当該外国投資信託における保有外貨建て資産に対しては、為替ヘッジを行いません（このため、基準価額は米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、バンクローン運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ バンクローン ファンド A - クラス Y（USD）」を選定しました。

余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。（注）

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「豪ドルコース」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ バンクローン ファンド B - クラス Y（AUD）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建てのバンクローン（貸付債権）、公社債等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います（このため、基準価額は豪ドルの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、バンクローン運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ バンクローン ファンド B - クラス Y（AUD）」を選定しました。

余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。（注）

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「ブラジルリアルコース」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ バンクローン ファンド B - クラス Y（BRL）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建てのバンクローン（貸付債権）、公社債等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行います（このため、基準価額はブラジルリアルの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、バンクローン運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ バンクローン ファンド B - クラス Y（BRL）」を選定しました。

余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。（注）

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「メキシコペソコース」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ バンクローン ファンド B - クラス Y（MXN）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建てのバンクローン（貸付債権）、公社債等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います（このため、基準価額はメキシコペソの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、バンクローン運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ バンクローン ファンド B - クラス Y（MXN）」を選定しました。

余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。（注）

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「トルコリラコース」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ バンクローン ファンド B - クラス Y（TRY）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建てのバンクローン（貸付債権）、公社債等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います（このため、基準価額はトルコリラの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、バンクロン運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ バンクロン ファンド B - クラス Y (TRY)」を選定しました。

余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「ロシアルーブルコース」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ バンクロン ファンド B - クラス Y (RUB) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建てのバンクロン（貸付債権）、公社債等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、ロシアルーブル買いの為替取引を行います（このため、基準価額はロシアルーブルの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、バンクロン運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ バンクロン ファンド B - クラス Y (RUB)」を選定しました。

余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「マネープールファンド」

マネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、利子等収益の確保を図ります。なお、わが国の公社債等に直接投資することがあります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【投資対象】

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるも

のをいいます。)をいいます。以下同じ。)のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

- １．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- ２．コマーシャル・ペーパー
- ３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、２．の証券の性質を有するもの
- ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、１．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

< 投資信託証券の概要 >

ピムコ パミュダ バンクローン ファンド A – クラス Y (JPY) / (USD) ピムコ パミュダ バンクローン ファンド B – クラス Y (AUD) / (BRL) / (MXN) / (TRY) / (RUB)																			
形態	パミュダ籍・円建外国投資信託																		
投資態度	ピムコ パミュダ バンクローン ファンド(M)への投資を通じて、主として米ドル建てのバンクローン、債券およびそれらの派生商品等に実質的な投資を行い、信託財産の成長をめざします。																		
主な投資対象	米ドル建てのバンクローン、債券およびそれらの派生商品等																		
主な投資制限	・通常、純資産総額の80%以上をバンクローンに投資します。 ・原則として取得時においてCCC一格相当以上の格付けを取得しているものに限りします。 ・ポートフォリオの平均格付けは、原則としてB一格相当以上に維持します。 ・米ドル以外の通貨への投資は原則として純資産総額の20%以内とします。この場合、米ドル以外の通貨売り、米ドル買いの為替取引を行います。 ・米国以外の発行体および新興国の発行体が発行する銘柄への投資比率については制限がありません。 ・同一の発行体が発行する銘柄への投資比率は、純資産総額の5%以内とします（国債や政府機関債等を除きます。）。 ・各ファンドにおいて、保有外貨建て資産に対し、以下の為替対応を行います。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">ピムコ パミュダ バンクローン ファンド A – クラス Y</th></tr> <tr> <td>JPY(円)</td><td>原則として、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行います。</td></tr> <tr> <td>USD(米ドル)</td><td>原則として、為替ヘッジを行いません。</td></tr> <tr> <th colspan="2">ピムコ パミュダ バンクローン ファンド B – クラス Y</th></tr> <tr> <td>AUD(豪ドル)</td><td>原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>BRL(ブラジルレアル)</td><td>原則として、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>MXN(メキシコペソ)</td><td>原則として、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>TRY(トルコリラ)</td><td>原則として、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>RUB(ロシアルーブル)</td><td>原則として、米ドル売り、ロシアルーブル買いの為替取引を行います。</td></tr> </table>	ピムコ パミュダ バンクローン ファンド A – クラス Y		JPY(円)	原則として、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行います。	USD(米ドル)	原則として、為替ヘッジを行いません。	ピムコ パミュダ バンクローン ファンド B – クラス Y		AUD(豪ドル)	原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。	BRL(ブラジルレアル)	原則として、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。	MXN(メキシコペソ)	原則として、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います。	TRY(トルコリラ)	原則として、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います。	RUB(ロシアルーブル)	原則として、米ドル売り、ロシアルーブル買いの為替取引を行います。
ピムコ パミュダ バンクローン ファンド A – クラス Y																			
JPY(円)	原則として、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行います。																		
USD(米ドル)	原則として、為替ヘッジを行いません。																		
ピムコ パミュダ バンクローン ファンド B – クラス Y																			
AUD(豪ドル)	原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。																		
BRL(ブラジルレアル)	原則として、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。																		
MXN(メキシコペソ)	原則として、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います。																		
TRY(トルコリラ)	原則として、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います。																		
RUB(ロシアルーブル)	原則として、米ドル売り、ロシアルーブル買いの為替取引を行います。																		
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。																		
その他の費用・手数料	税金、法律関係の費用、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料、設立費用、保管費用、借入金・立替金の利息等がかかる場合があります。																		
購入時手数料	ありません。																		
信託財産留保額	ありません。																		
投資運用会社	Pacific Investment Management Company LLC (PIMCO)																		
設定日	2013年10月15日																		
決算日	毎年10月31日																		
分配方針	原則として毎月分配を行う方針です。																		

原則として「ピムコ パミュダ バンクローン ファンド(M)」の投資信託証券を通じて実質的な投資を行います。なお、「ピムコ パミュダ バンクローン ファンド(M)」においても運用管理費用(信託報酬)、購入時手数料および信託財産留保額はかかりません。

マナー・マーケット・マザーファンド	
形態	証券投資信託
投資運用会社	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
投資態度	わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。 なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	わが国の公社債等

主な投資制限	・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
運用管理費用 （信託報酬）	ありません。
その他の費用・ 手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2005年3月4日
決算日	原則として毎年5月および11月の20日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

「マネー・プールファンド」

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限りま。
 - ア．有価証券先物取引等
 - イ．スワップ取引
 - ロ．金利先渡取引
- ハ．約束手形
- ニ．金銭債権
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

有価証券の指図範囲

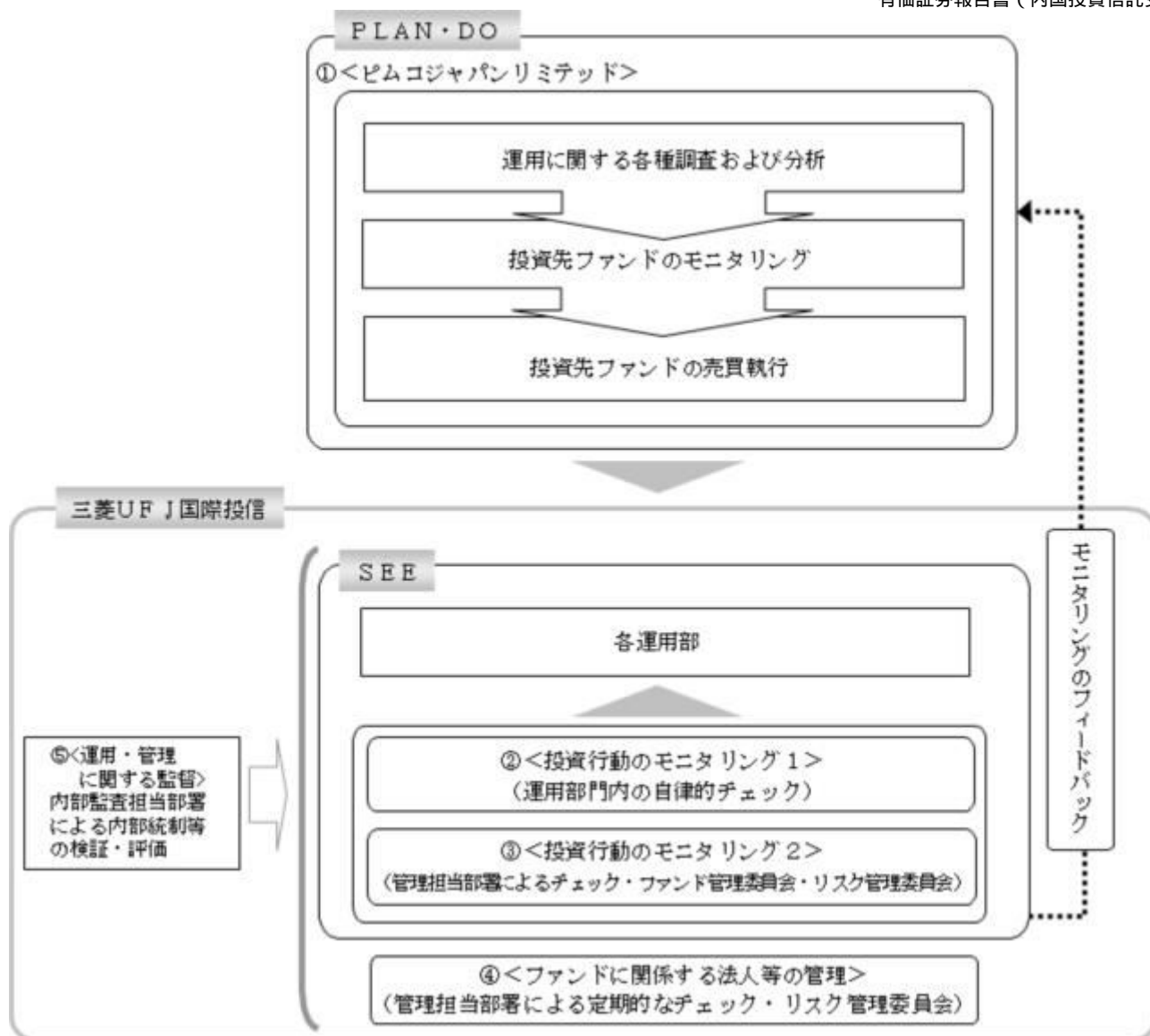
この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社とするマネー・マーケット・マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるものの以外のも
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 外国の者に対する権利で23. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- 金融商品の指図範囲
- この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」



運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは投資信託証券への運用の指図に関する権限を、ピムコジャパンリミテッド（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた投資信託証券への運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

投資行動のモニタリング 1

委託会社では、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング 2

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

ファンドに係る法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有

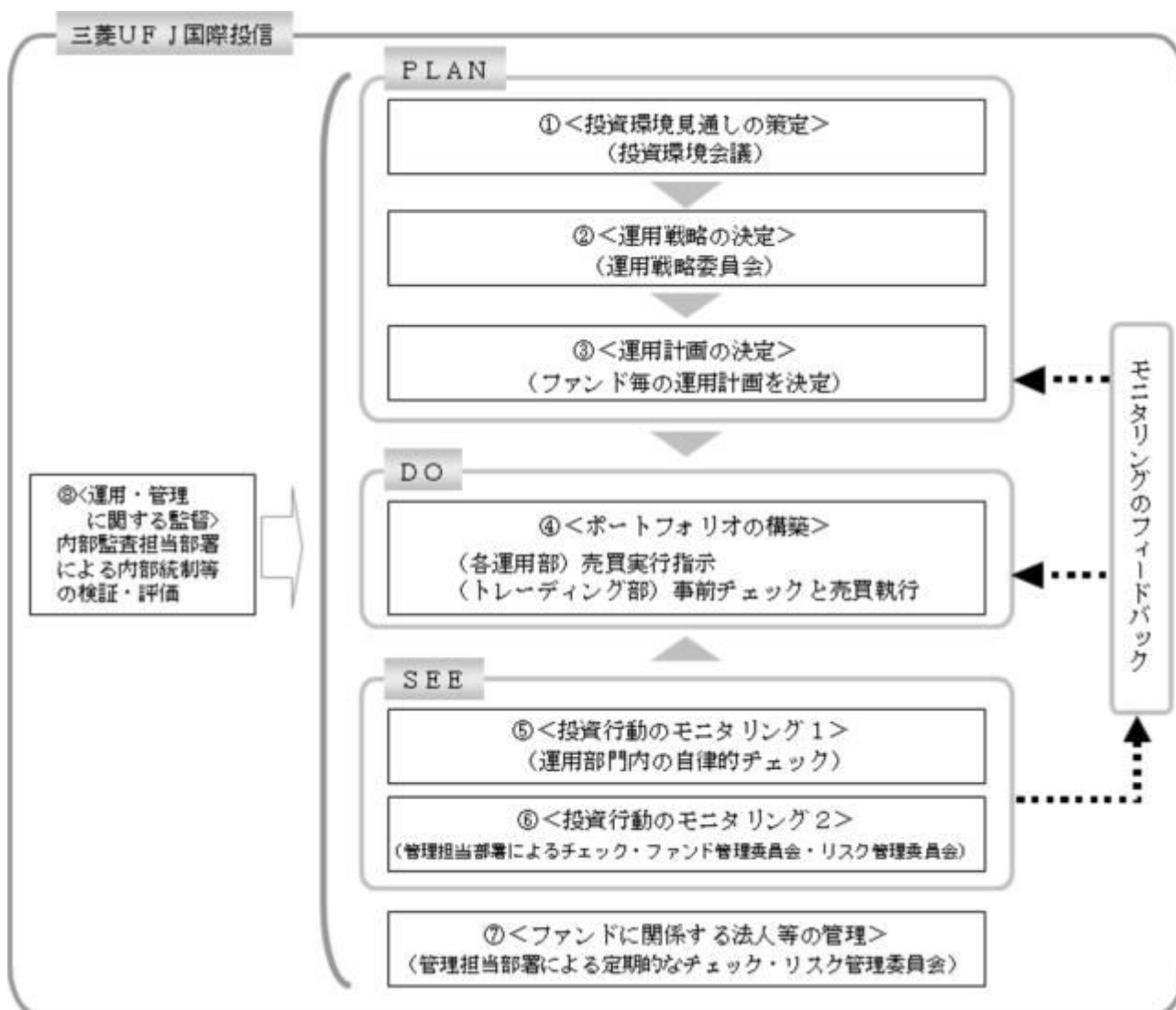
効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

「マネーボールファンド」



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング 1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署（４０～６０名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（１０名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufig.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、「毎月分配型」については、第２計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

株式

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産

外貨建資産への直接投資は行いません。

投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

信用取引

信用取引の指図は行いません。

公社債の借入れ

a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b．a．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c．信託財産の一部解約等の事由により、b．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

資金の借入れ

a．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支

払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「マネーボールファンド」

株式

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下a.およびb.において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

- c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額

とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- d. c. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（ に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（ 5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約

代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

金利先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（１）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なりスクであり、以下に限定されるものではありません。）

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

価格変動リスク

一般に、公社債等の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、各ファンドはその影響を受け公社債等の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

■ 円コース

実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産ですが、当ファンドが投資する外国投資信託において、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図ります。しかし、対円での為替ヘッジにより、保有通貨の為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。そのため、為替相場の変動によっては、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、対円での為替ヘッジを行う場合で円金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替ヘッジによるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

■ 米ドルコース

実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産であり、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、対円での為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

■ 豪ドルコース ■ ブラジルリアルコース ■ メキシコペソコース ■ トルコリラコース ■ ロシアルーブルコース

実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産ですが、各ファンドが投資する外国投資信託において、米ドル売り、各ファンドの対象通貨買いの為替取引を行うため、当該通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が当該通貨に対して円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、為替取引を行う場合で当該通貨の金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。

為替に関する取引規制等がある場合など、通貨によっては、取引量が少なく需給動向等の影響を受けやすいため、市場で取引もしくは公表されている金利と大きく乖離した金利水準をもとに取引されることがあります。このため、当該通貨の金利が米ドルより高いときであっても、為替取引によるコストが生じる場合があります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等（バンクローンを含みます。以下同じ。）の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。各ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引

規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、各ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債等の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、バンクローンは、公社債と比べ、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まることがあります。

各ファンドは、格付けの低いバンクローンを投資対象としており、格付けの高い公社債等への投資を行う場合に比べ、信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

留意事項

- ・各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・金融危機の発生等により、バンクローン等の市場流動性が極端に低下した際には、委託会社の判断により、購入・換金の申込みを中止することがあります。

「マネーブルファンド」

価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・投資環境によっては、マイナス利回りの公社債や金融商品等での運用となることがあり、この場合、基準価額の下落要因となりますのでご注意ください。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

「各ファンド（「マネーボールファンド」を除きます。）」

〔再委託先の管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびオペレーション・リスク管理部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

< 投資対象ファンド（国内投資信託を除く）の信用リスク管理方法 >

投資対象ファンドの管理会社および投資運用会社は、投資対象ファンドにおいて、欧州委員会が制定した指令（UCITS指令）に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデータ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

円コース(毎月分配型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

円コース(年2回分配型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

米ドルコース(毎月分配型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

米ドルコース(年2回分配型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

豪ドルコース(毎月分配型)

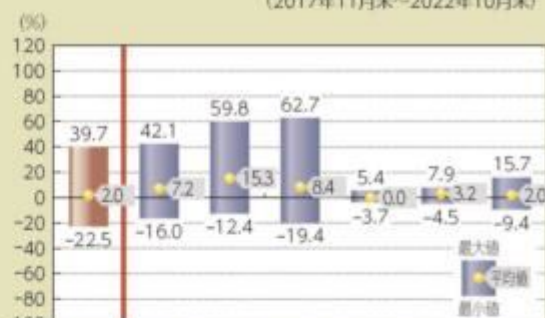
● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年11月末～2022年10月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年11月末～2022年10月末)



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

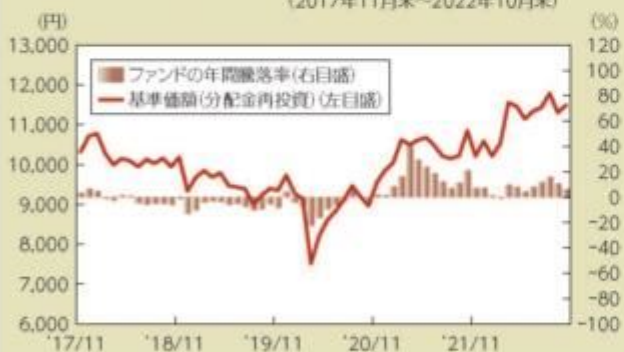
(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

豪ドルコース(年2回分配型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年11月末～2022年10月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年11月末～2022年10月末)



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

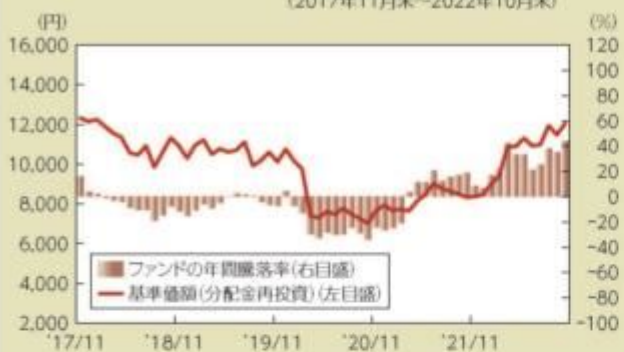
- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

ブラジルリアルコース(毎月分配型)

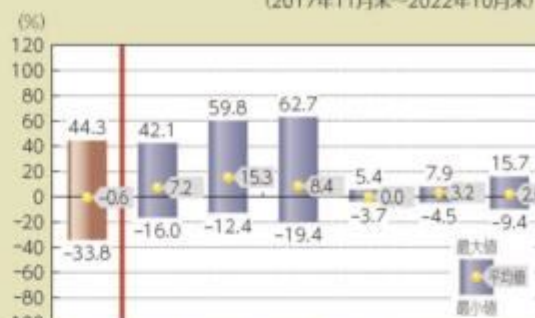
● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年11月末～2022年10月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年11月末～2022年10月末)



ファンド 日本株 先進国債 新興国債 日本国債 先進国債 新興国債

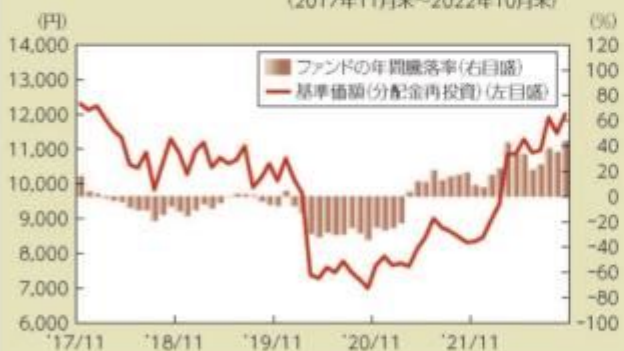
(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ブラジルリアルコース(年2回分配型)

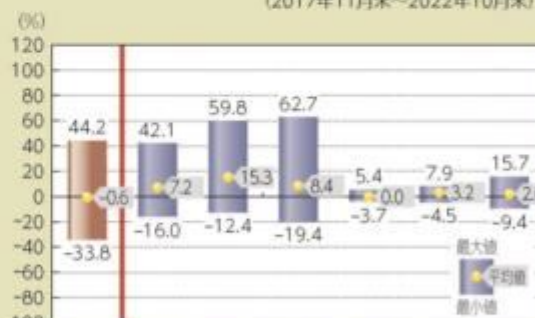
● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年11月末～2022年10月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年11月末～2022年10月末)



ファンド 日本株 先進国債 新興国債 日本国債 先進国債 新興国債

(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

メキシコペソコース(毎月分配型)

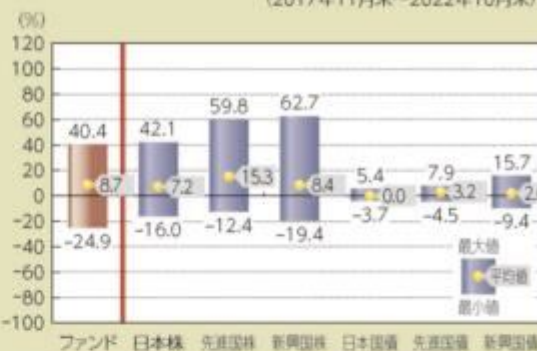
● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年11月末～2022年10月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年11月末～2022年10月末)



注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

メキシコペソコース(年2回分配型)

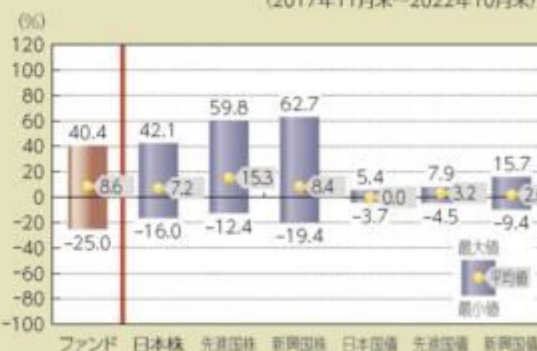
● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年11月末～2022年10月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年11月末～2022年10月末)



注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

トルコリラコース(毎月分配型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年11月末～2022年10月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年11月末～2022年10月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

トルコリラコース(年2回分配型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年11月末～2022年10月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年11月末～2022年10月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

ロシアルーブルコース(毎月分配型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年11月末～2022年10月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年11月末～2022年10月末)



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ロシアルーブルコース(年2回分配型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年11月末～2022年10月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年11月末～2022年10月末)



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

マネープールファンドA

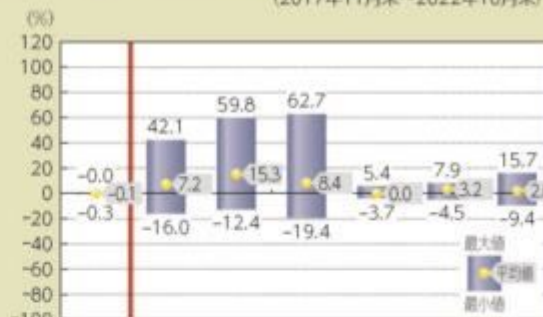
● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年11月末～2022年10月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年11月末～2022年10月末)



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

マネープールファンドB

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年11月末～2022年10月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年11月末～2022年10月末)



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜 3%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

「マネープールファンド」の取得申込みを行う場合には、申込手数料はかかりません。

「マネープールファンドA」の取得申込みは、「毎月分配型」からのスイッチング^{*}による場合、「マネープールファンドB」の取得申込みは、「年2回分配型」からのスイッチングによる場合に限ります。

^{*}スイッチングとは、「毎月分配型グループ」（「毎月分配型」および「マネープールファンドA」）のファンドを解約した受取金額をもって同グループの他ファンドの取得申込みを行うこと、「年2回分配型グループ」（「年2回分配型」および「マネープールファンドB」）のファンドを解約した受取金額をもって同グループの他ファンドの取得申込みを行うことをいいます。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（３）【信託報酬等】

「各ファンド（「マネーブルファンド」を除きます。）」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.815%（税抜1.65%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）
上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	1.02%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.6%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから3ヵ月以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.737%（税抜 年0.67%）以内の率を乗じて得た金額とします。

ファンドが投資対象とする投資信託証券では信託報酬はかかりませんので、受益者が負担する実質的な信託報酬は上記と同じです。

「マネーブルファンド」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.605%（税抜0.55%）以内の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）
上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・毎月の最終営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）の翌日から、翌月の最終営業日までにかかる信託報酬は、当該各月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に応じて、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とします。

当該平均値	信託報酬率 （税込 年率）	配分（税抜 年率）			
		合計	委託会社	販売会社	受託会社
1%以上	0.605%	0.55%	0.25%	0.25%	0.05%
0.6%以上 1%未満	0.33%	0.3%	0.135%	0.135%	0.03%
0.3%以上 0.6%未満	0.165%	0.15%	0.065%	0.065%	0.02%
0.15%以上 0.3%未満	0.055%	0.05%	0.02%	0.02%	0.01%

0.05%以上 0.15%未満	0.033%	0.03%	0.01%	0.01%	0.01%
0.05%未満	0.011%	0.01%	0.004%	0.003%	0.003%

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを除きます。）には監査費用等の諸費用が別途かかります。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2022年10月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【三菱ＵＦＪ 米国バンクロンファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	2,017,587,025	99.02
親投資信託受益証券	日本	2,044,433	0.10
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	17,824,962	0.88
純資産総額		2,037,456,420	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ バミューダ バンクローン ファンド A - クラス Y (J P Y)	305,926.7666	6,603	2,020,034,439	6,595	2,017,587,025	99.02
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	2,007,890	1.0182	2,044,433	1.0182	2,044,433	0.10

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.02
親投資信託受益証券	0.10
合計	99.13

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成25年11月11日）	4,623,306,121	4,623,306,121	10,043	10,043
第2計算期間末日（平成25年12月11日）	6,400,060,437	6,400,060,437	10,058	10,058
第3計算期間末日（平成26年 1月14日）	7,989,132,624	8,024,864,879	10,061	10,106
第4計算期間末日（平成26年 2月12日）	9,856,826,927	9,901,057,004	10,028	10,073
第5計算期間末日（平成26年 3月11日）	11,427,324,876	11,478,755,990	9,998	10,043
第6計算期間末日（平成26年 4月11日）	13,831,445,412	13,893,964,952	9,956	10,001
第7計算期間末日（平成26年 5月12日）	14,489,260,600	14,554,972,536	9,922	9,967
第8計算期間末日（平成26年 6月11日）	14,640,184,854	14,706,680,619	9,908	9,953
第9計算期間末日（平成26年 7月11日）	15,156,607,846	15,225,614,820	9,884	9,929
第10計算期間末日（平成26年 8月11日）	15,236,020,285	15,306,024,255	9,794	9,839
第11計算期間末日（平成26年 9月11日）	15,182,199,916	15,252,114,528	9,772	9,817
第12計算期間末日（平成26年10月14日）	15,154,948,102	15,225,476,598	9,669	9,714
第13計算期間末日（平成26年11月11日）	15,164,602,931	15,235,056,940	9,686	9,731
第14計算期間末日（平成26年12月11日）	15,360,414,563	15,432,558,600	9,581	9,626
第15計算期間末日（平成27年 1月13日）	15,552,405,405	15,625,889,936	9,524	9,569
第16計算期間末日（平成27年 2月12日）	15,340,437,586	15,412,763,309	9,545	9,590
第17計算期間末日（平成27年 3月11日）	15,006,420,971	15,077,008,989	9,567	9,612
第18計算期間末日（平成27年 4月13日）	15,077,504,698	15,148,431,694	9,566	9,611
第19計算期間末日（平成27年 5月11日）	14,751,140,623	14,820,781,366	9,532	9,577
第20計算期間末日（平成27年 6月11日）	14,141,994,097	14,209,262,875	9,460	9,505
第21計算期間末日（平成27年 7月13日）	13,704,793,164	13,770,299,586	9,415	9,460
第22計算期間末日（平成27年 8月11日）	13,116,286,794	13,179,445,503	9,345	9,390
第23計算期間末日（平成27年 9月11日）	12,560,369,814	12,621,256,462	9,283	9,328
第24計算期間末日（平成27年10月13日）	12,361,461,642	12,422,141,898	9,167	9,212
第25計算期間末日（平成27年11月11日）	11,840,352,793	11,898,914,850	9,098	9,143
第26計算期間末日（平成27年12月11日）	11,598,820,606	11,656,984,652	8,974	9,019
第27計算期間末日（平成28年 1月12日）	11,060,374,792	11,116,475,343	8,872	8,917
第28計算期間末日（平成28年 2月12日）	10,507,113,472	10,561,355,146	8,717	8,762
第29計算期間末日（平成28年 3月11日）	10,273,204,327	10,325,581,778	8,826	8,871
第30計算期間末日（平成28年 4月11日）	9,967,572,351	10,018,168,291	8,865	8,910
第31計算期間末日（平成28年 5月11日）	9,644,067,813	9,692,947,429	8,879	8,924
第32計算期間末日（平成28年 6月13日）	9,497,135,690	9,545,231,885	8,886	8,931
第33計算期間末日（平成28年 7月11日）	9,040,951,592	9,087,045,063	8,826	8,871
第34計算期間末日（平成28年 8月12日）	8,597,450,697	8,641,166,438	8,850	8,895
第35計算期間末日（平成28年 9月12日）	8,257,356,222	8,290,023,021	8,847	8,882
第36計算期間末日（平成28年10月11日）	7,828,801,187	7,859,817,783	8,834	8,869
第37計算期間末日（平成28年11月11日）	7,622,465,306	7,652,841,003	8,783	8,818

第38計算期間末日	(平成28年12月12日)	7,607,351,228	7,637,597,262	8,803	8,838
第39計算期間末日	(平成29年 1月11日)	7,980,846,831	8,012,586,380	8,801	8,836
第40計算期間末日	(平成29年 2月13日)	8,047,828,927	8,080,000,183	8,755	8,790
第41計算期間末日	(平成29年 3月13日)	7,947,298,214	7,979,101,796	8,746	8,781
第42計算期間末日	(平成29年 4月11日)	8,319,864,918	8,353,295,133	8,711	8,746
第43計算期間末日	(平成29年 5月11日)	8,538,104,198	8,572,517,767	8,684	8,719
第44計算期間末日	(平成29年 6月12日)	8,682,587,428	8,717,707,646	8,653	8,688
第45計算期間末日	(平成29年 7月11日)	8,439,448,713	8,473,780,693	8,604	8,639
第46計算期間末日	(平成29年 8月14日)	8,506,278,661	8,540,989,520	8,577	8,612
第47計算期間末日	(平成29年 9月11日)	8,532,249,333	8,567,240,887	8,534	8,569
第48計算期間末日	(平成29年10月11日)	8,479,167,213	8,514,033,647	8,512	8,547
第49計算期間末日	(平成29年11月13日)	8,467,216,226	8,502,226,008	8,465	8,500
第50計算期間末日	(平成29年12月11日)	8,206,944,308	8,240,969,666	8,442	8,477
第51計算期間末日	(平成30年 1月11日)	8,141,476,752	8,175,358,582	8,410	8,445
第52計算期間末日	(平成30年 2月13日)	7,669,404,599	7,701,484,694	8,367	8,402
第53計算期間末日	(平成30年 3月12日)	7,258,658,387	7,289,130,326	8,337	8,372
第54計算期間末日	(平成30年 4月11日)	6,900,422,570	6,929,521,045	8,300	8,335
第55計算期間末日	(平成30年 5月11日)	6,631,473,225	6,659,557,076	8,265	8,300
第56計算期間末日	(平成30年 6月11日)	5,961,145,367	5,986,542,733	8,215	8,250
第57計算期間末日	(平成30年 7月11日)	5,552,513,049	5,576,314,256	8,165	8,200
第58計算期間末日	(平成30年 8月13日)	5,430,103,808	5,453,433,196	8,147	8,182
第59計算期間末日	(平成30年 9月11日)	5,230,119,619	5,246,204,875	8,129	8,154
第60計算期間末日	(平成30年10月11日)	5,031,281,772	5,046,778,954	8,116	8,141
第61計算期間末日	(平成30年11月12日)	4,881,818,142	4,896,949,168	8,066	8,091
第62計算期間末日	(平成30年12月11日)	4,619,288,479	4,633,919,368	7,893	7,918
第63計算期間末日	(平成31年 1月11日)	4,592,879,335	4,607,412,365	7,901	7,926
第64計算期間末日	(平成31年 2月12日)	4,471,146,639	4,485,322,380	7,885	7,910
第65計算期間末日	(平成31年 3月11日)	4,432,252,574	4,446,246,751	7,918	7,943
第66計算期間末日	(平成31年 4月11日)	4,422,432,853	4,436,380,637	7,927	7,952
第67計算期間末日	(令和 1年 5月13日)	4,394,942,539	4,408,825,816	7,914	7,939
第68計算期間末日	(令和 1年 6月11日)	4,411,179,007	4,425,196,867	7,867	7,892
第69計算期間末日	(令和 1年 7月11日)	4,297,131,209	4,310,815,747	7,850	7,875
第70計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	4,220,755,211	4,234,239,287	7,825	7,850
第71計算期間末日	(令和 1年 9月11日)	4,116,784,075	4,129,951,586	7,816	7,841
第72計算期間末日	(令和 1年10月11日)	4,002,053,458	4,014,953,735	7,756	7,781
第73計算期間末日	(令和 1年11月11日)	3,982,435,646	3,995,297,891	7,741	7,766
第74計算期間末日	(令和 1年12月11日)	3,969,112,137	3,981,870,750	7,777	7,802
第75計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	3,933,833,943	3,946,449,401	7,796	7,821
第76計算期間末日	(令和 2年 2月12日)	3,742,318,178	3,754,404,814	7,741	7,766
第77計算期間末日	(令和 2年 3月11日)	3,549,576,517	3,561,487,052	7,450	7,475
第78計算期間末日	(令和 2年 4月13日)	3,364,056,758	3,375,846,702	7,133	7,158
第79計算期間末日	(令和 2年 5月11日)	3,358,623,139	3,365,690,537	7,128	7,143

第80計算期間末日	(令和 2年 6月11日)	3,477,023,337	3,484,085,826	7,385	7,400
第81計算期間末日	(令和 2年 7月13日)	3,390,725,994	3,397,741,999	7,249	7,264
第82計算期間末日	(令和 2年 8月11日)	3,405,631,601	3,412,574,655	7,358	7,373
第83計算期間末日	(令和 2年 9月11日)	3,324,624,245	3,331,354,673	7,410	7,425
第84計算期間末日	(令和 2年10月12日)	3,142,462,721	3,148,855,681	7,373	7,388
第85計算期間末日	(令和 2年11月11日)	3,091,379,297	3,097,619,566	7,431	7,446
第86計算期間末日	(令和 2年12月11日)	2,886,419,331	2,892,221,452	7,462	7,477
第87計算期間末日	(令和 3年 1月12日)	2,896,159,759	2,901,940,464	7,515	7,530
第88計算期間末日	(令和 3年 2月12日)	2,869,935,933	2,875,673,833	7,503	7,518
第89計算期間末日	(令和 3年 3月11日)	2,858,420,120	2,864,154,926	7,477	7,492
第90計算期間末日	(令和 3年 4月12日)	2,840,721,300	2,846,430,221	7,464	7,479
第91計算期間末日	(令和 3年 5月11日)	2,809,738,576	2,815,393,954	7,452	7,467
第92計算期間末日	(令和 3年 6月11日)	2,788,228,093	2,793,822,700	7,476	7,491
第93計算期間末日	(令和 3年 7月12日)	2,734,253,006	2,739,755,856	7,453	7,468
第94計算期間末日	(令和 3年 8月11日)	2,705,696,703	2,711,166,525	7,420	7,435
第95計算期間末日	(令和 3年 9月13日)	2,629,750,586	2,635,037,550	7,461	7,476
第96計算期間末日	(令和 3年10月11日)	2,601,302,687	2,606,535,225	7,457	7,472
第97計算期間末日	(令和 3年11月11日)	2,511,579,110	2,516,635,239	7,451	7,466
第98計算期間末日	(令和 3年12月13日)	2,381,839,910	2,386,657,536	7,416	7,431
第99計算期間末日	(令和 4年 1月11日)	2,374,107,890	2,378,903,895	7,425	7,440
第100計算期間末日	(令和 4年 2月14日)	2,360,828,003	2,365,622,984	7,385	7,400
第101計算期間末日	(令和 4年 3月11日)	2,302,698,870	2,307,459,627	7,255	7,270
第102計算期間末日	(令和 4年 4月11日)	2,298,706,908	2,303,405,765	7,338	7,353
第103計算期間末日	(令和 4年 5月11日)	2,244,184,386	2,248,881,715	7,166	7,181
第104計算期間末日	(令和 4年 6月13日)	2,224,086,900	2,228,781,982	7,106	7,121
第105計算期間末日	(令和 4年 7月11日)	2,121,213,658	2,125,842,341	6,874	6,889
第106計算期間末日	(令和 4年 8月12日)	2,139,438,561	2,143,940,911	7,128	7,143
第107計算期間末日	(令和 4年 9月12日)	2,104,744,885	2,109,229,680	7,040	7,055
第108計算期間末日	(令和 4年10月11日)	2,045,684,455	2,050,122,560	6,914	6,929
	令和 3年10月末日	2,545,302,685	—	7,449	—
	11月末日	2,471,385,708	—	7,405	—
	12月末日	2,377,454,224	—	7,429	—
	令和 4年 1月末日	2,367,288,694	—	7,406	—
	2月末日	2,344,523,284	—	7,341	—
	3月末日	2,310,513,015	—	7,325	—
	4月末日	2,285,747,153	—	7,297	—
	5月末日	2,221,644,029	—	7,090	—
	6月末日	2,168,906,330	—	6,938	—
	7月末日	2,153,245,327	—	7,005	—
	8月末日	2,116,629,851	—	7,076	—
	9月末日	2,044,898,207	—	6,874	—
	10月末日	2,037,456,420	—	6,899	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	—円
第2計算期間	—円
第3計算期間	45円
第4計算期間	45円
第5計算期間	45円
第6計算期間	45円
第7計算期間	45円
第8計算期間	45円
第9計算期間	45円
第10計算期間	45円
第11計算期間	45円
第12計算期間	45円
第13計算期間	45円
第14計算期間	45円
第15計算期間	45円
第16計算期間	45円
第17計算期間	45円
第18計算期間	45円
第19計算期間	45円
第20計算期間	45円
第21計算期間	45円
第22計算期間	45円
第23計算期間	45円
第24計算期間	45円
第25計算期間	45円
第26計算期間	45円
第27計算期間	45円
第28計算期間	45円
第29計算期間	45円
第30計算期間	45円
第31計算期間	45円
第32計算期間	45円
第33計算期間	45円
第34計算期間	45円
第35計算期間	35円
第36計算期間	35円
第37計算期間	35円
第38計算期間	35円

第39計算期間	35円
第40計算期間	35円
第41計算期間	35円
第42計算期間	35円
第43計算期間	35円
第44計算期間	35円
第45計算期間	35円
第46計算期間	35円
第47計算期間	35円
第48計算期間	35円
第49計算期間	35円
第50計算期間	35円
第51計算期間	35円
第52計算期間	35円
第53計算期間	35円
第54計算期間	35円
第55計算期間	35円
第56計算期間	35円
第57計算期間	35円
第58計算期間	35円
第59計算期間	25円
第60計算期間	25円
第61計算期間	25円
第62計算期間	25円
第63計算期間	25円
第64計算期間	25円
第65計算期間	25円
第66計算期間	25円
第67計算期間	25円
第68計算期間	25円
第69計算期間	25円
第70計算期間	25円
第71計算期間	25円
第72計算期間	25円
第73計算期間	25円
第74計算期間	25円
第75計算期間	25円
第76計算期間	25円
第77計算期間	25円
第78計算期間	25円
第79計算期間	15円
第80計算期間	15円

第81計算期間	15円
第82計算期間	15円
第83計算期間	15円
第84計算期間	15円
第85計算期間	15円
第86計算期間	15円
第87計算期間	15円
第88計算期間	15円
第89計算期間	15円
第90計算期間	15円
第91計算期間	15円
第92計算期間	15円
第93計算期間	15円
第94計算期間	15円
第95計算期間	15円
第96計算期間	15円
第97計算期間	15円
第98計算期間	15円
第99計算期間	15円
第100計算期間	15円
第101計算期間	15円
第102計算期間	15円
第103計算期間	15円
第104計算期間	15円
第105計算期間	15円
第106計算期間	15円
第107計算期間	15円
第108計算期間	15円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	0.43
第2計算期間	0.14
第3計算期間	0.47
第4計算期間	0.11
第5計算期間	0.14
第6計算期間	0.03
第7計算期間	0.11
第8計算期間	0.31
第9計算期間	0.21

第10計算期間	0.45
第11計算期間	0.23
第12計算期間	0.59
第13計算期間	0.64
第14計算期間	0.61
第15計算期間	0.12
第16計算期間	0.69
第17計算期間	0.70
第18計算期間	0.45
第19計算期間	0.11
第20計算期間	0.28
第21計算期間	0.00
第22計算期間	0.26
第23計算期間	0.18
第24計算期間	0.76
第25計算期間	0.26
第26計算期間	0.86
第27計算期間	0.63
第28計算期間	1.23
第29計算期間	1.76
第30計算期間	0.95
第31計算期間	0.66
第32計算期間	0.58
第33計算期間	0.16
第34計算期間	0.78
第35計算期間	0.36
第36計算期間	0.24
第37計算期間	0.18
第38計算期間	0.62
第39計算期間	0.37
第40計算期間	0.12
第41計算期間	0.29
第42計算期間	0.00
第43計算期間	0.09
第44計算期間	0.04
第45計算期間	0.16
第46計算期間	0.09
第47計算期間	0.09
第48計算期間	0.15
第49計算期間	0.14
第50計算期間	0.14
第51計算期間	0.03

第52計算期間	0.09
第53計算期間	0.05
第54計算期間	0.02
第55計算期間	0.00
第56計算期間	0.18
第57計算期間	0.18
第58計算期間	0.20
第59計算期間	0.08
第60計算期間	0.14
第61計算期間	0.30
第62計算期間	1.83
第63計算期間	0.41
第64計算期間	0.11
第65計算期間	0.73
第66計算期間	0.42
第67計算期間	0.15
第68計算期間	0.27
第69計算期間	0.10
第70計算期間	0.00
第71計算期間	0.20
第72計算期間	0.44
第73計算期間	0.12
第74計算期間	0.78
第75計算期間	0.56
第76計算期間	0.38
第77計算期間	3.43
第78計算期間	3.91
第79計算期間	0.14
第80計算期間	3.81
第81計算期間	1.63
第82計算期間	1.71
第83計算期間	0.91
第84計算期間	0.29
第85計算期間	0.99
第86計算期間	0.61
第87計算期間	0.91
第88計算期間	0.03
第89計算期間	0.14
第90計算期間	0.02
第91計算期間	0.04
第92計算期間	0.52
第93計算期間	0.10

第94計算期間	0.24
第95計算期間	0.75
第96計算期間	0.14
第97計算期間	0.12
第98計算期間	0.26
第99計算期間	0.32
第100計算期間	0.33
第101計算期間	1.55
第102計算期間	1.35
第103計算期間	2.13
第104計算期間	0.62
第105計算期間	3.05
第106計算期間	3.91
第107計算期間	1.02
第108計算期間	1.57

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	4,603,363,851	2,662	4,603,361,189
第2計算期間	1,845,552,481	85,612,840	6,363,300,830
第3計算期間	1,658,121,404	80,921,083	7,940,501,151
第4計算期間	2,049,816,087	161,411,116	9,828,906,122
第5計算期間	1,764,365,449	164,134,952	11,429,136,619
第6計算期間	2,783,168,809	319,074,225	13,893,231,203
第7計算期間	1,154,703,231	445,281,850	14,602,652,584
第8計算期間	714,345,892	540,161,637	14,776,836,839
第9計算期間	991,058,093	433,011,601	15,334,883,331
第10計算期間	653,595,992	432,041,369	15,556,437,954
第11計算期間	370,454,717	390,312,202	15,536,580,469
第12計算期間	670,092,571	533,673,811	15,672,999,229
第13計算期間	288,172,369	304,725,107	15,656,446,491
第14計算期間	861,704,170	486,142,250	16,032,008,411
第15計算期間	688,797,687	390,910,239	16,329,895,859
第16計算期間	326,045,741	583,558,498	16,072,383,102
第17計算期間	474,516,489	860,673,326	15,686,226,265
第18計算期間	552,084,257	476,755,656	15,761,554,866
第19計算期間	145,112,517	430,946,681	15,475,720,702
第20計算期間	184,005,229	711,108,471	14,948,617,460
第21計算期間	452,034,958	843,669,648	14,556,982,770

第22計算期間	197,645,726	719,359,774	14,035,268,722
第23計算期間	296,033,266	800,935,579	13,530,366,409
第24計算期間	268,252,325	314,117,395	13,484,501,339
第25計算期間	56,931,563	527,642,243	13,013,790,659
第26計算期間	253,952,509	342,399,493	12,925,343,675
第27計算期間	42,699,529	501,253,937	12,466,789,267
第28計算期間	14,992,848	428,076,733	12,053,705,382
第29計算期間	8,018,242	422,289,922	11,639,433,702
第30計算期間	43,880,799	439,772,274	11,243,542,227
第31計算期間	24,850,496	406,255,710	10,862,137,013
第32計算期間	26,227,629	200,321,195	10,688,043,447
第33計算期間	13,732,044	458,781,805	10,242,993,686
第34計算期間	11,893,647	540,278,001	9,714,609,332
第35計算期間	49,872,944	431,110,912	9,333,371,364
第36計算期間	71,092,385	542,578,906	8,861,884,843
第37計算期間	51,088,649	234,202,687	8,678,770,805
第38計算期間	253,519,846	290,566,544	8,641,724,107
第39計算期間	515,684,776	88,966,189	9,068,442,694
第40計算期間	385,505,556	262,160,795	9,191,787,455
第41計算期間	261,489,985	366,539,656	9,086,737,784
第42計算期間	602,959,700	138,207,230	9,551,490,254
第43計算期間	389,242,177	108,284,068	9,832,448,363
第44計算期間	378,982,873	177,083,091	10,034,348,145
第45計算期間	361,754,121	586,964,890	9,809,137,376
第46計算期間	378,048,572	269,797,393	9,917,388,555
第47計算期間	348,228,135	268,029,655	9,997,587,035
第48計算期間	240,691,392	276,439,878	9,961,838,549
第49計算期間	207,269,606	166,313,101	10,002,795,054
第50計算期間	153,268,876	434,532,807	9,721,531,123
第51計算期間	112,831,706	153,839,829	9,680,523,000
第52計算期間	33,309,115	548,090,623	9,165,741,492
第53計算期間	22,625,302	482,098,324	8,706,268,470
第54計算期間	5,995,119	398,413,321	8,313,850,268
第55計算期間	23,458,914	313,351,539	8,023,957,643
第56計算期間	40,935,729	808,503,045	7,256,390,327
第57計算期間	11,214,229	467,259,681	6,800,344,875
第58計算期間	7,093,546	141,898,909	6,665,539,512
第59計算期間	4,812,680	236,249,396	6,434,102,796
第60計算期間	3,411,652	238,641,363	6,198,873,085
第61計算期間	3,396,067	149,858,675	6,052,410,477
第62計算期間	3,383,980	203,438,637	5,852,355,820
第63計算期間	8,547,924	47,691,447	5,813,212,297

第64計算期間	3,303,884	146,219,736	5,670,296,445
第65計算期間	3,280,449	75,906,070	5,597,670,824
第66計算期間	3,198,203	21,755,421	5,579,113,606
第67計算期間	3,181,906	28,984,689	5,553,310,823
第68計算期間	101,384,388	47,550,870	5,607,144,341
第69計算期間	10,127,465	143,456,346	5,473,815,460
第70計算期間	3,160,032	83,345,077	5,393,630,415
第71計算期間	3,208,355	129,834,221	5,267,004,549
第72計算期間	3,109,093	110,002,761	5,160,110,881
第73計算期間	11,704,707	26,917,394	5,144,898,194
第74計算期間	2,975,941	44,428,824	5,103,445,311
第75計算期間	2,698,789	59,960,635	5,046,183,465
第76計算期間	2,567,983	214,096,892	4,834,654,556
第77計算期間	2,992,080	73,432,551	4,764,214,085
第78計算期間	3,062,568	51,298,668	4,715,977,985
第79計算期間	3,080,514	7,459,725	4,711,598,774
第80計算期間	1,856,008	5,128,132	4,708,326,650
第81計算期間	1,797,100	32,786,779	4,677,336,971
第82計算期間	1,803,264	50,437,332	4,628,702,903
第83計算期間	1,787,138	143,537,456	4,486,952,585
第84計算期間	10,425,247	235,404,346	4,261,973,486
第85計算期間	2,665,003	104,458,944	4,160,179,545
第86計算期間	2,217,806	294,316,418	3,868,080,933
第87計算期間	1,994,709	16,271,985	3,853,803,657
第88計算期間	1,986,394	30,522,880	3,825,267,171
第89計算期間	2,042,840	4,105,778	3,823,204,233
第90計算期間	4,935,654	22,192,013	3,805,947,874
第91計算期間	2,017,961	37,713,630	3,770,252,205
第92計算期間	2,008,029	42,522,088	3,729,738,146
第93計算期間	2,180,570	63,351,554	3,668,567,162
第94計算期間	1,963,858	23,982,543	3,646,548,477
第95計算期間	1,973,827	123,879,474	3,524,642,830
第96計算期間	1,589,003	37,873,030	3,488,358,803
第97計算期間	1,623,735	119,229,529	3,370,753,009
第98計算期間	1,617,576	160,619,316	3,211,751,269
第99計算期間	1,880,316	16,294,873	3,197,336,712
第100計算期間	1,792,642	2,475,024	3,196,654,330
第101計算期間	1,899,353	24,715,044	3,173,838,639
第102計算期間	1,945,111	43,212,079	3,132,571,671
第103計算期間	1,927,984	2,946,862	3,131,552,793
第104計算期間	1,975,295	3,473,215	3,130,054,873
第105計算期間	1,985,620	46,251,201	3,085,789,292

第106計算期間	2,116,070	86,338,128	3,001,567,234
第107計算期間	1,825,424	13,528,723	2,989,863,935
第108計算期間	1,855,979	32,982,990	2,958,736,924

【三菱ＵＦＪ 米国バンクロンファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（年２回分配型）】

（１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	887,710,090	99.42
親投資信託受益証券	日本	886,092	0.10
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	4,274,424	0.48
純資産総額		892,870,606	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ バミューダ バンクロン ファンド A - クラス Y (J P Y)	134,603.5012	6,603	888,786,918	6,595	887,710,090	99.42
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	870,254	1.0182	886,092	1.0182	886,092	0.10

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.42
親投資信託受益証券	0.10
合計	99.52

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成26年４月11日）	5,681,343,040	5,686,953,849	10,126	10,136
第2計算期間末日（平成26年10月14日）	6,555,322,778	6,561,814,443	10,098	10,108
第3計算期間末日（平成27年４月13日）	6,399,600,789	6,405,835,714	10,264	10,274
第4計算期間末日（平成27年10月13日）	5,340,528,927	5,345,809,711	10,113	10,123
第5計算期間末日（平成28年４月11日）	4,129,991,119	4,129,991,119	10,080	10,080
第6計算期間末日（平成28年10月11日）	3,451,918,751	3,455,262,928	10,322	10,332
第7計算期間末日（平成29年４月11日）	3,329,285,273	3,332,482,165	10,414	10,424
第8計算期間末日（平成29年10月11日）	3,371,493,428	3,374,729,718	10,418	10,428
第9計算期間末日（平成30年４月11日）	2,545,947,649	2,548,394,381	10,406	10,416
第10計算期間末日（平成30年10月11日）	2,116,881,069	2,118,915,656	10,404	10,414
第11計算期間末日（平成31年４月11日）	1,834,132,825	1,835,905,861	10,345	10,355
第12計算期間末日（令和１年10月11日）	1,669,818,906	1,671,439,016	10,307	10,317
第13計算期間末日（令和２年４月13日）	1,433,657,000	1,433,657,000	9,667	9,667
第14計算期間末日（令和２年10月12日）	1,461,983,853	1,461,983,853	10,115	10,115
第15計算期間末日（令和３年４月12日）	1,406,945,816	1,408,304,652	10,354	10,364
第16計算期間末日（令和３年10月11日）	1,288,484,927	1,289,716,724	10,460	10,470
第17計算期間末日（令和４年４月11日）	1,231,294,886	1,232,477,716	10,410	10,420
第18計算期間末日（令和４年10月11日）	894,836,413	894,836,413	9,934	9,934
令和３年10月末日	1,280,601,363	—	10,449	—
11月末日	1,267,477,267	—	10,408	—
12月末日	1,273,805,328	—	10,463	—
令和４年１月末日	1,258,224,879	—	10,451	—
2月末日	1,227,894,452	—	10,381	—
3月末日	1,227,781,581	—	10,380	—
4月末日	1,218,471,285	—	10,351	—
5月末日	1,180,696,122	—	10,079	—
6月末日	1,156,848,529	—	9,884	—
7月末日	912,173,633	—	10,000	—

8月末日	923,823,177	—	10,124	—
9月末日	887,631,635	—	9,855	—
10月末日	892,870,606	—	9,912	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	0円
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円
第9計算期間	10円
第10計算期間	10円
第11計算期間	10円
第12計算期間	10円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	10円
第16計算期間	10円
第17計算期間	10円
第18計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	1.36
第2計算期間	0.17
第3計算期間	1.74
第4計算期間	1.37
第5計算期間	0.32
第6計算期間	2.50
第7計算期間	0.98
第8計算期間	0.13
第9計算期間	0.01
第10計算期間	0.07
第11計算期間	0.47
第12計算期間	0.27

第13計算期間	6.20
第14計算期間	4.63
第15計算期間	2.46
第16計算期間	1.12
第17計算期間	0.38
第18計算期間	4.57

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	5,730,678,696	119,869,677	5,610,809,019
第2計算期間	1,596,875,212	716,019,027	6,491,665,204
第3計算期間	697,610,328	954,350,013	6,234,925,519
第4計算期間	364,237,607	1,318,378,180	5,280,784,946
第5計算期間	30,382,573	1,213,937,232	4,097,230,287
第6計算期間	9,651,361	762,704,091	3,344,177,557
第7計算期間	464,101,791	611,386,529	3,196,892,819
第8計算期間	587,163,638	547,766,113	3,236,290,344
第9計算期間	171,480,773	961,038,824	2,446,732,293
第10計算期間	16,957,957	429,102,480	2,034,587,770
第11計算期間	2,351,580	263,902,823	1,773,036,527
第12計算期間	142,544,149	295,470,037	1,620,110,639
第13計算期間	7,387,165	144,414,186	1,483,083,618
第14計算期間	4,117,127	41,898,116	1,445,302,629
第15計算期間	3,058,826	89,524,793	1,358,836,662
第16計算期間	28,559,663	155,599,260	1,231,797,065
第17計算期間	771,993	49,738,196	1,182,830,862
第18計算期間	1,867,724	283,942,752	900,755,834

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	6,262,102,179	99.03
親投資信託受益証券	日本	7,327,242	0.12
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	53,691,612	0.85

純資産総額	6,323,121,033	100.00
-------	---------------	--------

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年10月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ バミューダ バンクロン ファンド A - クラス Y (US D)	611,354.3083	10,112	6,182,014,765	10,243	6,262,102,179	99.03
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	7,196,270	1.0182	7,327,242	1.0182	7,327,242	0.12

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.03
親投資信託受益証券	0.12
合計	99.15

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)

第1計算期間末日	(平成25年11月11日)	11,246,438,378	11,246,438,378	10,092	10,092
第2計算期間末日	(平成25年12月11日)	15,643,524,082	15,643,524,082	10,490	10,490
第3計算期間末日	(平成26年 1月14日)	21,945,628,208	22,039,249,136	10,548	10,593
第4計算期間末日	(平成26年 2月12日)	28,062,700,702	28,183,905,229	10,419	10,464
第5計算期間末日	(平成26年 3月11日)	31,740,568,977	31,876,913,146	10,476	10,521
第6計算期間末日	(平成26年 4月11日)	36,150,153,870	36,308,655,535	10,263	10,308
第7計算期間末日	(平成26年 5月12日)	37,235,809,167	37,399,270,155	10,251	10,296
第8計算期間末日	(平成26年 6月11日)	37,724,753,222	37,889,423,380	10,309	10,354
第9計算期間末日	(平成26年 7月11日)	38,040,193,375	38,208,409,204	10,176	10,221
第10計算期間末日	(平成26年 8月11日)	37,896,058,898	38,064,190,073	10,143	10,188
第11計算期間末日	(平成26年 9月11日)	38,496,324,160	38,659,766,772	10,599	10,644
第12計算期間末日	(平成26年10月14日)	39,856,784,058	40,026,565,155	10,564	10,609
第13計算期間末日	(平成26年11月11日)	40,837,902,030	41,000,486,030	11,303	11,348
第14計算期間末日	(平成26年12月11日)	38,998,002,332	39,149,419,644	11,590	11,635
第15計算期間末日	(平成27年 1月13日)	37,820,872,358	37,968,548,484	11,525	11,570
第16計算期間末日	(平成27年 2月12日)	37,540,692,591	37,684,725,047	11,729	11,774
第17計算期間末日	(平成27年 3月11日)	33,171,828,373	33,297,783,362	11,851	11,896
第18計算期間末日	(平成27年 4月13日)	32,213,301,329	32,336,499,520	11,766	11,811
第19計算期間末日	(平成27年 5月11日)	31,114,283,727	31,233,994,939	11,696	11,741
第20計算期間末日	(平成27年 6月11日)	29,497,058,009	29,608,565,767	11,904	11,949
第21計算期間末日	(平成27年 7月13日)	28,718,458,008	28,827,398,303	11,863	11,908
第22計算期間末日	(平成27年 8月11日)	27,716,014,791	27,820,247,977	11,966	12,011
第23計算期間末日	(平成27年 9月11日)	25,284,643,689	25,383,170,736	11,548	11,593
第24計算期間末日	(平成27年10月13日)	24,187,712,290	24,283,724,583	11,337	11,382
第25計算期間末日	(平成27年11月11日)	24,208,215,406	24,302,301,466	11,578	11,623
第26計算期間末日	(平成27年12月11日)	22,660,836,618	22,751,246,851	11,279	11,324
第27計算期間末日	(平成28年 1月12日)	21,072,486,824	21,160,350,590	10,792	10,837
第28計算期間末日	(平成28年 2月12日)	18,455,254,316	18,537,270,441	10,126	10,171
第29計算期間末日	(平成28年 3月11日)	18,320,176,779	18,399,383,531	10,408	10,453
第30計算期間末日	(平成28年 4月11日)	16,882,312,174	16,958,171,028	10,015	10,060
第31計算期間末日	(平成28年 5月11日)	16,125,920,851	16,197,727,464	10,106	10,151
第32計算期間末日	(平成28年 6月13日)	15,302,429,244	15,371,771,117	9,931	9,976
第33計算期間末日	(平成28年 7月11日)	14,123,749,133	14,192,116,145	9,296	9,341
第34計算期間末日	(平成28年 8月12日)	13,644,676,025	13,709,937,503	9,408	9,453
第35計算期間末日	(平成28年 9月12日)	13,626,137,370	13,690,432,234	9,537	9,582
第36計算期間末日	(平成28年10月11日)	13,603,353,165	13,667,066,604	9,608	9,653
第37計算期間末日	(平成28年11月11日)	13,434,529,524	13,496,086,479	9,821	9,866
第38計算期間末日	(平成28年12月12日)	14,445,115,758	14,506,145,101	10,651	10,696
第39計算期間末日	(平成29年 1月11日)	13,922,362,378	13,980,966,022	10,691	10,736
第40計算期間末日	(平成29年 2月13日)	13,929,291,367	13,989,120,234	10,477	10,522
第41計算期間末日	(平成29年 3月13日)	14,535,053,480	14,596,769,259	10,598	10,643
第42計算期間末日	(平成29年 4月11日)	14,834,924,117	14,900,259,749	10,218	10,263

第43計算期間末日	(平成29年 5月11日)	15,381,001,478	15,447,192,668	10,457	10,502
第44計算期間末日	(平成29年 6月12日)	15,049,258,514	15,116,126,393	10,128	10,173
第45計算期間末日	(平成29年 7月11日)	16,128,897,327	16,198,720,508	10,395	10,440
第46計算期間末日	(平成29年 8月14日)	15,546,301,667	15,616,817,515	9,921	9,966
第47計算期間末日	(平成29年 9月11日)	15,278,511,478	15,348,896,667	9,768	9,813
第48計算期間末日	(平成29年10月11日)	15,630,655,682	15,700,147,163	10,122	10,167
第49計算期間末日	(平成29年11月13日)	16,032,945,716	16,103,739,986	10,191	10,236
第50計算期間末日	(平成29年12月11日)	16,169,185,688	16,240,608,298	10,187	10,232
第51計算期間末日	(平成30年 1月11日)	15,382,835,027	15,452,220,354	9,977	10,022
第52計算期間末日	(平成30年 2月13日)	14,463,712,532	14,530,872,409	9,691	9,736
第53計算期間末日	(平成30年 3月12日)	13,890,604,759	13,956,221,205	9,526	9,571
第54計算期間末日	(平成30年 4月11日)	13,222,732,992	13,285,244,399	9,519	9,564
第55計算期間末日	(平成30年 5月11日)	13,480,682,971	13,543,192,845	9,705	9,750
第56計算期間末日	(平成30年 6月11日)	12,993,483,858	13,054,135,021	9,640	9,685
第57計算期間末日	(平成30年 7月11日)	12,780,444,862	12,839,346,674	9,764	9,809
第58計算期間末日	(平成30年 8月13日)	12,451,371,089	12,509,054,925	9,713	9,758
第59計算期間末日	(平成30年 9月11日)	12,196,763,928	12,253,173,338	9,730	9,775
第60計算期間末日	(平成30年10月11日)	11,974,547,740	12,029,205,173	9,859	9,904
第61計算期間末日	(平成30年11月12日)	11,732,055,335	11,785,411,754	9,895	9,940
第62計算期間末日	(平成30年12月11日)	11,290,392,248	11,343,203,974	9,620	9,665
第63計算期間末日	(平成31年 1月11日)	10,805,122,994	10,857,734,394	9,242	9,287
第64計算期間末日	(平成31年 2月12日)	10,911,031,008	10,963,183,667	9,415	9,460
第65計算期間末日	(平成31年 3月11日)	10,934,677,460	10,986,365,341	9,520	9,565
第66計算期間末日	(平成31年 4月11日)	10,830,427,231	10,881,616,506	9,521	9,566
第67計算期間末日	(令和 1年 5月13日)	10,597,109,623	10,647,833,636	9,401	9,446
第68計算期間末日	(令和 1年 6月11日)	10,302,802,187	10,352,884,952	9,257	9,302
第69計算期間末日	(令和 1年 7月11日)	10,191,371,678	10,240,964,913	9,247	9,292
第70計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	9,677,166,093	9,725,824,140	8,950	8,995
第71計算期間末日	(令和 1年 9月11日)	9,721,348,125	9,769,368,415	9,110	9,155
第72計算期間末日	(令和 1年10月11日)	9,330,575,823	9,376,709,551	9,101	9,146
第73計算期間末日	(令和 1年11月11日)	9,310,799,095	9,356,414,645	9,185	9,230
第74計算期間末日	(令和 1年12月11日)	9,156,049,488	9,200,878,283	9,191	9,236
第75計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	9,122,195,078	9,166,213,886	9,326	9,371
第76計算期間末日	(令和 2年 2月12日)	8,968,588,114	9,012,176,732	9,259	9,304
第77計算期間末日	(令和 2年 3月11日)	7,795,333,540	7,837,062,718	8,406	8,451
第78計算期間末日	(令和 2年 4月13日)	7,683,869,940	7,724,775,539	8,453	8,498
第79計算期間末日	(令和 2年 5月11日)	7,495,215,407	7,535,999,568	8,270	8,315
第80計算期間末日	(令和 2年 6月11日)	7,792,945,001	7,833,678,461	8,609	8,654
第81計算期間末日	(令和 2年 7月13日)	7,562,924,912	7,603,482,741	8,391	8,436
第82計算期間末日	(令和 2年 8月11日)	7,454,121,363	7,493,979,281	8,416	8,461
第83計算期間末日	(令和 2年 9月11日)	7,402,162,593	7,441,432,811	8,482	8,527
第84計算期間末日	(令和 2年10月12日)	7,223,345,505	7,262,154,845	8,376	8,421

第85計算期間末日	(令和 2年11月11日)	7,147,102,222	7,185,485,164	8,379	8,424
第86計算期間末日	(令和 2年12月11日)	7,012,498,530	7,050,390,165	8,328	8,373
第87計算期間末日	(令和 3年 1月12日)	6,769,345,517	6,805,804,032	8,355	8,400
第88計算期間末日	(令和 3年 2月12日)	6,675,996,667	6,711,973,665	8,350	8,395
第89計算期間末日	(令和 3年 3月11日)	6,790,297,191	6,825,815,596	8,603	8,648
第90計算期間末日	(令和 3年 4月12日)	6,735,091,346	6,770,173,108	8,639	8,684
第91計算期間末日	(令和 3年 5月11日)	6,585,394,481	6,620,117,318	8,535	8,580
第92計算期間末日	(令和 3年 6月11日)	6,660,513,420	6,695,354,564	8,603	8,648
第93計算期間末日	(令和 3年 7月12日)	6,505,254,628	6,539,327,437	8,591	8,636
第94計算期間末日	(令和 3年 8月11日)	6,413,468,431	6,447,187,357	8,559	8,604
第95計算期間末日	(令和 3年 9月13日)	6,163,064,241	6,195,587,404	8,527	8,572
第96計算期間末日	(令和 3年10月11日)	6,218,959,636	6,251,257,477	8,665	8,710
第97計算期間末日	(令和 3年11月11日)	6,206,773,870	6,238,605,330	8,774	8,819
第98計算期間末日	(令和 3年12月13日)	6,050,910,911	6,082,309,950	8,672	8,717
第99計算期間末日	(令和 4年 1月11日)	6,078,813,082	6,109,944,304	8,787	8,832
第100計算期間末日	(令和 4年 2月14日)	5,962,277,783	5,992,860,796	8,773	8,818
第101計算期間末日	(令和 4年 3月11日)	5,778,535,480	5,808,764,917	8,602	8,647
第102計算期間末日	(令和 4年 4月11日)	6,035,978,201	6,065,157,576	9,309	9,354
第103計算期間末日	(令和 4年 5月11日)	6,061,704,491	6,090,433,386	9,495	9,540
第104計算期間末日	(令和 4年 6月13日)	6,130,188,350	6,158,685,262	9,680	9,725
第105計算期間末日	(令和 4年 7月11日)	5,836,970,448	5,855,412,189	9,495	9,525
第106計算期間末日	(令和 4年 8月12日)	5,841,383,138	5,859,611,369	9,614	9,644
第107計算期間末日	(令和 4年 9月12日)	6,079,829,434	6,097,710,449	10,200	10,230
第108計算期間末日	(令和 4年10月11日)	6,314,687,679	6,333,140,459	10,266	10,296
令和 3年10月末日		6,225,016,109	—	8,760	—
11月末日		6,104,986,977	—	8,701	—
12月末日		6,118,799,023	—	8,805	—
令和 4年 1月末日		5,988,182,568	—	8,772	—
2月末日		5,893,717,291	—	8,700	—
3月末日		5,947,962,641	—	9,140	—
4月末日		6,107,403,300	—	9,549	—
5月末日		5,822,688,448	—	9,172	—
6月末日		6,018,676,968	—	9,643	—
7月末日		5,854,737,897	—	9,583	—
8月末日		6,014,572,714	—	10,001	—
9月末日		5,953,754,887	—	10,128	—
10月末日		6,323,121,033	—	10,387	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
--	------------

第1計算期間	—円
第2計算期間	—円
第3計算期間	45円
第4計算期間	45円
第5計算期間	45円
第6計算期間	45円
第7計算期間	45円
第8計算期間	45円
第9計算期間	45円
第10計算期間	45円
第11計算期間	45円
第12計算期間	45円
第13計算期間	45円
第14計算期間	45円
第15計算期間	45円
第16計算期間	45円
第17計算期間	45円
第18計算期間	45円
第19計算期間	45円
第20計算期間	45円
第21計算期間	45円
第22計算期間	45円
第23計算期間	45円
第24計算期間	45円
第25計算期間	45円
第26計算期間	45円
第27計算期間	45円
第28計算期間	45円
第29計算期間	45円
第30計算期間	45円
第31計算期間	45円
第32計算期間	45円
第33計算期間	45円
第34計算期間	45円
第35計算期間	45円
第36計算期間	45円
第37計算期間	45円
第38計算期間	45円
第39計算期間	45円
第40計算期間	45円
第41計算期間	45円
第42計算期間	45円

第43計算期間	45円
第44計算期間	45円
第45計算期間	45円
第46計算期間	45円
第47計算期間	45円
第48計算期間	45円
第49計算期間	45円
第50計算期間	45円
第51計算期間	45円
第52計算期間	45円
第53計算期間	45円
第54計算期間	45円
第55計算期間	45円
第56計算期間	45円
第57計算期間	45円
第58計算期間	45円
第59計算期間	45円
第60計算期間	45円
第61計算期間	45円
第62計算期間	45円
第63計算期間	45円
第64計算期間	45円
第65計算期間	45円
第66計算期間	45円
第67計算期間	45円
第68計算期間	45円
第69計算期間	45円
第70計算期間	45円
第71計算期間	45円
第72計算期間	45円
第73計算期間	45円
第74計算期間	45円
第75計算期間	45円
第76計算期間	45円
第77計算期間	45円
第78計算期間	45円
第79計算期間	45円
第80計算期間	45円
第81計算期間	45円
第82計算期間	45円
第83計算期間	45円
第84計算期間	45円

第85計算期間	45円
第86計算期間	45円
第87計算期間	45円
第88計算期間	45円
第89計算期間	45円
第90計算期間	45円
第91計算期間	45円
第92計算期間	45円
第93計算期間	45円
第94計算期間	45円
第95計算期間	45円
第96計算期間	45円
第97計算期間	45円
第98計算期間	45円
第99計算期間	45円
第100計算期間	45円
第101計算期間	45円
第102計算期間	45円
第103計算期間	45円
第104計算期間	45円
第105計算期間	30円
第106計算期間	30円
第107計算期間	30円
第108計算期間	30円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	0.92
第2計算期間	3.94
第3計算期間	0.98
第4計算期間	0.79
第5計算期間	0.97
第6計算期間	1.60
第7計算期間	0.32
第8計算期間	1.00
第9計算期間	0.85
第10計算期間	0.11
第11計算期間	4.93
第12計算期間	0.09
第13計算期間	7.42

第14計算期間	2.93
第15計算期間	0.17
第16計算期間	2.16
第17計算期間	1.42
第18計算期間	0.33
第19計算期間	0.21
第20計算期間	2.16
第21計算期間	0.03
第22計算期間	1.24
第23計算期間	3.11
第24計算期間	1.43
第25計算期間	2.52
第26計算期間	2.19
第27計算期間	3.91
第28計算期間	5.75
第29計算期間	3.22
第30計算期間	3.34
第31計算期間	1.35
第32計算期間	1.28
第33計算期間	5.94
第34計算期間	1.68
第35計算期間	1.84
第36計算期間	1.21
第37計算期間	2.68
第38計算期間	8.90
第39計算期間	0.79
第40計算期間	1.58
第41計算期間	1.58
第42計算期間	3.16
第43計算期間	2.77
第44計算期間	2.71
第45計算期間	3.08
第46計算期間	4.12
第47計算期間	1.08
第48計算期間	4.08
第49計算期間	1.12
第50計算期間	0.40
第51計算期間	1.61
第52計算期間	2.41
第53計算期間	1.23
第54計算期間	0.39
第55計算期間	2.42

第56計算期間	0.20
第57計算期間	1.75
第58計算期間	0.06
第59計算期間	0.63
第60計算期間	1.78
第61計算期間	0.82
第62計算期間	2.32
第63計算期間	3.46
第64計算期間	2.35
第65計算期間	1.59
第66計算期間	0.48
第67計算期間	0.78
第68計算期間	1.05
第69計算期間	0.37
第70計算期間	2.72
第71計算期間	2.29
第72計算期間	0.39
第73計算期間	1.41
第74計算期間	0.55
第75計算期間	1.95
第76計算期間	0.23
第77計算期間	8.72
第78計算期間	1.09
第79計算期間	1.63
第80計算期間	4.64
第81計算期間	2.00
第82計算期間	0.83
第83計算期間	1.31
第84計算期間	0.71
第85計算期間	0.57
第86計算期間	0.07
第87計算期間	0.86
第88計算期間	0.47
第89計算期間	3.56
第90計算期間	0.94
第91計算期間	0.68
第92計算期間	1.32
第93計算期間	0.38
第94計算期間	0.15
第95計算期間	0.15
第96計算期間	2.14
第97計算期間	1.77

第98計算期間	0.64
第99計算期間	1.84
第100計算期間	0.35
第101計算期間	1.43
第102計算期間	8.74
第103計算期間	2.48
第104計算期間	2.42
第105計算期間	1.60
第106計算期間	1.56
第107計算期間	6.40
第108計算期間	0.94

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	11,143,468,686	—	11,143,468,686
第2計算期間	4,018,765,254	249,838,094	14,912,395,846
第3計算期間	7,010,706,672	1,118,451,847	20,804,650,671
第4計算期間	6,519,174,922	389,486,079	26,934,339,514
第5計算期間	4,107,091,670	742,726,828	30,298,704,356
第6計算期間	5,718,668,805	794,780,922	35,222,592,239
第7計算期間	2,807,276,121	1,705,204,185	36,324,664,175
第8計算期間	1,513,512,673	1,244,808,376	36,593,368,472
第9計算期間	2,003,237,948	1,215,310,930	37,381,295,490
第10計算期間	1,401,964,584	1,420,776,590	37,362,483,484
第11計算期間	933,401,529	1,975,304,522	36,320,580,491
第12計算期間	4,526,237,464	3,117,685,194	37,729,132,761
第13計算期間	1,776,649,368	3,376,004,151	36,129,777,978
第14計算期間	1,895,567,984	4,377,054,353	33,648,291,609
第15計算期間	1,380,586,601	2,211,961,108	32,816,917,102
第16計算期間	1,430,521,180	2,240,225,807	32,007,212,475
第17計算期間	711,636,229	4,728,851,116	27,989,997,588
第18計算期間	1,358,958,904	1,971,580,493	27,377,375,999
第19計算期間	498,732,701	1,273,617,095	26,602,491,605
第20計算期間	716,656,568	2,539,646,246	24,779,501,927
第21計算期間	1,104,130,007	1,674,677,349	24,208,954,585
第22計算期間	582,135,454	1,628,159,656	23,162,930,383
第23計算期間	585,093,570	1,853,124,498	21,894,899,455
第24計算期間	583,673,050	1,142,507,259	21,336,065,246
第25計算期間	209,626,069	637,677,812	20,908,013,503

第26計算期間	141,910,378	958,760,874	20,091,163,007
第27計算期間	184,389,889	750,271,350	19,525,281,546
第28計算期間	62,767,655	1,362,243,497	18,225,805,704
第29計算期間	24,773,381	649,078,571	17,601,500,514
第30計算期間	18,195,557	762,172,881	16,857,523,190
第31計算期間	16,558,418	917,056,396	15,957,025,212
第32計算期間	76,231,000	623,950,886	15,409,305,326
第33計算期間	193,376,329	410,012,169	15,192,669,486
第34計算期間	36,559,967	726,678,738	14,502,550,715
第35計算期間	43,332,801	258,135,753	14,287,747,763
第36計算期間	147,761,435	276,967,120	14,158,542,078
第37計算期間	174,620,822	653,839,532	13,679,323,368
第38計算期間	400,513,348	517,760,362	13,562,076,354
第39計算期間	731,054,656	1,270,098,932	13,023,032,078
第40計算期間	689,601,379	417,329,572	13,295,303,885
第41計算期間	673,041,860	253,728,164	13,714,617,581
第42計算期間	1,101,011,428	296,599,597	14,519,029,412
第43計算期間	511,844,792	321,720,856	14,709,153,348
第44計算期間	361,777,145	211,401,641	14,859,528,852
第45計算期間	934,960,947	278,227,202	15,516,262,597
第46計算期間	526,330,364	372,404,456	15,670,188,505
第47計算期間	348,550,619	377,585,934	15,641,153,190
第48計算期間	368,559,293	567,161,149	15,442,551,334
第49計算期間	630,764,283	341,255,408	15,732,060,209
第50計算期間	429,361,597	289,730,631	15,871,691,175
第51計算期間	165,790,177	618,519,665	15,418,961,687
第52計算期間	98,583,327	593,127,738	14,924,417,276
第53計算期間	182,399,798	525,384,616	14,581,432,458
第54計算期間	38,632,039	728,640,614	13,891,423,883
第55計算期間	284,520,646	284,861,310	13,891,083,219
第56計算期間	204,274,160	617,321,051	13,478,036,328
第57計算期間	67,145,147	455,889,842	13,089,291,633
第58計算期間	153,201,103	423,862,507	12,818,630,229
第59計算期間	205,940,762	489,146,368	12,535,424,623
第60計算期間	15,455,719	404,783,980	12,146,096,362
第61計算期間	143,708,425	432,822,662	11,856,982,125
第62計算期間	92,887,783	213,930,583	11,735,939,325
第63計算期間	88,604,446	133,121,443	11,691,422,328
第64計算期間	29,110,554	131,052,901	11,589,479,981
第65計算期間	104,085,663	207,369,815	11,486,195,829
第66計算期間	16,167,119	126,968,500	11,375,394,448
第67計算期間	53,799,941	157,191,363	11,272,003,026

第68計算期間	14,966,729	157,466,239	11,129,503,516
第69計算期間	10,486,798	119,271,371	11,020,718,943
第70計算期間	10,314,240	218,133,689	10,812,899,494
第71計算期間	10,803,747	152,527,610	10,671,175,631
第72計算期間	10,356,112	429,592,166	10,251,939,577
第73計算期間	16,699,580	131,850,220	10,136,788,937
第74計算期間	8,882,320	183,716,655	9,961,954,602
第75計算期間	32,778,986	212,776,220	9,781,957,368
第76計算期間	131,989,825	227,587,588	9,686,359,605
第77計算期間	18,497,794	431,706,567	9,273,150,832
第78計算期間	9,658,489	192,676,061	9,090,133,260
第79計算期間	8,657,462	35,643,713	9,063,147,009
第80計算期間	9,830,811	21,097,746	9,051,880,074
第81計算期間	8,703,131	47,732,192	9,012,851,013
第82計算期間	8,536,199	164,071,908	8,857,315,304
第83計算期間	14,897,828	145,498,011	8,726,715,121
第84計算期間	8,211,037	110,628,209	8,624,297,949
第85計算期間	8,204,898	102,960,015	8,529,542,832
第86計算期間	8,203,086	117,382,487	8,420,363,431
第87計算期間	9,302,291	327,773,428	8,101,892,294
第88計算期間	12,465,243	119,469,091	7,994,888,446
第89計算期間	7,573,962	109,483,474	7,892,978,934
第90計算期間	37,505,014	134,536,694	7,795,947,254
第91計算期間	6,346,322	86,107,500	7,716,186,076
第92計算期間	122,950,009	96,659,513	7,742,476,572
第93計算期間	7,638,574	178,379,677	7,571,735,469
第94計算期間	6,142,057	84,782,768	7,493,094,758
第95計算期間	7,611,003	273,336,195	7,227,369,566
第96計算期間	8,596,693	58,668,246	7,177,298,013
第97計算期間	7,906,196	111,546,409	7,073,657,800
第98計算期間	6,508,763	102,602,294	6,977,564,269
第99計算期間	6,944,727	66,459,570	6,918,049,426
第100計算期間	33,268,734	155,092,859	6,796,225,301
第101計算期間	9,557,278	88,129,839	6,717,652,740
第102計算期間	7,423,559	240,770,683	6,484,305,616
第103計算期間	27,071,176	127,177,843	6,384,198,949
第104計算期間	33,660,960	85,212,618	6,332,647,291
第105計算期間	11,580,162	196,980,279	6,147,247,174
第106計算期間	4,315,000	75,484,845	6,076,077,329
第107計算期間	41,733,255	157,472,204	5,960,338,380
第108計算期間	348,850,419	158,262,040	6,150,926,759

【三菱ＵＦＪ 米国バンクロンファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（年２回分配型）】

（１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	1,953,242,415	98.65
親投資信託受益証券	日本	2,712,807	0.14
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	24,021,738	1.21
純資産総額		1,979,976,960	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ バミューダ バンクロン ファンド A - クラス Y (USD)	190,690.4633	10,113.84	1,928,612,835	10,243	1,953,242,415	98.65
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	2,664,317	1.0182	2,712,807	1.0182	2,712,807	0.14

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.65
親投資信託受益証券	0.14
合計	98.79

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成26年４月11日）	10,497,494,339	10,507,557,397	10,432	10,442
第2計算期間末日（平成26年10月14日）	11,249,674,326	11,259,893,095	11,009	11,019
第3計算期間末日（平成27年４月13日）	10,064,150,007	10,072,178,119	12,536	12,546
第4計算期間末日（平成27年10月13日）	7,530,040,391	7,536,137,168	12,351	12,361
第5計算期間末日（平成28年４月11日）	5,114,986,582	5,119,561,388	11,181	11,191
第6計算期間末日（平成28年10月11日）	4,257,903,521	4,261,768,177	11,018	11,028
第7計算期間末日（平成29年４月11日）	4,533,949,372	4,537,722,022	12,018	12,028
第8計算期間末日（平成29年10月11日）	3,852,353,963	3,855,507,976	12,214	12,224
第9計算期間末日（平成30年４月11日）	3,255,141,740	3,257,901,700	11,794	11,804
第10計算期間末日（平成30年10月11日）	3,000,076,546	3,002,467,092	12,550	12,560
第11計算期間末日（平成31年４月11日）	2,737,576,139	2,739,773,750	12,457	12,467
第12計算期間末日（令和１年10月11日）	2,327,746,437	2,329,646,338	12,252	12,262
第13計算期間末日（令和２年４月13日）	2,046,716,905	2,048,464,079	11,714	11,724
第14計算期間末日（令和２年10月12日）	1,964,357,583	1,965,998,039	11,974	11,984
第15計算期間末日（令和３年４月12日）	1,939,205,885	1,940,727,752	12,742	12,752
第16計算期間末日（令和３年10月11日）	1,873,222,724	1,874,644,115	13,179	13,189
第17計算期間末日（令和４年４月11日）	1,886,870,820	1,888,164,182	14,589	14,599
第18計算期間末日（令和４年10月11日）	2,024,943,170	2,026,175,658	16,430	16,440
令和３年10月末日	1,856,524,219	—	13,323	—
11月末日	1,839,305,979	—	13,302	—
12月末日	1,858,386,425	—	13,532	—
令和４年１月末日	1,836,976,652	—	13,550	—
2月末日	1,817,360,938	—	13,508	—
3月末日	1,855,972,769	—	14,266	—
4月末日	1,909,344,665	—	14,966	—
5月末日	1,834,940,839	—	14,443	—
6月末日	1,914,835,402	—	15,255	—
7月末日	1,851,214,534	—	15,210	—
8月末日	1,925,331,258	—	15,923	—
9月末日	2,007,615,275	—	16,171	—
10月末日	1,979,976,960	—	16,624	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円
第9計算期間	10円
第10計算期間	10円
第11計算期間	10円
第12計算期間	10円
第13計算期間	10円
第14計算期間	10円
第15計算期間	10円
第16計算期間	10円
第17計算期間	10円
第18計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	4.42
第2計算期間	5.62
第3計算期間	13.96
第4計算期間	1.39
第5計算期間	9.39
第6計算期間	1.36
第7計算期間	9.16
第8計算期間	1.71
第9計算期間	3.35
第10計算期間	6.49
第11計算期間	0.66
第12計算期間	1.56
第13計算期間	4.30
第14計算期間	2.30
第15計算期間	6.49

第16計算期間	3.50
第17計算期間	10.77
第18計算期間	12.68

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	10,764,208,488	701,150,051	10,063,058,437
第2計算期間	2,879,241,688	2,723,530,166	10,218,769,959
第3計算期間	1,983,714,055	4,174,371,461	8,028,112,553
第4計算期間	685,352,094	2,616,686,878	6,096,777,769
第5計算期間	223,506,460	1,745,477,728	4,574,806,501
第6計算期間	136,527,953	846,677,691	3,864,656,763
第7計算期間	733,866,036	825,872,692	3,772,650,107
第8計算期間	185,491,397	804,128,344	3,154,013,160
第9計算期間	127,585,432	521,638,227	2,759,960,365
第10計算期間	55,512,765	424,926,991	2,390,546,139
第11計算期間	38,971,236	231,906,147	2,197,611,228
第12計算期間	2,591,090	300,300,920	1,899,901,398
第13計算期間	16,422,043	169,148,938	1,747,174,503
第14計算期間	920,127	107,638,620	1,640,456,010
第15計算期間	16,200,271	134,788,388	1,521,867,893
第16計算期間	21,384,327	121,860,415	1,421,391,805
第17計算期間	14,388,550	142,418,256	1,293,362,099
第18計算期間	86,310,183	147,183,331	1,232,488,951

【三菱ＵＦＪ 米国バンクロンファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	1,351,364,173	99.29
親投資信託受益証券	日本	1,518,787	0.11
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	8,079,513	0.60
純資産総額		1,360,962,473	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年10月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ バミューダ バンクロン ファンド B - クラス Y (A U D)	188,711.6567	6,937	1,309,092,762	7,161	1,351,364,173	99.29
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	1,491,640	1.0182	1,518,787	1.0182	1,518,787	0.11

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.29
親投資信託受益証券	0.11
合計	99.41

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

		純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日	(平成25年11月11日)	2,399,359,006	2,399,359,006	9,945	9,945
第2計算期間末日	(平成25年12月11日)	2,814,503,831	2,814,503,831	10,102	10,102
第3計算期間末日	(平成26年 1月14日)	3,255,979,184	3,275,393,492	10,063	10,123

第4計算期間末日	(平成26年 2月12日)	3,510,628,158	3,531,873,700	9,914	9,974
第5計算期間末日	(平成26年 3月11日)	3,632,196,886	3,654,091,330	9,954	10,014
第6計算期間末日	(平成26年 4月11日)	3,820,185,924	3,842,701,503	10,180	10,240
第7計算期間末日	(平成26年 5月12日)	3,464,019,423	3,484,608,240	10,095	10,155
第8計算期間末日	(平成26年 6月11日)	3,406,756,676	3,426,862,641	10,166	10,226
第9計算期間末日	(平成26年 7月11日)	3,503,504,310	3,524,389,804	10,065	10,125
第10計算期間末日	(平成26年 8月11日)	3,703,010,233	3,725,406,291	9,921	9,981
第11計算期間末日	(平成26年 9月11日)	3,933,184,200	3,956,235,897	10,237	10,297
第12計算期間末日	(平成26年10月14日)	4,586,070,345	4,614,251,448	9,764	9,824
第13計算期間末日	(平成26年11月11日)	5,007,712,751	5,036,844,089	10,314	10,374
第14計算期間末日	(平成26年12月11日)	5,100,377,581	5,130,464,026	10,171	10,231
第15計算期間末日	(平成27年 1月13日)	5,363,850,438	5,396,260,029	9,930	9,990
第16計算期間末日	(平成27年 2月12日)	5,204,262,754	5,236,932,348	9,558	9,618
第17計算期間末日	(平成27年 3月11日)	5,286,114,191	5,319,341,646	9,545	9,605
第18計算期間末日	(平成27年 4月13日)	5,334,896,750	5,368,518,950	9,520	9,580
第19計算期間末日	(平成27年 5月11日)	5,631,774,446	5,666,543,808	9,719	9,779
第20計算期間末日	(平成27年 6月11日)	5,615,761,195	5,650,497,822	9,700	9,760
第21計算期間末日	(平成27年 7月13日)	5,280,995,649	5,315,268,086	9,245	9,305
第22計算期間末日	(平成27年 8月11日)	5,173,996,777	5,207,440,844	9,282	9,342
第23計算期間末日	(平成27年 9月11日)	4,769,480,288	4,802,949,489	8,550	8,610
第24計算期間末日	(平成27年10月13日)	4,902,124,758	4,935,746,117	8,748	8,808
第25計算期間末日	(平成27年11月11日)	4,747,193,964	4,780,673,067	8,508	8,568
第26計算期間末日	(平成27年12月11日)	4,672,688,653	4,705,298,845	8,597	8,657
第27計算期間末日	(平成28年 1月12日)	4,206,701,107	4,238,757,166	7,874	7,934
第28計算期間末日	(平成28年 2月12日)	3,781,881,362	3,812,243,071	7,474	7,534
第29計算期間末日	(平成28年 3月11日)	3,981,714,852	4,011,411,011	8,045	8,105
第30計算期間末日	(平成28年 4月11日)	3,767,311,041	3,796,158,391	7,836	7,896
第31計算期間末日	(平成28年 5月11日)	3,649,412,670	3,677,939,834	7,676	7,736
第32計算期間末日	(平成28年 6月13日)	3,532,864,816	3,560,920,461	7,555	7,615
第33計算期間末日	(平成28年 7月11日)	3,373,255,312	3,401,406,538	7,190	7,250
第34計算期間末日	(平成28年 8月12日)	3,383,594,797	3,410,986,735	7,412	7,472
第35計算期間末日	(平成28年 9月12日)	3,402,730,935	3,421,212,981	7,364	7,404
第36計算期間末日	(平成28年10月11日)	3,384,602,681	3,402,739,149	7,465	7,505
第37計算期間末日	(平成28年11月11日)	3,440,460,719	3,458,602,955	7,586	7,626
第38計算期間末日	(平成28年12月12日)	3,690,178,221	3,708,426,689	8,089	8,129
第39計算期間末日	(平成29年 1月11日)	3,951,970,441	3,971,638,321	8,037	8,077
第40計算期間末日	(平成29年 2月13日)	4,272,604,589	4,293,491,340	8,182	8,222
第41計算期間末日	(平成29年 3月13日)	4,439,468,264	4,461,303,315	8,133	8,173
第42計算期間末日	(平成29年 4月11日)	4,273,672,402	4,295,607,492	7,793	7,833
第43計算期間末日	(平成29年 5月11日)	4,464,906,378	4,487,632,767	7,859	7,899
第44計算期間末日	(平成29年 6月12日)	4,433,065,265	4,455,950,634	7,748	7,788
第45計算期間末日	(平成29年 7月11日)	4,607,341,625	4,630,326,868	8,018	8,058

第46計算期間末日	(平成29年 8月14日)	4,550,130,804	4,573,093,014	7,926	7,966
第47計算期間末日	(平成29年 9月11日)	4,556,221,216	4,579,032,239	7,990	8,030
第48計算期間末日	(平成29年10月11日)	4,319,581,152	4,341,187,933	7,997	8,037
第49計算期間末日	(平成29年11月13日)	4,071,050,944	4,091,589,447	7,929	7,969
第50計算期間末日	(平成29年12月11日)	3,890,671,610	3,910,743,786	7,753	7,793
第51計算期間末日	(平成30年 1月11日)	3,687,052,387	3,705,665,433	7,924	7,964
第52計算期間末日	(平成30年 2月13日)	3,233,036,368	3,249,901,917	7,668	7,708
第53計算期間末日	(平成30年 3月12日)	3,081,739,854	3,098,091,548	7,539	7,579
第54計算期間末日	(平成30年 4月11日)	2,906,435,758	2,922,045,305	7,448	7,488
第55計算期間末日	(平成30年 5月11日)	2,871,214,359	2,886,866,015	7,338	7,378
第56計算期間末日	(平成30年 6月11日)	2,859,019,768	2,874,510,074	7,383	7,423
第57計算期間末日	(平成30年 7月11日)	2,750,716,048	2,765,714,051	7,336	7,376
第58計算期間末日	(平成30年 8月13日)	2,566,748,952	2,581,105,274	7,152	7,192
第59計算期間末日	(平成30年 9月11日)	2,439,253,947	2,449,753,681	6,969	6,999
第60計算期間末日	(平成30年10月11日)	2,345,321,533	2,355,307,862	7,046	7,076
第61計算期間末日	(平成30年11月12日)	2,299,395,061	2,308,949,176	7,220	7,250
第62計算期間末日	(平成30年12月11日)	2,172,913,664	2,182,262,436	6,973	7,003
第63計算期間末日	(平成31年 1月11日)	2,085,476,970	2,094,828,294	6,690	6,720
第64計算期間末日	(平成31年 2月12日)	2,084,618,384	2,093,962,343	6,693	6,723
第65計算期間末日	(平成31年 3月11日)	2,079,992,050	2,089,259,093	6,734	6,764
第66計算期間末日	(平成31年 4月11日)	2,093,682,440	2,102,884,060	6,826	6,856
第67計算期間末日	(令和 1年 5月13日)	2,279,705,153	2,290,073,744	6,596	6,626
第68計算期間末日	(令和 1年 6月11日)	2,237,639,106	2,248,018,340	6,468	6,498
第69計算期間末日	(令和 1年 7月11日)	2,229,511,894	2,239,896,434	6,441	6,471
第70計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	2,046,348,165	2,056,490,900	6,053	6,083
第71計算期間末日	(令和 1年 9月11日)	2,091,169,196	2,101,215,269	6,245	6,275
第72計算期間末日	(令和 1年10月11日)	2,027,428,261	2,037,337,570	6,138	6,168
第73計算期間末日	(令和 1年11月11日)	2,069,588,123	2,079,468,689	6,284	6,314
第74計算期間末日	(令和 1年12月11日)	2,011,727,442	2,021,409,252	6,234	6,264
第75計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	2,023,124,604	2,032,602,497	6,404	6,434
第76計算期間末日	(令和 2年 2月12日)	1,937,587,179	1,946,983,093	6,186	6,216
第77計算期間末日	(令和 2年 3月11日)	1,690,224,313	1,699,584,465	5,417	5,447
第78計算期間末日	(令和 2年 4月13日)	1,616,341,667	1,625,558,045	5,261	5,291
第79計算期間末日	(令和 2年 5月11日)	1,639,320,638	1,643,925,800	5,340	5,355
第80計算期間末日	(令和 2年 6月11日)	1,816,129,552	1,820,729,625	5,922	5,937
第81計算期間末日	(令和 2年 7月13日)	1,754,182,173	1,758,743,088	5,769	5,784
第82計算期間末日	(令和 2年 8月11日)	1,776,482,178	1,780,954,252	5,959	5,974
第83計算期間末日	(令和 2年 9月11日)	1,791,028,192	1,795,414,225	6,125	6,140
第84計算期間末日	(令和 2年10月12日)	1,726,943,027	1,731,249,290	6,015	6,030
第85計算期間末日	(令和 2年11月11日)	1,732,378,584	1,736,661,929	6,067	6,082
第86計算期間末日	(令和 2年12月11日)	1,761,118,662	1,765,351,391	6,241	6,256
第87計算期間末日	(令和 3年 1月12日)	1,803,562,226	1,807,777,123	6,419	6,434

第88計算期間末日	(令和 3年 2月12日)	1,814,833,403	1,819,028,408	6,489	6,504
第89計算期間末日	(令和 3年 3月11日)	1,848,074,079	1,852,235,066	6,662	6,677
第90計算期間末日	(令和 3年 4月12日)	1,797,083,037	1,801,145,413	6,636	6,651
第91計算期間末日	(令和 3年 5月11日)	1,815,488,358	1,819,507,438	6,776	6,791
第92計算期間末日	(令和 3年 6月11日)	1,772,875,431	1,776,822,542	6,737	6,752
第93計算期間末日	(令和 3年 7月12日)	1,691,743,913	1,695,634,652	6,522	6,537
第94計算期間末日	(令和 3年 8月11日)	1,641,245,794	1,645,094,055	6,397	6,412
第95計算期間末日	(令和 3年 9月13日)	1,617,549,988	1,621,331,684	6,416	6,431
第96計算期間末日	(令和 3年10月11日)	1,617,977,157	1,621,719,934	6,484	6,499
第97計算期間末日	(令和 3年11月11日)	1,570,070,138	1,573,626,394	6,622	6,637
第98計算期間末日	(令和 3年12月13日)	1,497,417,056	1,500,930,722	6,393	6,408
第99計算期間末日	(令和 4年 1月11日)	1,508,216,453	1,511,706,578	6,482	6,497
第100計算期間末日	(令和 4年 2月14日)	1,493,820,871	1,497,265,601	6,505	6,520
第101計算期間末日	(令和 4年 3月11日)	1,502,911,025	1,506,344,932	6,565	6,580
第102計算期間末日	(令和 4年 4月11日)	1,567,687,263	1,570,953,743	7,199	7,214
第103計算期間末日	(令和 4年 5月11日)	1,473,438,178	1,476,657,471	6,865	6,880
第104計算期間末日	(令和 4年 6月13日)	1,507,432,470	1,510,605,069	7,127	7,142
第105計算期間末日	(令和 4年 7月11日)	1,400,338,878	1,403,411,496	6,836	6,851
第106計算期間末日	(令和 4年 8月12日)	1,449,663,166	1,452,703,412	7,152	7,167
第107計算期間末日	(令和 4年 9月12日)	1,463,305,723	1,466,311,229	7,303	7,318
第108計算期間末日	(令和 4年10月11日)	1,326,977,170	1,329,919,292	6,765	6,780
	令和 3年10月末日	1,640,504,214	—	6,762	—
	11月末日	1,488,078,399	—	6,353	—
	12月末日	1,532,014,463	—	6,569	—
	令和 4年 1月末日	1,451,923,406	—	6,322	—
	2月末日	1,490,068,221	—	6,498	—
	3月末日	1,574,526,440	—	7,121	—
	4月末日	1,515,134,732	—	7,047	—
	5月末日	1,446,750,750	—	6,837	—
	6月末日	1,431,742,596	—	6,940	—
	7月末日	1,415,791,853	—	6,985	—
	8月末日	1,439,456,026	—	7,184	—
	9月末日	1,348,541,302	—	6,875	—
	10月末日	1,360,962,473	—	6,975	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	—円
第2計算期間	—円
第3計算期間	60円

第4計算期間	60円
第5計算期間	60円
第6計算期間	60円
第7計算期間	60円
第8計算期間	60円
第9計算期間	60円
第10計算期間	60円
第11計算期間	60円
第12計算期間	60円
第13計算期間	60円
第14計算期間	60円
第15計算期間	60円
第16計算期間	60円
第17計算期間	60円
第18計算期間	60円
第19計算期間	60円
第20計算期間	60円
第21計算期間	60円
第22計算期間	60円
第23計算期間	60円
第24計算期間	60円
第25計算期間	60円
第26計算期間	60円
第27計算期間	60円
第28計算期間	60円
第29計算期間	60円
第30計算期間	60円
第31計算期間	60円
第32計算期間	60円
第33計算期間	60円
第34計算期間	60円
第35計算期間	40円
第36計算期間	40円
第37計算期間	40円
第38計算期間	40円
第39計算期間	40円
第40計算期間	40円
第41計算期間	40円
第42計算期間	40円
第43計算期間	40円
第44計算期間	40円
第45計算期間	40円

第46計算期間	40円
第47計算期間	40円
第48計算期間	40円
第49計算期間	40円
第50計算期間	40円
第51計算期間	40円
第52計算期間	40円
第53計算期間	40円
第54計算期間	40円
第55計算期間	40円
第56計算期間	40円
第57計算期間	40円
第58計算期間	40円
第59計算期間	30円
第60計算期間	30円
第61計算期間	30円
第62計算期間	30円
第63計算期間	30円
第64計算期間	30円
第65計算期間	30円
第66計算期間	30円
第67計算期間	30円
第68計算期間	30円
第69計算期間	30円
第70計算期間	30円
第71計算期間	30円
第72計算期間	30円
第73計算期間	30円
第74計算期間	30円
第75計算期間	30円
第76計算期間	30円
第77計算期間	30円
第78計算期間	30円
第79計算期間	15円
第80計算期間	15円
第81計算期間	15円
第82計算期間	15円
第83計算期間	15円
第84計算期間	15円
第85計算期間	15円
第86計算期間	15円
第87計算期間	15円

第88計算期間	15円
第89計算期間	15円
第90計算期間	15円
第91計算期間	15円
第92計算期間	15円
第93計算期間	15円
第94計算期間	15円
第95計算期間	15円
第96計算期間	15円
第97計算期間	15円
第98計算期間	15円
第99計算期間	15円
第100計算期間	15円
第101計算期間	15円
第102計算期間	15円
第103計算期間	15円
第104計算期間	15円
第105計算期間	15円
第106計算期間	15円
第107計算期間	15円
第108計算期間	15円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	0.55
第2計算期間	1.57
第3計算期間	0.20
第4計算期間	0.88
第5計算期間	1.00
第6計算期間	2.87
第7計算期間	0.24
第8計算期間	1.29
第9計算期間	0.40
第10計算期間	0.83
第11計算期間	3.78
第12計算期間	4.03
第13計算期間	6.24
第14計算期間	0.80
第15計算期間	1.77
第16計算期間	3.14

第17計算期間	0.49
第18計算期間	0.36
第19計算期間	2.72
第20計算期間	0.42
第21計算期間	4.07
第22計算期間	1.04
第23計算期間	7.23
第24計算期間	3.01
第25計算期間	2.05
第26計算期間	1.75
第27計算期間	7.71
第28計算期間	4.31
第29計算期間	8.44
第30計算期間	1.85
第31計算期間	1.27
第32計算期間	0.79
第33計算期間	4.03
第34計算期間	3.92
第35計算期間	0.10
第36計算期間	1.91
第37計算期間	2.15
第38計算期間	7.15
第39計算期間	0.14
第40計算期間	2.30
第41計算期間	0.10
第42計算期間	3.68
第43計算期間	1.36
第44計算期間	0.90
第45計算期間	4.00
第46計算期間	0.64
第47計算期間	1.31
第48計算期間	0.58
第49計算期間	0.35
第50計算期間	1.71
第51計算期間	2.72
第52計算期間	2.72
第53計算期間	1.16
第54計算期間	0.67
第55計算期間	0.93
第56計算期間	1.15
第57計算期間	0.09
第58計算期間	1.96

第59計算期間	2.13
第60計算期間	1.53
第61計算期間	2.89
第62計算期間	3.00
第63計算期間	3.62
第64計算期間	0.49
第65計算期間	1.06
第66計算期間	1.81
第67計算期間	2.92
第68計算期間	1.48
第69計算期間	0.04
第70計算期間	5.55
第71計算期間	3.66
第72計算期間	1.23
第73計算期間	2.86
第74計算期間	0.31
第75計算期間	3.20
第76計算期間	2.93
第77計算期間	11.94
第78計算期間	2.32
第79計算期間	1.78
第80計算期間	11.17
第81計算期間	2.33
第82計算期間	3.55
第83計算期間	3.03
第84計算期間	1.55
第85計算期間	1.11
第86計算期間	3.11
第87計算期間	3.09
第88計算期間	1.32
第89計算期間	2.89
第90計算期間	0.16
第91計算期間	2.33
第92計算期間	0.35
第93計算期間	2.96
第94計算期間	1.68
第95計算期間	0.53
第96計算期間	1.29
第97計算期間	2.35
第98計算期間	3.23
第99計算期間	1.62
第100計算期間	0.58

第101計算期間	1.15
第102計算期間	9.88
第103計算期間	4.43
第104計算期間	4.03
第105計算期間	3.87
第106計算期間	4.84
第107計算期間	2.32
第108計算期間	7.16

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	2,412,564,430	—	2,412,564,430
第2計算期間	378,140,001	4,653,418	2,786,051,013
第3計算期間	546,739,241	97,072,229	3,235,718,025
第4計算期間	388,338,223	83,132,528	3,540,923,720
第5計算期間	332,282,656	224,132,295	3,649,074,081
第6計算期間	286,986,056	183,463,560	3,752,596,577
第7計算期間	246,162,924	567,289,937	3,431,469,564
第8計算期間	225,918,782	306,394,176	3,350,994,170
第9計算期間	592,786,169	462,864,580	3,480,915,759
第10計算期間	404,161,120	152,400,474	3,732,676,405
第11計算期間	283,279,100	174,005,974	3,841,949,531
第12計算期間	966,632,782	111,731,755	4,696,850,558
第13計算期間	411,913,079	253,540,478	4,855,223,159
第14計算期間	481,691,211	322,506,760	5,014,407,610
第15計算期間	541,282,094	154,091,091	5,401,598,613
第16計算期間	309,353,694	266,019,819	5,444,932,488
第17計算期間	201,614,768	108,638,031	5,537,909,225
第18計算期間	382,526,033	316,735,193	5,603,700,065
第19計算期間	388,805,554	197,611,897	5,794,893,722
第20計算期間	247,342,460	252,798,202	5,789,437,980
第21計算期間	316,370,021	393,735,136	5,712,072,865
第22計算期間	147,727,375	285,789,064	5,574,011,176
第23計算期間	250,676,714	246,487,667	5,578,200,223
第24計算期間	148,869,039	123,509,309	5,603,559,953
第25計算期間	81,178,506	104,887,938	5,579,850,521
第26計算期間	48,140,329	192,958,716	5,435,032,134
第27計算期間	83,336,534	175,692,070	5,342,676,598
第28計算期間	16,034,600	298,426,357	5,060,284,841

第29計算期間	7,024,422	117,949,285	4,949,359,978
第30計算期間	32,431,097	173,899,272	4,807,891,803
第31計算期間	43,473,955	96,838,285	4,754,527,473
第32計算期間	55,348,900	133,935,386	4,675,940,987
第33計算期間	79,848,909	63,918,886	4,691,871,010
第34計算期間	23,081,012	149,628,911	4,565,323,111
第35計算期間	75,564,076	20,375,665	4,620,511,522
第36計算期間	26,307,226	112,701,640	4,534,117,108
第37計算期間	98,478,020	97,035,910	4,535,559,218
第38計算期間	224,648,382	198,090,576	4,562,117,024
第39計算期間	499,413,720	144,560,514	4,916,970,230
第40計算期間	409,687,677	104,970,075	5,221,687,832
第41計算期間	268,122,777	31,047,846	5,458,762,763
第42計算期間	146,986,960	121,977,161	5,483,772,562
第43計算期間	301,649,878	103,825,139	5,681,597,301
第44計算期間	135,379,365	95,634,322	5,721,342,344
第45計算期間	147,248,108	122,279,617	5,746,310,835
第46計算期間	149,009,783	154,767,886	5,740,552,732
第47計算期間	118,243,802	156,040,604	5,702,755,930
第48計算期間	8,138,455	309,198,895	5,401,695,490
第49計算期間	117,007,989	384,077,662	5,134,625,817
第50計算期間	3,419,059	120,000,689	5,018,044,187
第51計算期間	14,570,084	379,352,761	4,653,261,510
第52計算期間	20,904,427	457,778,560	4,216,387,377
第53計算期間	20,741,445	149,205,286	4,087,923,536
第54計算期間	18,863,361	204,399,999	3,902,386,898
第55計算期間	30,199,253	19,672,095	3,912,914,056
第56計算期間	36,717,205	77,054,742	3,872,576,519
第57計算期間	13,624,255	136,699,908	3,749,500,866
第58計算期間	2,913,045	163,333,323	3,589,080,588
第59計算期間	16,387,574	105,556,513	3,499,911,649
第60計算期間	25,958,653	197,093,935	3,328,776,367
第61計算期間	2,266,889	146,338,241	3,184,705,015
第62計算期間	1,859,804	70,307,357	3,116,257,462
第63計算期間	16,606,736	15,756,186	3,117,108,012
第64計算期間	7,739,440	10,194,315	3,114,653,137
第65計算期間	4,338,000	29,976,771	3,089,014,366
第66計算期間	1,908,618	23,716,103	3,067,206,881
第67計算期間	414,993,834	26,003,491	3,456,197,224
第68計算期間	28,042,555	24,494,962	3,459,744,817
第69計算期間	1,897,134	128,452	3,461,513,499
第70計算期間	1,913,661	82,515,322	3,380,911,838

第71計算期間	2,023,951	34,244,732	3,348,691,057
第72計算期間	75,969,027	121,556,961	3,303,103,123
第73計算期間	1,742,563	11,323,355	3,293,522,331
第74計算期間	1,694,641	67,946,649	3,227,270,323
第75計算期間	1,508,135	69,480,531	3,159,297,927
第76計算期間	1,487,733	28,814,195	3,131,971,465
第77計算期間	1,530,262	13,450,760	3,120,050,967
第78計算期間	3,961,355	51,886,240	3,072,126,082
第79計算期間	1,837,068	3,855,077	3,070,108,073
第80計算期間	1,565,846	4,958,117	3,066,715,802
第81計算期間	822,668	26,927,990	3,040,610,480
第82計算期間	822,755	60,050,498	2,981,382,737
第83計算期間	814,086	58,174,818	2,924,022,005
第84計算期間	732,145	53,912,099	2,870,842,051
第85計算期間	745,599	16,023,700	2,855,563,950
第86計算期間	740,726	34,485,017	2,821,819,659
第87計算期間	779,083	12,667,161	2,809,931,581
第88計算期間	704,721	13,966,215	2,796,670,087
第89計算期間	1,173,621	23,852,274	2,773,991,434
第90計算期間	658,480	66,398,989	2,708,250,925
第91計算期間	651,480	29,515,235	2,679,387,170
第92計算期間	609,025	48,588,558	2,631,407,637
第93計算期間	601,283	38,182,825	2,593,826,095
第94計算期間	663,526	28,981,853	2,565,507,768
第95計算期間	678,952	45,055,700	2,521,131,020
第96計算期間	673,380	26,619,348	2,495,185,052
第97計算期間	636,318	124,983,875	2,370,837,495
第98計算期間	565,552	28,958,430	2,342,444,617
第99計算期間	618,173	16,312,196	2,326,750,594
第100計算期間	594,416	30,857,953	2,296,487,057
第101計算期間	583,685	7,798,930	2,289,271,812
第102計算期間	592,873	112,210,910	2,177,653,775
第103計算期間	395,188	31,853,246	2,146,195,717
第104計算期間	411,167	31,540,246	2,115,066,638
第105計算期間	369,505	67,024,127	2,048,412,016
第106計算期間	337,043	21,917,826	2,026,831,233
第107計算期間	323,600	23,483,661	2,003,671,172
第108計算期間	509,947	42,765,849	1,961,415,270

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（年２回分配型）】

（１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	167,924,774	99.10
親投資信託受益証券	日本	219,354	0.13
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	1,304,681	0.77
純資産総額		169,448,809	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年10月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ バミューダ バンクローン ファンド B - クラス Y (AUD)	23,449.9057	6,937	162,671,995	7,161	167,924,774	99.10
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	215,434	1.0182	219,354	1.0182	219,354	0.13

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.10
親投資信託受益証券	0.13
合計	99.23

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成26年 4月11日）	461,332,141	461,774,987	10,417	10,427
第2計算期間末日（平成26年10月14日）	569,807,017	570,357,903	10,343	10,353
第3計算期間末日（平成27年 4月13日）	852,859,152	853,675,324	10,450	10,460
第4計算期間末日（平成27年10月13日）	735,528,496	735,528,496	9,991	9,991
第5計算期間末日（平成28年 4月11日）	605,130,555	605,130,555	9,352	9,352
第6計算期間末日（平成28年10月11日）	550,574,954	550,574,954	9,297	9,297
第7計算期間末日（平成29年 4月11日）	663,301,712	663,301,712	10,005	10,005
第8計算期間末日（平成29年10月11日）	643,970,267	644,579,633	10,568	10,578
第9計算期間末日（平成30年 4月11日）	439,203,104	439,203,104	10,155	10,155
第10計算期間末日（平成30年10月11日）	362,803,835	362,803,835	9,903	9,903
第11計算期間末日（平成31年 4月11日）	348,566,999	348,566,999	9,848	9,848
第12計算期間末日（令和 1年10月11日）	305,432,315	305,432,315	9,112	9,112
第13計算期間末日（令和 2年 4月13日）	237,703,870	237,703,870	8,054	8,054
第14計算期間末日（令和 2年10月12日）	237,032,467	237,032,467	9,350	9,350
第15計算期間末日（令和 3年 4月12日）	240,645,387	240,875,681	10,449	10,459
第16計算期間末日（令和 3年10月11日）	227,216,361	227,436,007	10,345	10,355
第17計算期間末日（令和 4年 4月11日）	199,089,770	199,260,932	11,632	11,642
第18計算期間末日（令和 4年10月11日）	164,280,550	164,429,023	11,065	11,075
令和 3年10月末日	209,508,961	—	10,787	—
11月末日	197,265,000	—	10,157	—
12月末日	203,464,303	—	10,527	—
令和 4年 1月末日	190,252,037	—	10,157	—
2月末日	196,061,160	—	10,462	—
3月末日	196,470,538	—	11,492	—
4月末日	187,971,658	—	11,386	—
5月末日	181,312,796	—	11,073	—
6月末日	183,493,323	—	11,264	—
7月末日	179,917,681	—	11,362	—
8月末日	182,170,264	—	11,710	—
9月末日	166,727,113	—	11,229	—
10月末日	169,448,809	—	11,407	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	10円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	10円
第16計算期間	10円
第17計算期間	10円
第18計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	4.27
第2計算期間	0.61
第3計算期間	1.13
第4計算期間	4.39
第5計算期間	6.39
第6計算期間	0.58
第7計算期間	7.61
第8計算期間	5.72
第9計算期間	3.90
第10計算期間	2.48
第11計算期間	0.55
第12計算期間	7.47
第13計算期間	11.61
第14計算期間	16.09
第15計算期間	11.86
第16計算期間	0.89
第17計算期間	12.53
第18計算期間	4.78

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	589,052,848	146,206,426	442,846,422
第2計算期間	237,543,740	129,503,651	550,886,511
第3計算期間	399,436,442	134,150,930	816,172,023
第4計算期間	119,703,016	199,700,381	736,174,658
第5計算期間	4,945,509	94,026,824	647,093,343
第6計算期間	10,795,092	65,652,812	592,235,623
第7計算期間	121,682,108	50,943,069	662,974,662
第8計算期間	56,943,529	110,551,878	609,366,313
第9計算期間	17,420,167	194,292,392	432,494,088
第10計算期間	5,846,673	71,974,455	366,366,306
第11計算期間	16,619,509	29,041,396	353,944,419
第12計算期間	1,947,888	20,700,775	335,191,532
第13計算期間	2,357	40,055,034	295,138,855
第14計算期間	5,545	41,643,539	253,500,861
第15計算期間	20,438	23,226,713	230,294,586
第16計算期間	135,481	10,783,456	219,646,611
第17計算期間	849,572	49,333,610	171,162,573
第18計算期間	659,597	23,348,544	148,473,626

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルリアルコース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	パミューダ	2,619,140,978	99.04
親投資信託受益証券	日本	3,581,051	0.14
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	21,691,182	0.82
純資産総額		2,644,413,211	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年10月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ バミューダ バンクローン ファンド B - クラス Y (B R L)	684,742.7396	3,850	2,636,259,547	3,825	2,619,140,978	99.04
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	3,517,041	1.0182	3,581,051	1.0182	3,581,051	0.14

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.04
親投資信託受益証券	0.14
合計	99.18

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（ 3 ）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成25年11月11日）	6,192,470,460	6,192,470,460	9,467	9,467
第2計算期間末日（平成25年12月11日）	7,224,505,769	7,224,505,769	10,029	10,029
第3計算期間末日（平成26年 1月14日）	7,917,596,977	8,005,360,162	9,924	10,034
第4計算期間末日（平成26年 2月12日）	7,903,133,373	7,994,226,078	9,544	9,654
第5計算期間末日（平成26年 3月11日）	8,160,999,191	8,252,105,477	9,853	9,963
第6計算期間末日（平成26年 4月11日）	8,518,136,924	8,608,959,735	10,317	10,427

第7計算期間末日	(平成26年 5月12日)	7,312,214,455	7,391,103,395	10,196	10,306
第8計算期間末日	(平成26年 6月11日)	7,086,352,728	7,162,485,605	10,239	10,349
第9計算期間末日	(平成26年 7月11日)	6,350,226,334	6,418,994,180	10,158	10,268
第10計算期間末日	(平成26年 8月11日)	5,944,662,573	6,011,348,210	9,806	9,916
第11計算期間末日	(平成26年 9月11日)	5,961,531,762	6,025,297,261	10,284	10,394
第12計算期間末日	(平成26年10月14日)	6,191,958,567	6,261,062,873	9,856	9,966
第13計算期間末日	(平成26年11月11日)	6,301,915,008	6,371,642,721	9,942	10,052
第14計算期間末日	(平成26年12月11日)	6,229,046,419	6,297,918,371	9,949	10,059
第15計算期間末日	(平成27年 1月13日)	6,364,087,742	6,436,275,439	9,698	9,808
第16計算期間末日	(平成27年 2月12日)	6,097,131,010	6,170,167,209	9,183	9,293
第17計算期間末日	(平成27年 3月11日)	5,712,778,189	5,786,820,166	8,487	8,597
第18計算期間末日	(平成27年 4月13日)	6,377,284,286	6,459,411,192	8,542	8,652
第19計算期間末日	(平成27年 5月11日)	7,235,725,010	7,326,783,566	8,741	8,851
第20計算期間末日	(平成27年 6月11日)	7,710,533,175	7,808,993,664	8,614	8,724
第21計算期間末日	(平成27年 7月13日)	8,441,657,112	8,553,286,982	8,318	8,428
第22計算期間末日	(平成27年 8月11日)	8,410,976,199	8,531,086,289	7,703	7,813
第23計算期間末日	(平成27年 9月11日)	7,551,408,333	7,675,365,974	6,701	6,811
第24計算期間末日	(平成27年10月13日)	7,627,099,952	7,751,541,440	6,742	6,852
第25計算期間末日	(平成27年11月11日)	7,626,337,588	7,749,268,364	6,824	6,934
第26計算期間末日	(平成27年12月11日)	7,313,427,530	7,433,968,695	6,674	6,784
第27計算期間末日	(平成28年 1月12日)	6,480,005,357	6,600,290,366	5,926	6,036
第28計算期間末日	(平成28年 2月12日)	5,968,926,380	6,084,872,786	5,663	5,773
第29計算期間末日	(平成28年 3月11日)	6,420,764,777	6,534,131,212	6,230	6,340
第30計算期間末日	(平成28年 4月11日)	6,037,684,251	6,148,180,428	6,011	6,121
第31計算期間末日	(平成28年 5月11日)	6,246,631,741	6,355,983,110	6,284	6,394
第32計算期間末日	(平成28年 6月13日)	6,196,058,524	6,305,455,439	6,230	6,340
第33計算期間末日	(平成28年 7月11日)	5,954,408,165	6,063,195,207	6,021	6,131
第34計算期間末日	(平成28年 8月12日)	6,104,164,484	6,209,039,348	6,402	6,512
第35計算期間末日	(平成28年 9月12日)	5,912,765,769	6,017,457,390	6,213	6,323
第36計算期間末日	(平成28年10月11日)	6,273,712,088	6,383,034,475	6,313	6,423
第37計算期間末日	(平成28年11月11日)	6,149,884,284	6,260,307,386	6,126	6,236
第38計算期間末日	(平成28年12月12日)	7,066,775,333	7,183,855,614	6,639	6,749
第39計算期間末日	(平成29年 1月11日)	8,120,611,505	8,248,178,383	7,002	7,112
第40計算期間末日	(平成29年 2月13日)	10,910,396,790	11,081,816,927	7,001	7,111
第41計算期間末日	(平成29年 3月13日)	13,337,259,857	13,548,172,582	6,956	7,066
第42計算期間末日	(平成29年 4月11日)	15,280,301,563	15,531,551,676	6,690	6,800
第43計算期間末日	(平成29年 5月11日)	16,426,847,687	16,693,350,940	6,780	6,890
第44計算期間末日	(平成29年 6月12日)	16,416,186,355	16,702,838,060	6,300	6,410
第45計算期間末日	(平成29年 7月11日)	17,429,343,467	17,644,408,857	6,483	6,593
第46計算期間末日	(平成29年 8月14日)	16,904,837,093	17,117,369,527	6,363	6,473
第47計算期間末日	(平成29年 9月11日)	17,260,116,604	17,475,757,101	6,403	6,513
第48計算期間末日	(平成29年10月11日)	17,757,317,919	17,977,439,451	6,454	6,564

第49計算期間末日	(平成29年11月13日)	16,681,977,550	16,894,490,190	6,280	6,360
第50計算期間末日	(平成29年12月11日)	16,049,832,898	16,258,324,210	6,158	6,238
第51計算期間末日	(平成30年 1月11日)	15,764,652,734	15,970,652,032	6,122	6,202
第52計算期間末日	(平成30年 2月13日)	14,283,200,434	14,479,922,534	5,808	5,888
第53計算期間末日	(平成30年 3月12日)	13,693,922,306	13,884,048,638	5,762	5,842
第54計算期間末日	(平成30年 4月11日)	12,111,952,245	12,245,068,736	5,459	5,519
第55計算期間末日	(平成30年 5月11日)	11,107,596,544	11,232,907,873	5,318	5,378
第56計算期間末日	(平成30年 6月11日)	9,889,980,995	10,010,010,444	4,944	5,004
第57計算期間末日	(平成30年 7月11日)	9,423,541,432	9,538,554,790	4,916	4,976
第58計算期間末日	(平成30年 8月13日)	9,196,755,137	9,310,260,079	4,862	4,922
第59計算期間末日	(平成30年 9月11日)	8,576,548,617	8,632,754,695	4,578	4,608
第60計算期間末日	(平成30年10月11日)	9,138,148,696	9,192,205,129	5,071	5,101
第61計算期間末日	(平成30年11月12日)	8,935,713,827	8,988,408,547	5,087	5,117
第62計算期間末日	(平成30年12月11日)	8,073,942,059	8,125,057,105	4,739	4,769
第63計算期間末日	(平成31年 1月11日)	8,150,967,390	8,201,365,221	4,852	4,882
第64計算期間末日	(平成31年 2月12日)	7,972,819,734	8,022,264,333	4,837	4,867
第65計算期間末日	(平成31年 3月11日)	7,622,293,568	7,670,262,442	4,767	4,797
第66計算期間末日	(平成31年 4月11日)	7,481,788,917	7,528,489,648	4,806	4,836
第67計算期間末日	(令和 1年 5月13日)	7,082,713,955	7,129,141,499	4,577	4,607
第68計算期間末日	(令和 1年 6月11日)	6,970,565,067	7,015,853,165	4,617	4,647
第69計算期間末日	(令和 1年 7月11日)	6,805,885,896	6,848,917,500	4,745	4,775
第70計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	6,075,001,922	6,116,919,644	4,348	4,378
第71計算期間末日	(令和 1年 9月11日)	5,886,578,383	5,927,736,053	4,291	4,321
第72計算期間末日	(令和 1年10月11日)	5,807,899,144	5,848,425,350	4,299	4,329
第73計算期間末日	(令和 1年11月11日)	5,655,289,146	5,694,727,090	4,302	4,332
第74計算期間末日	(令和 1年12月11日)	5,517,905,809	5,556,451,470	4,295	4,325
第75計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	5,438,210,979	5,475,691,996	4,353	4,383
第76計算期間末日	(令和 2年 2月12日)	5,113,950,970	5,151,008,016	4,140	4,170
第77計算期間末日	(令和 2年 3月11日)	4,210,202,801	4,246,577,707	3,472	3,502
第78計算期間末日	(令和 2年 4月13日)	3,793,348,968	3,829,273,861	3,168	3,198
第79計算期間末日	(令和 2年 5月11日)	3,263,008,345	3,286,842,036	2,738	2,758
第80計算期間末日	(令和 2年 6月11日)	3,918,700,393	3,942,332,377	3,316	3,336
第81計算期間末日	(令和 2年 7月13日)	3,492,713,364	3,516,190,427	2,975	2,995
第82計算期間末日	(令和 2年 8月11日)	3,440,552,168	3,463,908,748	2,946	2,966
第83計算期間末日	(令和 2年 9月11日)	3,444,149,542	3,466,913,904	3,026	3,046
第84計算期間末日	(令和 2年10月12日)	3,212,803,465	3,235,245,961	2,863	2,883
第85計算期間末日	(令和 2年11月11日)	3,259,826,121	3,281,923,235	2,950	2,970
第86計算期間末日	(令和 2年12月11日)	3,377,931,590	3,399,725,558	3,100	3,120
第87計算期間末日	(令和 3年 1月12日)	3,082,338,567	3,103,935,549	2,854	2,874
第88計算期間末日	(令和 3年 2月12日)	3,118,164,851	3,139,532,136	2,919	2,939
第89計算期間末日	(令和 3年 3月11日)	2,817,934,352	2,838,023,890	2,805	2,825
第90計算期間末日	(令和 3年 4月12日)	2,804,353,285	2,823,892,370	2,871	2,891

第91計算期間末日	(令和 3年 5月11日)	2,937,760,996	2,956,930,557	3,065	3,085
第92計算期間末日	(令和 3年 6月11日)	2,999,134,708	3,018,012,688	3,177	3,197
第93計算期間末日	(令和 3年 7月12日)	2,872,203,171	2,890,940,595	3,066	3,086
第94計算期間末日	(令和 3年 8月11日)	2,846,229,331	2,864,689,254	3,084	3,104
第95計算期間末日	(令和 3年 9月13日)	2,790,935,460	2,809,087,703	3,075	3,095
第96計算期間末日	(令和 3年10月11日)	2,655,147,928	2,673,007,673	2,973	2,993
第97計算期間末日	(令和 3年11月11日)	2,660,067,730	2,677,568,166	3,040	3,060
第98計算期間末日	(令和 3年12月13日)	2,504,407,857	2,521,390,850	2,949	2,969
第99計算期間末日	(令和 4年 1月11日)	2,409,538,292	2,425,821,564	2,960	2,980
第100計算期間末日	(令和 4年 2月14日)	2,493,099,034	2,508,426,472	3,253	3,273
第101計算期間末日	(令和 4年 3月11日)	2,516,248,167	2,531,477,029	3,305	3,325
第102計算期間末日	(令和 4年 4月11日)	2,878,148,648	2,893,216,384	3,820	3,840
第103計算期間末日	(令和 4年 5月11日)	2,619,993,342	2,634,444,765	3,626	3,646
第104計算期間末日	(令和 4年 6月13日)	2,745,603,141	2,759,861,828	3,851	3,871
第105計算期間末日	(令和 4年 7月11日)	2,568,481,360	2,575,591,865	3,612	3,622
第106計算期間末日	(令和 4年 8月12日)	2,662,848,447	2,669,881,749	3,786	3,796
第107計算期間末日	(令和 4年 9月12日)	2,733,981,158	2,740,738,868	4,046	4,056
第108計算期間末日	(令和 4年10月11日)	2,677,763,038	2,684,361,500	4,058	4,068
	令和 3年10月末日	2,606,280,805	—	2,959	—
	11月末日	2,538,739,726	—	2,945	—
	12月末日	2,423,073,686	—	2,969	—
	令和 4年 1月末日	2,394,860,433	—	3,122	—
	2月末日	2,504,055,337	—	3,262	—
	3月末日	2,836,835,451	—	3,739	—
	4月末日	2,714,250,982	—	3,719	—
	5月末日	2,753,584,114	—	3,844	—
	6月末日	2,626,830,183	—	3,694	—
	7月末日	2,624,228,906	—	3,705	—
	8月末日	2,756,954,486	—	4,016	—
	9月末日	2,575,650,532	—	3,851	—
	10月末日	2,644,413,211	—	4,028	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	—円
第2計算期間	—円
第3計算期間	110円
第4計算期間	110円
第5計算期間	110円
第6計算期間	110円

第7計算期間	110円
第8計算期間	110円
第9計算期間	110円
第10計算期間	110円
第11計算期間	110円
第12計算期間	110円
第13計算期間	110円
第14計算期間	110円
第15計算期間	110円
第16計算期間	110円
第17計算期間	110円
第18計算期間	110円
第19計算期間	110円
第20計算期間	110円
第21計算期間	110円
第22計算期間	110円
第23計算期間	110円
第24計算期間	110円
第25計算期間	110円
第26計算期間	110円
第27計算期間	110円
第28計算期間	110円
第29計算期間	110円
第30計算期間	110円
第31計算期間	110円
第32計算期間	110円
第33計算期間	110円
第34計算期間	110円
第35計算期間	110円
第36計算期間	110円
第37計算期間	110円
第38計算期間	110円
第39計算期間	110円
第40計算期間	110円
第41計算期間	110円
第42計算期間	110円
第43計算期間	110円
第44計算期間	110円
第45計算期間	80円
第46計算期間	80円
第47計算期間	80円
第48計算期間	80円

第49計算期間	80円
第50計算期間	80円
第51計算期間	80円
第52計算期間	80円
第53計算期間	80円
第54計算期間	60円
第55計算期間	60円
第56計算期間	60円
第57計算期間	60円
第58計算期間	60円
第59計算期間	30円
第60計算期間	30円
第61計算期間	30円
第62計算期間	30円
第63計算期間	30円
第64計算期間	30円
第65計算期間	30円
第66計算期間	30円
第67計算期間	30円
第68計算期間	30円
第69計算期間	30円
第70計算期間	30円
第71計算期間	30円
第72計算期間	30円
第73計算期間	30円
第74計算期間	30円
第75計算期間	30円
第76計算期間	30円
第77計算期間	30円
第78計算期間	30円
第79計算期間	20円
第80計算期間	20円
第81計算期間	20円
第82計算期間	20円
第83計算期間	20円
第84計算期間	20円
第85計算期間	20円
第86計算期間	20円
第87計算期間	20円
第88計算期間	20円
第89計算期間	20円
第90計算期間	20円

第91計算期間	20円
第92計算期間	20円
第93計算期間	20円
第94計算期間	20円
第95計算期間	20円
第96計算期間	20円
第97計算期間	20円
第98計算期間	20円
第99計算期間	20円
第100計算期間	20円
第101計算期間	20円
第102計算期間	20円
第103計算期間	20円
第104計算期間	20円
第105計算期間	10円
第106計算期間	10円
第107計算期間	10円
第108計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	5.33
第2計算期間	5.93
第3計算期間	0.04
第4計算期間	2.72
第5計算期間	4.39
第6計算期間	5.82
第7計算期間	0.10
第8計算期間	1.50
第9計算期間	0.28
第10計算期間	2.38
第11計算期間	5.99
第12計算期間	3.09
第13計算期間	1.98
第14計算期間	1.17
第15計算期間	1.41
第16計算期間	4.17
第17計算期間	6.38
第18計算期間	1.94
第19計算期間	3.61

第20計算期間	0.19
第21計算期間	2.15
第22計算期間	6.07
第23計算期間	11.57
第24計算期間	2.25
第25計算期間	2.84
第26計算期間	0.58
第27計算期間	9.55
第28計算期間	2.58
第29計算期間	11.95
第30計算期間	1.74
第31計算期間	6.37
第32計算期間	0.89
第33計算期間	1.58
第34計算期間	8.15
第35計算期間	1.23
第36計算期間	3.38
第37計算期間	1.21
第38計算期間	10.16
第39計算期間	7.12
第40計算期間	1.55
第41計算期間	0.92
第42計算期間	2.24
第43計算期間	2.98
第44計算期間	5.45
第45計算期間	4.17
第46計算期間	0.61
第47計算期間	1.88
第48計算期間	2.04
第49計算期間	1.45
第50計算期間	0.66
第51計算期間	0.71
第52計算期間	3.82
第53計算期間	0.58
第54計算期間	4.21
第55計算期間	1.48
第56計算期間	5.90
第57計算期間	0.64
第58計算期間	0.12
第59計算期間	5.22
第60計算期間	11.42
第61計算期間	0.90

第62計算期間	6.25
第63計算期間	3.01
第64計算期間	0.30
第65計算期間	0.82
第66計算期間	1.44
第67計算期間	4.14
第68計算期間	1.52
第69計算期間	3.42
第70計算期間	7.73
第71計算期間	0.62
第72計算期間	0.88
第73計算期間	0.76
第74計算期間	0.53
第75計算期間	2.04
第76計算期間	4.20
第77計算期間	15.41
第78計算期間	7.89
第79計算期間	12.94
第80計算期間	21.84
第81計算期間	9.68
第82計算期間	0.30
第83計算期間	3.39
第84計算期間	4.72
第85計算期間	3.73
第86計算期間	5.76
第87計算期間	7.29
第88計算期間	2.97
第89計算期間	3.22
第90計算期間	3.06
第91計算期間	7.45
第92計算期間	4.30
第93計算期間	2.86
第94計算期間	1.23
第95計算期間	0.35
第96計算期間	2.66
第97計算期間	2.92
第98計算期間	2.33
第99計算期間	1.05
第100計算期間	10.57
第101計算期間	2.21
第102計算期間	16.18
第103計算期間	4.55

第104計算期間	6.75
第105計算期間	5.94
第106計算期間	5.09
第107計算期間	7.13
第108計算期間	0.54

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	6,548,008,317	6,786,234	6,541,222,083
第2計算期間	742,462,126	80,181,954	7,203,502,255
第3計算期間	1,020,491,378	245,522,208	7,978,471,425
第4計算期間	905,077,655	602,394,075	8,281,155,005
第5計算期間	533,117,639	531,883,001	8,282,389,643
第6計算期間	821,779,631	847,550,084	8,256,619,190
第7計算期間	1,004,837,731	2,089,735,048	7,171,721,873
第8計算期間	530,729,667	781,280,881	6,921,170,659
第9計算期間	396,622,716	1,066,170,948	6,251,622,427
第10計算期間	367,894,768	557,186,553	6,062,330,642
第11計算期間	278,365,021	543,832,097	5,796,863,566
第12計算期間	767,269,240	281,923,164	6,282,209,642
第13計算期間	340,793,930	284,120,539	6,338,883,033
第14計算期間	827,680,596	905,477,061	6,261,086,568
第15計算期間	754,185,976	452,754,634	6,562,517,910
第16計算期間	397,276,286	320,139,675	6,639,654,521
第17計算期間	317,326,152	225,891,854	6,731,088,819
第18計算期間	1,073,545,718	338,552,126	7,466,082,411
第19計算期間	927,332,172	115,364,017	8,278,050,566
第20計算期間	1,042,094,276	369,191,219	8,950,953,623
第21計算期間	1,519,038,599	321,822,197	10,148,170,025
第22計算期間	1,031,308,476	260,379,338	10,919,099,163
第23計算期間	722,949,198	373,171,841	11,268,876,520
第24計算期間	344,478,617	300,492,535	11,312,862,602
第25計算期間	334,267,327	471,604,805	11,175,525,124
第26計算期間	483,684,365	700,921,680	10,958,287,809
第27計算期間	222,535,879	245,822,785	10,935,000,903
第28計算期間	59,284,367	453,702,885	10,540,582,385
第29計算期間	65,842,558	300,385,332	10,306,039,611
第30計算期間	102,701,766	363,634,372	10,045,107,005
第31計算期間	75,507,424	179,580,862	9,941,033,567

第32計算期間	400,509,840	396,369,238	9,945,174,169
第33計算期間	166,881,998	222,325,028	9,889,731,139
第34計算期間	251,406,586	607,059,116	9,534,078,609
第35計算期間	572,695,022	589,353,496	9,517,420,135
第36計算期間	757,698,330	336,719,586	9,938,398,879
第37計算期間	1,029,993,216	929,928,220	10,038,463,875
第38計算期間	996,592,825	391,394,750	10,643,661,950
第39計算期間	1,906,327,034	953,000,057	11,596,988,927
第40計算期間	4,667,413,270	680,753,355	15,583,648,842
第41計算期間	4,827,186,209	1,236,950,874	19,173,884,177
第42計算期間	4,030,751,122	363,715,906	22,840,919,393
第43計算期間	1,743,675,934	357,026,796	24,227,568,531
第44計算期間	2,276,742,828	445,065,418	26,059,245,941
第45計算期間	1,384,308,160	560,380,260	26,883,173,841
第46計算期間	1,059,962,875	1,376,582,361	26,566,554,355
第47計算期間	1,261,620,717	873,112,942	26,955,062,130
第48計算期間	1,915,488,007	1,355,358,521	27,515,191,616
第49計算期間	724,412,842	1,675,524,425	26,564,080,033
第50計算期間	413,303,577	915,969,541	26,061,414,069
第51計算期間	404,141,676	715,643,439	25,749,912,306
第52計算期間	239,427,534	1,399,077,313	24,590,262,527
第53計算期間	258,491,831	1,082,962,761	23,765,791,597
第54計算期間	144,779,882	1,724,489,497	22,186,081,982
第55計算期間	42,570,105	1,343,430,556	20,885,221,531
第56計算期間	65,510,010	945,823,293	20,004,908,248
第57計算期間	67,822,514	903,837,629	19,168,893,133
第58計算期間	150,727,911	402,130,611	18,917,490,433
第59計算期間	97,121,717	279,252,591	18,735,359,559
第60計算期間	20,392,476	736,940,830	18,018,811,205
第61計算期間	27,941,619	481,846,016	17,564,906,808
第62計算期間	101,091,056	627,648,903	17,038,348,961
第63計算期間	27,325,264	266,397,026	16,799,277,199
第64計算期間	22,304,549	340,048,723	16,481,533,025
第65計算期間	15,858,872	507,767,154	15,989,624,743
第66計算期間	16,169,148	438,883,323	15,566,910,568
第67計算期間	14,791,735	105,854,134	15,475,848,169
第68計算期間	15,899,309	395,714,746	15,096,032,732
第69計算期間	15,583,897	767,748,348	14,343,868,281
第70計算期間	14,043,316	385,337,417	13,972,574,180
第71計算期間	15,424,912	268,775,743	13,719,223,349
第72計算期間	15,146,270	225,634,128	13,508,735,491
第73計算期間	15,011,271	377,765,311	13,145,981,451

第74計算期間	15,437,825	312,865,594	12,848,553,682
第75計算期間	14,643,315	369,524,461	12,493,672,536
第76計算期間	14,422,332	155,745,925	12,352,348,943
第77計算期間	15,559,521	242,939,795	12,124,968,669
第78計算期間	17,331,822	167,335,899	11,974,964,592
第79計算期間	19,365,978	77,485,047	11,916,845,523
第80計算期間	15,861,170	116,714,488	11,815,992,205
第81計算期間	11,860,028	89,320,296	11,738,531,937
第82計算期間	13,184,936	73,426,626	11,678,290,247
第83計算期間	16,860,258	312,969,264	11,382,181,241
第84計算期間	12,640,244	173,573,358	11,221,248,127
第85計算期間	13,412,970	186,103,819	11,048,557,278
第86計算期間	46,792,867	198,365,914	10,896,984,231
第87計算期間	12,616,302	111,109,160	10,798,491,373
第88計算期間	17,658,164	132,506,633	10,683,642,904
第89計算期間	15,529,947	654,403,642	10,044,769,209
第90計算期間	14,536,629	289,762,887	9,769,542,951
第91計算期間	12,766,600	197,528,865	9,584,780,686
第92計算期間	12,523,979	158,314,367	9,438,990,298
第93計算期間	14,577,293	84,855,150	9,368,712,441
第94計算期間	11,904,935	150,655,875	9,229,961,501
第95計算期間	10,564,758	164,404,261	9,076,121,998
第96計算期間	10,366,084	156,615,298	8,929,872,784
第97計算期間	10,617,310	190,271,681	8,750,218,413
第98計算期間	10,284,798	269,006,248	8,491,496,963
第99計算期間	10,150,328	360,011,136	8,141,636,155
第100計算期間	10,720,972	488,637,723	7,663,719,404
第101計算期間	16,667,523	65,955,687	7,614,431,240
第102計算期間	34,286,356	114,849,406	7,533,868,190
第103計算期間	8,945,771	317,102,258	7,225,711,703
第104計算期間	17,005,135	113,372,930	7,129,343,908
第105計算期間	14,232,577	33,070,688	7,110,505,797
第106計算期間	4,228,140	81,431,148	7,033,302,789
第107計算期間	3,963,743	279,556,175	6,757,710,357
第108計算期間	5,321,261	164,569,553	6,598,462,065

【三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルリアルコース＞（年2回分配型）】

（１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	パミューダ	358,564,408	98.90
親投資信託受益証券	日本	499,146	0.14
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	3,495,302	0.96
純資産総額		362,558,856	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
パミューダ	投資信託受益証券	ビムコ パミューダ パンクローン ファンド B - クラス Y (BR L)	93,742.3291	3,850	360,907,967	3,825	358,564,408	98.90
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	490,224	1.0182	499,146	1.0182	499,146	0.14

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.90
親投資信託受益証券	0.14
合計	99.04

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成26年 4月11日）	885,145,926	885,967,469	10,774	10,784
第2計算期間末日（平成26年10月14日）	616,640,078	617,202,085	10,972	10,982
第3計算期間末日（平成27年 4月13日）	646,911,892	646,911,892	10,206	10,206
第4計算期間末日（平成27年10月13日）	1,054,568,342	1,054,568,342	8,772	8,772
第5計算期間末日（平成28年 4月11日）	1,029,858,206	1,029,858,206	8,680	8,680
第6計算期間末日（平成28年10月11日）	1,013,953,485	1,013,953,485	10,125	10,125
第7計算期間末日（平成29年 4月11日）	1,459,296,032	1,460,531,055	11,816	11,826
第8計算期間末日（平成29年10月11日）	1,621,482,808	1,622,793,381	12,372	12,382
第9計算期間末日（平成30年 4月11日）	1,173,861,212	1,174,900,851	11,291	11,301
第10計算期間末日（平成30年10月11日）	996,528,250	997,424,083	11,124	11,134
第11計算期間末日（平成31年 4月11日）	935,673,470	936,529,886	10,925	10,935
第12計算期間末日（令和 1年10月11日）	826,986,421	826,986,421	10,176	10,176
第13計算期間末日（令和 2年 4月13日）	529,411,191	529,411,191	7,847	7,847
第14計算期間末日（令和 2年10月12日）	464,803,121	464,803,121	7,384	7,384
第15計算期間末日（令和 3年 4月12日）	453,412,299	453,412,299	7,716	7,716
第16計算期間末日（令和 3年10月11日）	450,478,107	450,478,107	8,313	8,313
第17計算期間末日（令和 4年 4月11日）	491,202,863	491,646,261	11,078	11,088
第18計算期間末日（令和 4年10月11日）	397,539,907	397,871,242	11,998	12,008
令和 3年10月末日	446,962,171	—	8,273	—
11月末日	424,253,348	—	8,287	—
12月末日	394,583,858	—	8,411	—
令和 4年 1月末日	422,075,402	—	8,903	—
2月末日	460,264,892	—	9,360	—
3月末日	478,495,869	—	10,795	—
4月末日	435,515,468	—	10,787	—
5月末日	445,552,691	—	11,206	—
6月末日	424,362,250	—	10,824	—
7月末日	425,842,503	—	10,886	—
8月末日	457,203,362	—	11,829	—
9月末日	383,394,440	—	11,368	—
10月末日	362,558,856	—	11,910	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円

第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円
第9計算期間	10円
第10計算期間	10円
第11計算期間	10円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円
第17計算期間	10円
第18計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	7.84
第2計算期間	1.93
第3計算期間	6.98
第4計算期間	14.05
第5計算期間	1.04
第6計算期間	16.64
第7計算期間	16.80
第8計算期間	4.79
第9計算期間	8.65
第10計算期間	1.39
第11計算期間	1.69
第12計算期間	6.85
第13計算期間	22.88
第14計算期間	5.90
第15計算期間	4.49
第16計算期間	7.73
第17計算期間	33.38
第18計算期間	8.39

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	1,182,939,136	361,395,871	821,543,265
第2計算期間	163,435,744	422,971,606	562,007,403
第3計算期間	362,335,457	290,518,189	633,824,671
第4計算期間	689,592,958	121,176,590	1,202,241,039
第5計算期間	246,949,452	262,760,174	1,186,430,317
第6計算期間	688,215,888	873,207,047	1,001,439,158
第7計算期間	671,436,124	437,852,068	1,235,023,214
第8計算期間	354,769,393	279,219,174	1,310,573,433
第9計算期間	120,700,343	391,634,574	1,039,639,202
第10計算期間	3,519,101	147,325,249	895,833,054
第11計算期間	38,736,808	78,153,681	856,416,181
第12計算期間	893,614	44,623,766	812,686,029
第13計算期間	654,789	138,676,945	674,663,873
第14計算期間	40,732	45,247,184	629,457,421
第15計算期間	148,338	42,009,106	587,596,653
第16計算期間	1,534,266	47,231,742	541,899,177
第17計算期間	54,014,372	152,515,325	443,398,224
第18計算期間	3,479,251	115,542,384	331,335,091

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	742,381,845	99.26
親投資信託受益証券	日本	860,512	0.12
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	4,669,880	0.62
純資産総額		747,912,237	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
パミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ パミューダ パンクローン ファンド B - クラス Y (MX N)	108,471.9237	6,678	724,375,506	6,844	742,381,845	99.26
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	845,131	1.0182	860,512	1.0182	860,512	0.12

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.26
親投資信託受益証券	0.12
合計	99.38

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成25年11月11日)	3,018,641,177	3,018,641,177	9,887	9,887
第2計算期間末日 (平成25年12月11日)	3,668,244,867	3,668,244,867	10,633	10,633
第3計算期間末日 (平成26年 1月14日)	4,496,735,603	4,526,486,093	10,580	10,650
第4計算期間末日 (平成26年 2月12日)	5,046,355,878	5,081,065,800	10,177	10,247
第5計算期間末日 (平成26年 3月11日)	5,478,178,013	5,515,398,522	10,303	10,373
第6計算期間末日 (平成26年 4月11日)	5,659,661,303	5,698,412,968	10,223	10,293
第7計算期間末日 (平成26年 5月12日)	5,379,765,155	5,416,556,479	10,236	10,306
第8計算期間末日 (平成26年 6月11日)	5,312,532,198	5,348,751,666	10,267	10,337

第9計算期間末日	(平成26年 7月11日)	5,348,130,219	5,384,989,014	10,157	10,227
第10計算期間末日	(平成26年 8月11日)	5,331,337,199	5,368,871,632	9,943	10,013
第11計算期間末日	(平成26年 9月11日)	5,366,485,976	5,402,585,981	10,406	10,476
第12計算期間末日	(平成26年10月14日)	5,119,237,113	5,154,393,880	10,193	10,263
第13計算期間末日	(平成26年11月11日)	5,490,818,705	5,526,367,066	10,812	10,882
第14計算期間末日	(平成26年12月11日)	4,881,592,810	4,914,629,201	10,343	10,413
第15計算期間末日	(平成27年 1月13日)	4,720,133,245	4,752,617,376	10,171	10,241
第16計算期間末日	(平成27年 2月12日)	4,561,001,934	4,592,861,934	10,021	10,091
第17計算期間末日	(平成27年 3月11日)	4,056,437,613	4,085,435,819	9,792	9,862
第18計算期間末日	(平成27年 4月13日)	4,019,345,052	4,047,552,236	9,975	10,045
第19計算期間末日	(平成27年 5月11日)	3,981,628,873	4,009,776,236	9,902	9,972
第20計算期間末日	(平成27年 6月11日)	3,761,183,832	3,787,857,387	9,871	9,941
第21計算期間末日	(平成27年 7月13日)	3,589,852,814	3,615,893,317	9,650	9,720
第22計算期間末日	(平成27年 8月11日)	3,293,821,714	3,318,187,861	9,463	9,533
第23計算期間末日	(平成27年 9月11日)	2,897,884,872	2,921,020,386	8,768	8,838
第24計算期間末日	(平成27年10月13日)	2,897,802,549	2,920,809,931	8,817	8,887
第25計算期間末日	(平成27年11月11日)	2,750,732,336	2,772,624,385	8,795	8,865
第26計算期間末日	(平成27年12月11日)	2,525,428,048	2,546,467,850	8,402	8,472
第27計算期間末日	(平成28年 1月12日)	2,202,332,725	2,222,522,425	7,636	7,706
第28計算期間末日	(平成28年 2月12日)	1,841,243,820	1,860,515,660	6,688	6,758
第29計算期間末日	(平成28年 3月11日)	1,981,115,435	2,000,010,103	7,340	7,410
第30計算期間末日	(平成28年 4月11日)	1,867,279,277	1,885,785,443	7,063	7,133
第31計算期間末日	(平成28年 5月11日)	1,831,204,192	1,849,522,224	6,998	7,068
第32計算期間末日	(平成28年 6月13日)	1,734,445,190	1,752,640,221	6,673	6,743
第33計算期間末日	(平成28年 7月11日)	1,561,245,359	1,578,956,020	6,171	6,241
第34計算期間末日	(平成28年 8月12日)	1,606,556,496	1,624,301,210	6,338	6,408
第35計算期間末日	(平成28年 9月12日)	1,531,468,437	1,543,762,722	6,228	6,278
第36計算期間末日	(平成28年10月11日)	1,473,426,989	1,485,193,776	6,261	6,311
第37計算期間末日	(平成28年11月11日)	1,782,677,144	1,797,923,589	5,846	5,896
第38計算期間末日	(平成28年12月12日)	1,880,721,887	1,895,335,740	6,435	6,485
第39計算期間末日	(平成29年 1月11日)	1,975,504,652	1,991,759,356	6,077	6,127
第40計算期間末日	(平成29年 2月13日)	2,256,000,627	2,273,880,421	6,309	6,359
第41計算期間末日	(平成29年 3月13日)	2,882,027,184	2,903,802,059	6,618	6,668
第42計算期間末日	(平成29年 4月11日)	3,444,890,383	3,470,578,070	6,705	6,755
第43計算期間末日	(平成29年 5月11日)	3,776,168,423	3,804,025,782	6,778	6,828
第44計算期間末日	(平成29年 6月12日)	4,463,624,134	4,496,204,085	6,850	6,900
第45計算期間末日	(平成29年 7月11日)	5,112,777,940	5,148,648,803	7,127	7,177
第46計算期間末日	(平成29年 8月14日)	5,225,640,026	5,263,723,152	6,861	6,911
第47計算期間末日	(平成29年 9月11日)	5,222,448,421	5,260,773,584	6,813	6,863
第48計算期間末日	(平成29年10月11日)	5,047,462,569	5,084,935,223	6,735	6,785
第49計算期間末日	(平成29年11月13日)	5,625,906,804	5,668,241,349	6,645	6,695
第50計算期間末日	(平成29年12月11日)	5,461,212,731	5,502,101,149	6,678	6,728

第51計算期間末日	(平成30年 1月11日)	5,091,788,966	5,131,253,554	6,451	6,501
第52計算期間末日	(平成30年 2月13日)	4,779,485,827	4,816,409,092	6,472	6,522
第53計算期間末日	(平成30年 3月12日)	4,493,095,532	4,528,162,066	6,407	6,457
第54計算期間末日	(平成30年 4月11日)	4,290,908,479	4,323,847,797	6,513	6,563
第55計算期間末日	(平成30年 5月11日)	3,918,956,112	3,950,189,096	6,274	6,324
第56計算期間末日	(平成30年 6月11日)	3,554,186,411	3,584,435,758	5,875	5,925
第57計算期間末日	(平成30年 7月11日)	3,706,107,564	3,734,922,732	6,431	6,481
第58計算期間末日	(平成30年 8月13日)	2,578,751,270	2,598,699,808	6,464	6,514
第59計算期間末日	(平成30年 9月11日)	2,376,969,072	2,395,688,980	6,349	6,399
第60計算期間末日	(平成30年10月11日)	1,910,195,239	1,924,869,762	6,509	6,559
第61計算期間末日	(平成30年11月12日)	1,739,830,345	1,754,002,588	6,138	6,188
第62計算期間末日	(平成30年12月11日)	1,649,642,597	1,663,445,248	5,976	6,026
第63計算期間末日	(平成31年 1月11日)	1,674,703,505	1,688,405,616	6,111	6,161
第64計算期間末日	(平成31年 2月12日)	1,663,801,435	1,677,215,073	6,202	6,252
第65計算期間末日	(平成31年 3月11日)	1,627,659,018	1,640,818,449	6,184	6,234
第66計算期間末日	(平成31年 4月11日)	1,643,180,313	1,656,004,522	6,407	6,457
第67計算期間末日	(令和 1年 5月13日)	1,678,559,293	1,692,036,276	6,228	6,278
第68計算期間末日	(令和 1年 6月11日)	1,566,133,871	1,578,894,405	6,137	6,187
第69計算期間末日	(令和 1年 7月11日)	1,479,888,412	1,491,995,471	6,112	6,162
第70計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	1,392,329,932	1,404,284,495	5,823	5,873
第71計算期間末日	(令和 1年 9月11日)	1,405,520,295	1,417,324,296	5,954	6,004
第72計算期間末日	(令和 1年10月11日)	1,374,975,558	1,386,475,698	5,978	6,028
第73計算期間末日	(令和 1年11月11日)	1,422,863,035	1,434,412,979	6,160	6,210
第74計算期間末日	(令和 1年12月11日)	1,404,186,525	1,415,646,564	6,126	6,176
第75計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	1,349,964,827	1,360,598,973	6,347	6,397
第76計算期間末日	(令和 2年 2月12日)	1,320,529,757	1,330,904,575	6,364	6,414
第77計算期間末日	(令和 2年 3月11日)	1,049,915,747	1,060,137,865	5,136	5,186
第78計算期間末日	(令和 2年 4月13日)	925,911,107	936,076,176	4,554	4,604
第79計算期間末日	(令和 2年 5月11日)	898,009,898	908,196,679	4,408	4,458
第80計算期間末日	(令和 2年 6月11日)	1,000,503,261	1,010,677,014	4,917	4,967
第81計算期間末日	(令和 2年 7月13日)	941,762,373	951,830,868	4,677	4,727
第82計算期間末日	(令和 2年 8月11日)	937,666,246	947,677,517	4,683	4,733
第83計算期間末日	(令和 2年 9月11日)	940,067,552	949,492,142	4,987	5,037
第84計算期間末日	(令和 2年10月12日)	906,140,252	915,323,708	4,934	4,984
第85計算期間末日	(令和 2年11月11日)	925,609,268	934,665,271	5,110	5,160
第86計算期間末日	(令和 2年12月11日)	923,270,314	932,155,439	5,196	5,246
第87計算期間末日	(令和 3年 1月12日)	883,613,732	892,184,870	5,155	5,205
第88計算期間末日	(令和 3年 2月12日)	879,304,040	887,765,930	5,196	5,246
第89計算期間末日	(令和 3年 3月11日)	853,473,427	861,913,006	5,056	5,106
第90計算期間末日	(令和 3年 4月12日)	892,168,483	900,587,222	5,299	5,349
第91計算期間末日	(令和 3年 5月11日)	881,372,765	889,683,572	5,303	5,353
第92計算期間末日	(令和 3年 6月11日)	890,407,557	898,687,004	5,377	5,427

第93計算期間末日	(令和 3年 7月12日)	869,473,292	877,637,138	5,325	5,375
第94計算期間末日	(令和 3年 8月11日)	831,213,037	839,152,667	5,235	5,285
第95計算期間末日	(令和 3年 9月13日)	833,057,435	840,936,518	5,287	5,337
第96計算期間末日	(令和 3年10月11日)	792,388,200	800,088,672	5,145	5,195
第97計算期間末日	(令和 3年11月11日)	803,105,660	810,714,701	5,277	5,327
第98計算期間末日	(令和 3年12月13日)	731,192,233	738,359,961	5,101	5,151
第99計算期間末日	(令和 4年 1月11日)	737,716,301	744,698,470	5,283	5,333
第100計算期間末日	(令和 4年 2月14日)	710,955,380	717,656,759	5,305	5,355
第101計算期間末日	(令和 4年 3月11日)	661,369,855	667,897,657	5,066	5,116
第102計算期間末日	(令和 4年 4月11日)	727,060,664	733,421,184	5,715	5,765
第103計算期間末日	(令和 4年 5月11日)	730,472,098	736,809,672	5,763	5,813
第104計算期間末日	(令和 4年 6月13日)	745,935,763	752,106,024	6,045	6,095
第105計算期間末日	(令和 4年 7月11日)	708,045,430	714,149,434	5,800	5,850
第106計算期間末日	(令和 4年 8月12日)	712,458,197	718,415,387	5,980	6,030
第107計算期間末日	(令和 4年 9月12日)	748,815,871	754,678,296	6,387	6,437
第108計算期間末日	(令和 4年10月11日)	731,537,815	737,246,231	6,408	6,458
	令和 3年10月末日	814,265,289	—	5,317	—
	11月末日	718,921,217	—	4,935	—
	12月末日	738,577,553	—	5,289	—
	令和 4年 1月末日	702,018,846	—	5,194	—
	2月末日	695,331,188	—	5,262	—
	3月末日	731,284,213	—	5,698	—
	4月末日	732,695,936	—	5,776	—
	5月末日	737,936,192	—	5,828	—
	6月末日	733,906,405	—	5,981	—
	7月末日	717,487,569	—	5,875	—
	8月末日	726,685,243	—	6,200	—
	9月末日	718,413,686	—	6,272	—
	10月末日	747,912,237	—	6,559	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	—円
第2計算期間	—円
第3計算期間	70円
第4計算期間	70円
第5計算期間	70円
第6計算期間	70円
第7計算期間	70円
第8計算期間	70円

第9計算期間	70円
第10計算期間	70円
第11計算期間	70円
第12計算期間	70円
第13計算期間	70円
第14計算期間	70円
第15計算期間	70円
第16計算期間	70円
第17計算期間	70円
第18計算期間	70円
第19計算期間	70円
第20計算期間	70円
第21計算期間	70円
第22計算期間	70円
第23計算期間	70円
第24計算期間	70円
第25計算期間	70円
第26計算期間	70円
第27計算期間	70円
第28計算期間	70円
第29計算期間	70円
第30計算期間	70円
第31計算期間	70円
第32計算期間	70円
第33計算期間	70円
第34計算期間	70円
第35計算期間	50円
第36計算期間	50円
第37計算期間	50円
第38計算期間	50円
第39計算期間	50円
第40計算期間	50円
第41計算期間	50円
第42計算期間	50円
第43計算期間	50円
第44計算期間	50円
第45計算期間	50円
第46計算期間	50円
第47計算期間	50円
第48計算期間	50円
第49計算期間	50円
第50計算期間	50円

第51計算期間	50円
第52計算期間	50円
第53計算期間	50円
第54計算期間	50円
第55計算期間	50円
第56計算期間	50円
第57計算期間	50円
第58計算期間	50円
第59計算期間	50円
第60計算期間	50円
第61計算期間	50円
第62計算期間	50円
第63計算期間	50円
第64計算期間	50円
第65計算期間	50円
第66計算期間	50円
第67計算期間	50円
第68計算期間	50円
第69計算期間	50円
第70計算期間	50円
第71計算期間	50円
第72計算期間	50円
第73計算期間	50円
第74計算期間	50円
第75計算期間	50円
第76計算期間	50円
第77計算期間	50円
第78計算期間	50円
第79計算期間	50円
第80計算期間	50円
第81計算期間	50円
第82計算期間	50円
第83計算期間	50円
第84計算期間	50円
第85計算期間	50円
第86計算期間	50円
第87計算期間	50円
第88計算期間	50円
第89計算期間	50円
第90計算期間	50円
第91計算期間	50円
第92計算期間	50円

第93計算期間	50円
第94計算期間	50円
第95計算期間	50円
第96計算期間	50円
第97計算期間	50円
第98計算期間	50円
第99計算期間	50円
第100計算期間	50円
第101計算期間	50円
第102計算期間	50円
第103計算期間	50円
第104計算期間	50円
第105計算期間	50円
第106計算期間	50円
第107計算期間	50円
第108計算期間	50円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	1.13
第2計算期間	7.54
第3計算期間	0.15
第4計算期間	3.14
第5計算期間	1.92
第6計算期間	0.09
第7計算期間	0.81
第8計算期間	0.98
第9計算期間	0.38
第10計算期間	1.41
第11計算期間	5.36
第12計算期間	1.37
第13計算期間	6.75
第14計算期間	3.69
第15計算期間	0.98
第16計算期間	0.78
第17計算期間	1.58
第18計算期間	2.58
第19計算期間	0.03
第20計算期間	0.39
第21計算期間	1.52

第22計算期間	1.21
第23計算期間	6.60
第24計算期間	1.35
第25計算期間	0.54
第26計算期間	3.67
第27計算期間	8.28
第28計算期間	11.49
第29計算期間	10.79
第30計算期間	2.82
第31計算期間	0.07
第32計算期間	3.64
第33計算期間	6.47
第34計算期間	3.84
第35計算期間	0.94
第36計算期間	1.33
第37計算期間	5.82
第38計算期間	10.93
第39計算期間	4.78
第40計算期間	4.64
第41計算期間	5.69
第42計算期間	2.07
第43計算期間	1.83
第44計算期間	1.79
第45計算期間	4.77
第46計算期間	3.03
第47計算期間	0.02
第48計算期間	0.41
第49計算期間	0.59
第50計算期間	1.24
第51計算期間	2.65
第52計算期間	1.10
第53計算期間	0.23
第54計算期間	2.43
第55計算期間	2.90
第56計算期間	5.56
第57計算期間	10.31
第58計算期間	1.29
第59計算期間	1.00
第60計算期間	3.30
第61計算期間	4.93
第62計算期間	1.82
第63計算期間	3.09

第64計算期間	2.30
第65計算期間	0.51
第66計算期間	4.41
第67計算期間	2.01
第68計算期間	0.65
第69計算期間	0.40
第70計算期間	3.91
第71計算期間	3.10
第72計算期間	1.24
第73計算期間	3.88
第74計算期間	0.25
第75計算期間	4.42
第76計算期間	1.05
第77計算期間	18.51
第78計算期間	10.35
第79計算期間	2.10
第80計算期間	12.68
第81計算期間	3.86
第82計算期間	1.19
第83計算期間	7.55
第84計算期間	0.06
第85計算期間	4.58
第86計算期間	2.66
第87計算期間	0.17
第88計算期間	1.76
第89計算期間	1.73
第90計算期間	5.79
第91計算期間	1.01
第92計算期間	2.33
第93計算期間	0.03
第94計算期間	0.75
第95計算期間	1.94
第96計算期間	1.74
第97計算期間	3.53
第98計算期間	2.38
第99計算期間	4.54
第100計算期間	1.36
第101計算期間	3.56
第102計算期間	13.79
第103計算期間	1.71
第104計算期間	5.76
第105計算期間	3.22

第106計算期間	3.96
第107計算期間	7.64
第108計算期間	1.11

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	3,056,216,043	3,000,000	3,053,216,043
第2計算期間	443,999,420	47,252,353	3,449,963,110
第3計算期間	894,902,031	94,795,011	4,250,070,130
第4計算期間	867,713,941	159,223,654	4,958,560,417
第5計算期間	576,447,165	217,791,914	5,317,215,668
第6計算期間	566,879,427	348,142,917	5,535,952,178
第7計算期間	237,532,434	517,581,183	5,255,903,429
第8計算期間	305,512,400	387,206,026	5,174,209,803
第9計算期間	329,419,801	238,087,345	5,265,542,259
第10計算期間	359,678,025	263,158,287	5,362,061,997
第11計算期間	93,212,606	298,130,925	5,157,143,678
第12計算期間	419,939,270	554,687,650	5,022,395,298
第13計算期間	347,979,995	292,037,916	5,078,337,377
第14計算期間	446,114,173	804,966,998	4,719,484,552
第15計算期間	111,239,241	190,133,622	4,640,590,171
第16計算期間	136,782,581	225,944,125	4,551,428,627
第17計算期間	47,936,763	456,764,499	4,142,600,891
第18計算期間	55,902,431	168,905,582	4,029,597,740
第19計算期間	94,177,248	102,723,003	4,021,051,985
第20計算期間	82,748,158	293,292,199	3,810,507,944
第21計算期間	106,601,982	197,038,058	3,720,071,868
第22計算期間	8,402,102	247,595,690	3,480,878,280
第23計算期間	23,435,137	199,239,925	3,305,073,492
第24計算期間	8,870,479	27,174,988	3,286,768,983
第25計算期間	5,378,793	164,712,127	3,127,435,649
第26計算期間	62,178,677	183,928,288	3,005,686,038
第27計算期間	32,284,610	153,727,760	2,884,242,888
第28計算期間	4,000,305	135,123,112	2,753,120,081
第29計算期間	4,912,377	58,794,156	2,699,238,302
第30計算期間	10,740,987	66,241,197	2,643,738,092
第31計算期間	4,309,912	31,186,161	2,616,861,843
第32計算期間	4,393,052	21,964,748	2,599,290,147
第33計算期間	12,850,293	82,045,901	2,530,094,539

第34計算期間	87,551,735	82,687,104	2,534,959,170
第35計算期間	5,110,438	81,212,432	2,458,857,176
第36計算期間	3,839,321	109,338,954	2,353,357,543
第37計算期間	752,647,659	56,716,128	3,049,289,074
第38計算期間	99,609,979	226,128,316	2,922,770,737
第39計算期間	433,021,215	104,851,118	3,250,940,834
第40計算期間	439,975,161	114,957,007	3,575,958,988
第41計算期間	837,987,827	58,971,632	4,354,975,183
第42計算期間	1,299,362,047	516,799,792	5,137,537,438
第43計算期間	525,775,339	91,840,811	5,571,471,966
第44計算期間	1,029,214,074	84,695,679	6,515,990,361
第45計算期間	950,667,637	292,485,369	7,174,172,629
第46計算期間	842,744,164	400,291,567	7,616,625,226
第47計算期間	316,112,924	267,705,402	7,665,032,748
第48計算期間	96,913,898	267,415,806	7,494,530,840
第49計算期間	1,689,430,911	717,052,602	8,466,909,149
第50計算期間	29,271,038	318,496,548	8,177,683,639
第51計算期間	10,827,276	295,593,170	7,892,917,745
第52計算期間	8,057,927	516,322,538	7,384,653,134
第53計算期間	8,098,468	379,444,671	7,013,306,931
第54計算期間	6,797,544	432,240,722	6,587,863,753
第55計算期間	13,859,347	355,126,115	6,246,596,985
第56計算期間	16,840,357	213,567,877	6,049,869,465
第57計算期間	6,402,419	293,238,233	5,763,033,651
第58計算期間	4,767,055	1,778,092,923	3,989,707,783
第59計算期間	4,465,095	250,191,096	3,743,981,782
第60計算期間	4,771,825	813,848,983	2,934,904,624
第61計算期間	4,403,654	104,859,593	2,834,448,685
第62計算期間	38,442,434	112,360,775	2,760,530,344
第63計算期間	5,460,952	25,568,917	2,740,422,379
第64計算期間	4,899,140	62,593,889	2,682,727,630
第65計算期間	4,185,702	55,026,963	2,631,886,369
第66計算期間	4,769,452	71,813,874	2,564,841,947
第67計算期間	137,961,444	7,406,595	2,695,396,796
第68計算期間	4,944,464	148,234,458	2,552,106,802
第69計算期間	5,310,339	136,005,150	2,421,411,991
第70計算期間	4,966,784	35,466,051	2,390,912,724
第71計算期間	5,437,678	35,550,003	2,360,800,399
第72計算期間	5,229,243	66,001,550	2,300,028,092
第73計算期間	20,619,109	10,658,213	2,309,988,988
第74計算期間	10,422,617	28,403,783	2,292,007,822
第75計算期間	5,386,129	170,564,607	2,126,829,344

第76計算期間	2,678,161	54,543,889	2,074,963,616
第77計算期間	2,890,080	33,429,964	2,044,423,732
第78計算期間	5,064,909	16,474,684	2,033,013,957
第79計算期間	4,342,273	—	2,037,356,230
第80計算期間	4,650,418	7,255,992	2,034,750,656
第81計算期間	4,148,692	25,200,303	2,013,699,045
第82計算期間	5,239,440	16,684,173	2,002,254,312
第83計算期間	4,429,017	121,765,184	1,884,918,145
第84計算期間	4,430,029	52,656,866	1,836,691,308
第85計算期間	3,105,050	28,595,646	1,811,200,712
第86計算期間	3,694,065	37,869,603	1,777,025,174
第87計算期間	2,865,566	65,663,056	1,714,227,684
第88計算期間	2,925,129	24,774,639	1,692,378,174
第89計算期間	6,521,480	10,983,801	1,687,915,853
第90計算期間	2,726,852	6,894,821	1,683,747,884
第91計算期間	2,740,314	24,326,667	1,662,161,531
第92計算期間	2,220,906	8,492,945	1,655,889,492
第93計算期間	10,079,559	33,199,784	1,632,769,267
第94計算期間	2,258,634	47,101,901	1,587,926,000
第95計算期間	3,235,144	15,344,360	1,575,816,784
第96計算期間	2,907,398	38,629,604	1,540,094,578
第97計算期間	2,468,006	20,754,333	1,521,808,251
第98計算期間	1,733,202	89,995,814	1,433,545,639
第99計算期間	2,192,447	39,304,126	1,396,433,960
第100計算期間	1,775,011	57,933,033	1,340,275,938
第101計算期間	1,771,467	36,486,853	1,305,560,552
第102計算期間	2,495,608	35,951,963	1,272,104,197
第103計算期間	1,821,427	6,410,645	1,267,514,979
第104計算期間	1,671,185	35,133,870	1,234,052,294
第105計算期間	4,209,226	17,460,557	1,220,800,963
第106計算期間	2,386,019	31,748,794	1,191,438,188
第107計算期間	2,005,756	20,958,844	1,172,485,100
第108計算期間	1,466,805	32,268,571	1,141,683,334

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（年２回分配型）】

（１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	219,091,808	99.04

親投資信託受益証券	日本	179,176	0.08
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	1,945,207	0.88
純資産総額		221,216,191	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年10月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ バミューダ パンクローン ファンド B - クラス Y (MX N)	32,012.2455	6,683.27	213,946,479	6,844	219,091,808	99.04
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	175,974	1.0182	179,176	1.0182	179,176	0.08

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.04
親投資信託受益証券	0.08
合計	99.12

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成26年 4月11日）	868,894,082	869,721,704	10,499	10,509
第2計算期間末日（平成26年10月14日）	1,171,356,130	1,172,431,197	10,896	10,906
第3計算期間末日（平成27年 4月13日）	1,040,205,288	1,041,142,436	11,100	11,110
第4計算期間末日（平成27年10月13日）	716,155,959	716,155,959	10,266	10,266
第5計算期間末日（平成28年 4月11日）	521,714,087	521,714,087	8,685	8,685
第6計算期間末日（平成28年10月11日）	460,393,439	460,393,439	8,164	8,164
第7計算期間末日（平成29年 4月11日）	925,700,607	925,700,607	9,159	9,159
第8計算期間末日（平成29年10月11日）	966,257,443	966,257,443	9,606	9,606
第9計算期間末日（平成30年 4月11日）	669,925,954	669,925,954	9,726	9,726
第10計算期間末日（平成30年10月11日）	530,616,263	531,137,844	10,173	10,183
第11計算期間末日（平成31年 4月11日）	545,078,792	545,598,047	10,497	10,507
第12計算期間末日（令和 1年10月11日）	459,184,969	459,631,460	10,284	10,294
第13計算期間末日（令和 2年 4月13日）	312,456,446	312,456,446	8,236	8,236
第14計算期間末日（令和 2年10月12日）	351,310,558	351,310,558	9,503	9,503
第15計算期間末日（令和 3年 4月12日）	177,758,421	177,922,916	10,806	10,816
第16計算期間末日（令和 3年10月11日）	153,190,090	153,328,127	11,098	11,108
第17計算期間末日（令和 4年 4月11日）	145,372,068	145,483,557	13,039	13,049
第18計算期間末日（令和 4年10月11日）	215,606,469	215,746,950	15,348	15,358
令和 3年10月末日	156,778,813	—	11,469	—
11月末日	146,858,840	—	10,744	—
12月末日	158,995,989	—	11,632	—
令和 4年 1月末日	155,107,304	—	11,531	—
2月末日	158,640,660	—	11,795	—
3月末日	171,300,792	—	12,898	—
4月末日	142,629,976	—	13,179	—
5月末日	144,811,098	—	13,410	—
6月末日	149,674,795	—	13,873	—
7月末日	147,474,113	—	13,744	—
8月末日	156,669,075	—	14,628	—
9月末日	209,466,596	—	14,915	—
10月末日	221,216,191	—	15,711	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	0円

第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	10円
第11計算期間	10円
第12計算期間	10円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	10円
第16計算期間	10円
第17計算期間	10円
第18計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	5.09
第2計算期間	3.87
第3計算期間	1.96
第4計算期間	7.51
第5計算期間	15.40
第6計算期間	5.99
第7計算期間	12.18
第8計算期間	4.88
第9計算期間	1.24
第10計算期間	4.69
第11計算期間	3.28
第12計算期間	1.93
第13計算期間	19.91
第14計算期間	15.38
第15計算期間	13.81
第16計算期間	2.79
第17計算期間	17.57
第18計算期間	17.78

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	960,283,690	132,661,591	827,622,099
第2計算期間	445,156,403	197,710,802	1,075,067,700
第3計算期間	107,539,238	245,458,183	937,148,755
第4計算期間	21,504,775	261,076,605	697,576,925
第5計算期間	32,937,487	129,803,510	600,710,902
第6計算期間	12,663,398	49,469,684	563,904,616
第7計算期間	517,812,188	70,977,025	1,010,739,779
第8計算期間	263,455,728	268,319,832	1,005,875,675
第9計算期間	2,063,628	319,122,091	688,817,212
第10計算期間	22,321	167,258,103	521,581,430
第11計算期間	20,817,979	23,143,940	519,255,469
第12計算期間	3,086,377	75,850,266	446,491,580
第13計算期間	365,353	67,491,053	379,365,880
第14計算期間	10,448,145	20,137,112	369,676,913
第15計算期間	779,891	205,961,591	164,495,213
第16計算期間	85,522	26,543,561	138,037,174
第17計算期間	470,334	27,018,499	111,489,009
第18計算期間	35,899,958	6,907,711	140,481,256

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	914,912,530	99.47
親投資信託受益証券	日本	1,035,333	0.11
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	3,800,808	0.42
純資産総額		919,748,671	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
------	----	-----	----	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

パミューダ	投資信託受益証券	ビムコ パミューダ パンクローン ファンド B - クラス Y (T R Y)	600,730,4859	1,465	880,070,161	1,523	914,912,530	99.47
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	1,016,827	1.0182	1,035,333	1.0182	1,035,333	0.11

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.47
親投資信託受益証券	0.11
合計	99.59

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成25年11月11日）	277,370,109	277,370,109	9,822	9,822
第2計算期間末日（平成25年12月11日）	409,151,803	409,151,803	10,362	10,362
第3計算期間末日（平成26年 1月14日）	544,925,689	549,410,529	9,720	9,800
第4計算期間末日（平成26年 2月12日）	625,312,291	630,568,649	9,517	9,597
第5計算期間末日（平成26年 3月11日）	608,294,723	613,417,983	9,499	9,579
第6計算期間末日（平成26年 4月11日）	626,664,798	631,722,468	9,912	9,992
第7計算期間末日（平成26年 5月12日）	595,487,900	600,247,960	10,008	10,088
第8計算期間末日（平成26年 6月11日）	487,936,405	491,798,014	10,108	10,188
第9計算期間末日（平成26年 7月11日）	466,391,589	470,194,425	9,811	9,891
第10計算期間末日（平成26年 8月11日）	490,072,360	494,140,877	9,636	9,716
第11計算期間末日（平成26年 9月11日）	500,681,766	504,713,361	9,935	10,015

第12計算期間末日	(平成26年10月14日)	438,076,513	441,724,839	9,606	9,686
第13計算期間末日	(平成26年11月11日)	443,641,307	447,062,740	10,373	10,453
第14計算期間末日	(平成26年12月11日)	428,626,762	431,851,828	10,632	10,712
第15計算期間末日	(平成27年 1月13日)	360,916,921	363,666,046	10,503	10,583
第16計算期間末日	(平成27年 2月12日)	298,616,854	301,065,870	9,755	9,835
第17計算期間末日	(平成27年 3月11日)	268,726,948	271,020,123	9,375	9,455
第18計算期間末日	(平成27年 4月13日)	258,778,536	260,986,373	9,377	9,457
第19計算期間末日	(平成27年 5月11日)	257,454,667	259,709,792	9,133	9,213
第20計算期間末日	(平成27年 6月11日)	253,340,701	255,556,432	9,147	9,227
第21計算期間末日	(平成27年 7月13日)	229,227,135	231,176,844	9,406	9,486
第22計算期間末日	(平成27年 8月11日)	232,073,273	234,113,738	9,099	9,179
第23計算期間末日	(平成27年 9月11日)	179,285,729	181,061,934	8,075	8,155
第24計算期間末日	(平成27年10月13日)	183,867,476	185,642,192	8,288	8,368
第25計算期間末日	(平成27年11月11日)	195,666,022	197,503,427	8,519	8,599
第26計算期間末日	(平成27年12月11日)	181,325,454	183,069,422	8,318	8,398
第27計算期間末日	(平成28年 1月12日)	161,104,762	162,783,268	7,678	7,758
第28計算期間末日	(平成28年 2月12日)	158,525,964	160,217,144	7,499	7,579
第29計算期間末日	(平成28年 3月11日)	164,419,594	166,110,628	7,778	7,858
第30計算期間末日	(平成28年 4月11日)	157,894,684	159,552,396	7,620	7,700
第31計算期間末日	(平成28年 5月11日)	150,592,325	152,208,985	7,452	7,532
第32計算期間末日	(平成28年 6月13日)	148,823,180	150,432,954	7,396	7,476
第33計算期間末日	(平成28年 7月11日)	137,513,915	139,095,310	6,957	7,037
第34計算期間末日	(平成28年 8月12日)	116,315,146	117,659,068	6,924	7,004
第35計算期間末日	(平成28年 9月12日)	115,712,026	117,039,412	6,974	7,054
第36計算期間末日	(平成28年10月11日)	113,089,777	114,423,542	6,783	6,863
第37計算期間末日	(平成28年11月11日)	104,331,476	105,611,627	6,520	6,600
第38計算期間末日	(平成28年12月12日)	100,652,717	101,874,046	6,593	6,673
第39計算期間末日	(平成29年 1月11日)	92,214,301	93,419,678	6,120	6,200
第40計算期間末日	(平成29年 2月13日)	156,264,886	158,311,802	6,107	6,187
第41計算期間末日	(平成29年 3月13日)	532,712,472	539,711,421	6,089	6,169
第42計算期間末日	(平成29年 4月11日)	1,349,375,973	1,367,762,983	5,871	5,951
第43計算期間末日	(平成29年 5月11日)	1,821,406,157	1,844,737,673	6,245	6,325
第44計算期間末日	(平成29年 6月12日)	2,328,902,965	2,359,299,634	6,129	6,209
第45計算期間末日	(平成29年 7月11日)	3,260,571,106	3,302,935,376	6,157	6,237
第46計算期間末日	(平成29年 8月14日)	3,808,050,274	3,858,808,838	6,002	6,082
第47計算期間末日	(平成29年 9月11日)	4,757,661,581	4,819,899,182	6,115	6,195
第48計算期間末日	(平成29年10月11日)	6,982,374,622	7,077,344,517	5,882	5,962
第49計算期間末日	(平成29年11月13日)	8,419,616,711	8,538,729,524	5,655	5,735
第50計算期間末日	(平成29年12月11日)	9,097,713,336	9,226,130,811	5,668	5,748
第51計算期間末日	(平成30年 1月11日)	9,446,965,451	9,582,012,615	5,596	5,676
第52計算期間末日	(平成30年 2月13日)	9,250,650,305	9,386,919,220	5,431	5,511
第53計算期間末日	(平成30年 3月12日)	8,805,927,130	8,938,673,833	5,307	5,387

第54計算期間末日	(平成30年 4月11日)	7,834,670,507	7,962,271,927	4,912	4,992
第55計算期間末日	(平成30年 5月11日)	7,454,865,371	7,578,749,930	4,814	4,894
第56計算期間末日	(平成30年 6月11日)	6,582,573,925	6,699,496,276	4,504	4,584
第57計算期間末日	(平成30年 7月11日)	6,348,351,019	6,464,986,380	4,354	4,434
第58計算期間末日	(平成30年 8月13日)	4,482,118,636	4,594,782,954	3,183	3,263
第59計算期間末日	(平成30年 9月11日)	4,357,968,146	4,426,808,667	3,165	3,215
第60計算期間末日	(平成30年10月11日)	4,703,896,014	4,771,848,170	3,461	3,511
第61計算期間末日	(平成30年11月12日)	4,908,365,726	4,971,844,028	3,866	3,916
第62計算期間末日	(平成30年12月11日)	4,998,134,360	5,062,281,105	3,896	3,946
第63計算期間末日	(平成31年 1月11日)	4,873,270,817	4,938,558,821	3,732	3,782
第64計算期間末日	(平成31年 2月12日)	5,134,925,787	5,200,395,469	3,922	3,972
第65計算期間末日	(平成31年 3月11日)	5,388,631,012	5,458,318,927	3,866	3,916
第66計算期間末日	(平成31年 4月11日)	5,457,457,058	5,529,656,101	3,779	3,829
第67計算期間末日	(令和 1年 5月13日)	5,106,391,899	5,178,899,413	3,521	3,571
第68計算期間末日	(令和 1年 6月11日)	5,345,735,258	5,418,028,729	3,697	3,747
第69計算期間末日	(令和 1年 7月11日)	5,384,008,420	5,455,598,974	3,760	3,810
第70計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	5,334,002,515	5,404,727,849	3,771	3,821
第71計算期間末日	(令和 1年 9月11日)	5,113,318,025	5,182,424,599	3,700	3,750
第72計算期間末日	(令和 1年10月11日)	5,010,981,699	5,079,426,086	3,661	3,711
第73計算期間末日	(令和 1年11月11日)	5,026,337,313	5,093,229,458	3,757	3,807
第74計算期間末日	(令和 1年12月11日)	4,918,982,959	4,984,907,051	3,731	3,781
第75計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	4,784,625,819	4,848,527,544	3,744	3,794
第76計算期間末日	(令和 2年 2月12日)	4,604,934,004	4,668,808,426	3,605	3,655
第77計算期間末日	(令和 2年 3月11日)	4,090,357,724	4,153,978,385	3,215	3,265
第78計算期間末日	(令和 2年 4月13日)	3,680,385,572	3,742,493,554	2,963	3,013
第79計算期間末日	(令和 2年 5月11日)	3,368,093,721	3,405,494,063	2,702	2,732
第80計算期間末日	(令和 2年 6月11日)	3,657,259,997	3,694,237,288	2,967	2,997
第81計算期間末日	(令和 2年 7月13日)	3,477,798,757	3,514,235,584	2,863	2,893
第82計算期間末日	(令和 2年 8月11日)	3,249,026,715	3,285,041,857	2,706	2,736
第83計算期間末日	(令和 2年 9月11日)	2,432,357,542	2,459,195,960	2,719	2,749
第84計算期間末日	(令和 2年10月12日)	2,146,393,969	2,171,642,510	2,550	2,580
第85計算期間末日	(令和 2年11月11日)	1,962,244,631	1,985,978,683	2,480	2,510
第86計算期間末日	(令和 2年12月11日)	1,972,823,197	1,995,964,289	2,558	2,588
第87計算期間末日	(令和 3年 1月12日)	2,060,758,808	2,083,538,261	2,714	2,744
第88計算期間末日	(令和 3年 2月12日)	2,177,670,555	2,200,175,137	2,903	2,933
第89計算期間末日	(令和 3年 3月11日)	2,033,766,150	2,055,571,908	2,798	2,828
第90計算期間末日	(令和 3年 4月12日)	1,851,388,978	1,872,586,688	2,620	2,650
第91計算期間末日	(令和 3年 5月11日)	1,776,289,651	1,796,892,231	2,587	2,617
第92計算期間末日	(令和 3年 6月11日)	1,724,673,101	1,744,744,298	2,578	2,608
第93計算期間末日	(令和 3年 7月12日)	1,658,162,153	1,677,827,578	2,530	2,560
第94計算期間末日	(令和 3年 8月11日)	1,661,272,909	1,680,811,178	2,551	2,581
第95計算期間末日	(令和 3年 9月13日)	1,675,855,603	1,695,012,125	2,624	2,654

第96計算期間末日	(令和 3年10月11日)	1,576,374,890	1,595,012,626	2,537	2,567
第97計算期間末日	(令和 3年11月11日)	1,438,514,412	1,456,739,948	2,368	2,398
第98計算期間末日	(令和 3年12月13日)	965,512,959	983,023,234	1,654	1,684
第99計算期間末日	(令和 4年 1月11日)	928,579,509	945,184,519	1,678	1,708
第100計算期間末日	(令和 4年 2月14日)	945,592,116	961,702,779	1,761	1,791
第101計算期間末日	(令和 4年 3月11日)	811,530,793	827,271,300	1,547	1,577
第102計算期間末日	(令和 4年 4月11日)	899,559,010	915,003,127	1,747	1,777
第103計算期間末日	(令和 4年 5月11日)	888,291,317	903,858,253	1,712	1,742
第104計算期間末日	(令和 4年 6月13日)	817,752,514	833,215,125	1,587	1,617
第105計算期間末日	(令和 4年 7月11日)	818,255,934	825,983,636	1,588	1,603
第106計算期間末日	(令和 4年 8月12日)	836,573,774	844,263,064	1,632	1,647
第107計算期間末日	(令和 4年 9月12日)	889,207,279	896,877,719	1,739	1,754
第108計算期間末日	(令和 4年10月11日)	888,658,520	896,293,265	1,746	1,761
令和 3年10月末日		1,489,971,334	—	2,432	—
11月末日		1,070,765,716	—	1,808	—
12月末日		1,037,917,211	—	1,858	—
令和 4年 1月末日		972,630,226	—	1,753	—
2月末日		889,155,874	—	1,673	—
3月末日		906,429,322	—	1,734	—
4月末日		938,293,455	—	1,805	—
5月末日		824,549,940	—	1,598	—
6月末日		874,495,474	—	1,695	—
7月末日		811,947,928	—	1,580	—
8月末日		870,160,851	—	1,695	—
9月末日		871,078,613	—	1,711	—
10月末日		919,748,671	—	1,812	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	—円
第2計算期間	—円
第3計算期間	80円
第4計算期間	80円
第5計算期間	80円
第6計算期間	80円
第7計算期間	80円
第8計算期間	80円
第9計算期間	80円
第10計算期間	80円
第11計算期間	80円

第12計算期間	80円
第13計算期間	80円
第14計算期間	80円
第15計算期間	80円
第16計算期間	80円
第17計算期間	80円
第18計算期間	80円
第19計算期間	80円
第20計算期間	80円
第21計算期間	80円
第22計算期間	80円
第23計算期間	80円
第24計算期間	80円
第25計算期間	80円
第26計算期間	80円
第27計算期間	80円
第28計算期間	80円
第29計算期間	80円
第30計算期間	80円
第31計算期間	80円
第32計算期間	80円
第33計算期間	80円
第34計算期間	80円
第35計算期間	80円
第36計算期間	80円
第37計算期間	80円
第38計算期間	80円
第39計算期間	80円
第40計算期間	80円
第41計算期間	80円
第42計算期間	80円
第43計算期間	80円
第44計算期間	80円
第45計算期間	80円
第46計算期間	80円
第47計算期間	80円
第48計算期間	80円
第49計算期間	80円
第50計算期間	80円
第51計算期間	80円
第52計算期間	80円
第53計算期間	80円

第54計算期間	80円
第55計算期間	80円
第56計算期間	80円
第57計算期間	80円
第58計算期間	80円
第59計算期間	50円
第60計算期間	50円
第61計算期間	50円
第62計算期間	50円
第63計算期間	50円
第64計算期間	50円
第65計算期間	50円
第66計算期間	50円
第67計算期間	50円
第68計算期間	50円
第69計算期間	50円
第70計算期間	50円
第71計算期間	50円
第72計算期間	50円
第73計算期間	50円
第74計算期間	50円
第75計算期間	50円
第76計算期間	50円
第77計算期間	50円
第78計算期間	50円
第79計算期間	30円
第80計算期間	30円
第81計算期間	30円
第82計算期間	30円
第83計算期間	30円
第84計算期間	30円
第85計算期間	30円
第86計算期間	30円
第87計算期間	30円
第88計算期間	30円
第89計算期間	30円
第90計算期間	30円
第91計算期間	30円
第92計算期間	30円
第93計算期間	30円
第94計算期間	30円
第95計算期間	30円

第96計算期間	30円
第97計算期間	30円
第98計算期間	30円
第99計算期間	30円
第100計算期間	30円
第101計算期間	30円
第102計算期間	30円
第103計算期間	30円
第104計算期間	30円
第105計算期間	15円
第106計算期間	15円
第107計算期間	15円
第108計算期間	15円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	1.78
第2計算期間	5.49
第3計算期間	5.42
第4計算期間	1.26
第5計算期間	0.65
第6計算期間	5.19
第7計算期間	1.77
第8計算期間	1.79
第9計算期間	2.14
第10計算期間	0.96
第11計算期間	3.93
第12計算期間	2.50
第13計算期間	8.81
第14計算期間	3.26
第15計算期間	0.46
第16計算期間	6.36
第17計算期間	3.07
第18計算期間	0.87
第19計算期間	1.74
第20計算期間	1.02
第21計算期間	3.70
第22計算期間	2.41
第23計算期間	10.37
第24計算期間	3.62

第25計算期間	3.75
第26計算期間	1.42
第27計算期間	6.73
第28計算期間	1.28
第29計算期間	4.78
第30計算期間	1.00
第31計算期間	1.15
第32計算期間	0.32
第33計算期間	4.85
第34計算期間	0.67
第35計算期間	1.87
第36計算期間	1.59
第37計算期間	2.69
第38計算期間	2.34
第39計算期間	5.96
第40計算期間	1.09
第41計算期間	1.01
第42計算期間	2.26
第43計算期間	7.73
第44計算期間	0.57
第45計算期間	1.76
第46計算期間	1.21
第47計算期間	3.21
第48計算期間	2.50
第49計算期間	2.49
第50計算期間	1.64
第51計算期間	0.14
第52計算期間	1.51
第53計算期間	0.81
第54計算期間	5.93
第55計算期間	0.36
第56計算期間	4.77
第57計算期間	1.55
第58計算期間	25.05
第59計算期間	1.00
第60計算期間	10.93
第61計算期間	13.14
第62計算期間	2.06
第63計算期間	2.92
第64計算期間	6.43
第65計算期間	0.15
第66計算期間	0.95

第67計算期間	5.50
第68計算期間	6.41
第69計算期間	3.05
第70計算期間	1.62
第71計算期間	0.55
第72計算期間	0.29
第73計算期間	3.98
第74計算期間	0.63
第75計算期間	1.68
第76計算期間	2.37
第77計算期間	9.43
第78計算期間	6.28
第79計算期間	7.79
第80計算期間	10.91
第81計算期間	2.49
第82計算期間	4.43
第83計算期間	1.58
第84計算期間	5.11
第85計算期間	1.56
第86計算期間	4.35
第87計算期間	7.27
第88計算期間	8.06
第89計算期間	2.58
第90計算期間	5.28
第91計算期間	0.11
第92計算期間	0.81
第93計算期間	0.69
第94計算期間	2.01
第95計算期間	4.03
第96計算期間	2.17
第97計算期間	5.47
第98計算期間	28.88
第99計算期間	3.26
第100計算期間	6.73
第101計算期間	10.44
第102計算期間	14.86
第103計算期間	0.28
第104計算期間	5.54
第105計算期間	1.00
第106計算期間	3.71
第107計算期間	7.47
第108計算期間	1.26

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	282,407,500	—	282,407,500
第2計算期間	132,450,854	20,000,000	394,858,354
第3計算期間	176,410,829	10,664,082	560,605,101
第4計算期間	109,139,645	12,699,953	657,044,793
第5計算期間	5,976,051	22,613,258	640,407,586
第6計算期間	27,342,664	35,541,500	632,208,750
第7計算期間	45,322,701	82,523,887	595,007,564
第8計算期間	18,901,253	131,207,687	482,701,130
第9計算期間	32,027,428	39,374,013	475,354,545
第10計算期間	33,210,083	—	508,564,628
第11計算期間	28,082,611	32,697,779	503,949,460
第12計算期間	34,110,050	82,018,641	456,040,869
第13計算期間	5,391,480	33,753,192	427,679,157
第14計算期間	4,483,524	29,029,408	403,133,273
第15計算期間	4,508,060	64,000,685	343,640,648
第16計算期間	287,384	37,800,919	306,127,113
第17計算期間	373,856	19,854,094	286,646,875
第18計算期間	340,540	11,007,770	275,979,645
第19計算期間	10,021,132	4,110,080	281,890,697
第20計算期間	15,513,944	20,438,266	276,966,375
第21計算期間	24,657,461	57,910,158	243,713,678
第22計算期間	11,344,519	—	255,058,197
第23計算期間	2,707,670	35,740,128	222,025,739
第24計算期間	1,813,802	2,000,000	221,839,541
第25計算期間	12,537,663	4,701,563	229,675,641
第26計算期間	1,244,233	12,923,846	217,996,028
第27計算期間	522,419	8,705,106	209,813,341
第28計算期間	1,615,367	31,094	211,397,614
第29計算期間	591,147	609,491	211,379,270
第30計算期間	619,017	4,784,180	207,214,107
第31計算期間	905,334	6,036,877	202,082,564
第32計算期間	607,100	1,467,900	201,221,764
第33計算期間	955,579	4,502,901	197,674,442
第34計算期間	2,224,131	31,908,295	167,990,278
第35計算期間	541,016	2,607,941	165,923,353
第36計算期間	797,290	—	166,720,643

第37計算期間	536,678	7,238,429	160,018,892
第38計算期間	477,906	7,830,609	152,666,189
第39計算期間	478,417	2,472,362	150,672,244
第40計算期間	110,841,209	5,648,932	255,864,521
第41計算期間	626,039,720	7,035,554	874,868,687
第42計算期間	1,424,007,643	500,000	2,298,376,330
第43計算期間	626,402,101	8,338,811	2,916,439,620
第44計算期間	907,298,265	24,154,158	3,799,583,727
第45計算期間	1,495,950,040	—	5,295,533,767
第46計算期間	1,809,482,740	760,195,919	6,344,820,588
第47計算期間	1,575,161,788	140,282,151	7,779,700,225
第48計算期間	4,166,860,564	75,323,825	11,871,236,964
第49計算期間	3,334,752,433	316,887,731	14,889,101,666
第50計算期間	1,540,535,683	377,452,930	16,052,184,419
第51計算期間	1,332,317,566	503,606,361	16,880,895,624
第52計算期間	546,444,336	393,725,578	17,033,614,382
第53計算期間	300,946,014	741,222,515	16,593,337,881
第54計算期間	191,388,013	834,548,321	15,950,177,573
第55計算期間	125,946,312	590,553,933	15,485,569,952
第56計算期間	257,199,850	1,127,475,916	14,615,293,886
第57計算期間	838,648,047	874,521,700	14,579,420,233
第58計算期間	208,020,041	704,400,510	14,083,039,764
第59計算期間	1,406,154,198	1,721,089,677	13,768,104,285
第60計算期間	282,728,450	460,401,502	13,590,431,233
第61計算期間	119,783,913	1,014,554,727	12,695,660,419
第62計算期間	553,503,776	419,815,082	12,829,349,113
第63計算期間	306,838,732	78,586,993	13,057,600,852
第64計算期間	241,737,453	205,401,786	13,093,936,519
第65計算期間	973,140,252	129,493,704	13,937,583,067
第66計算期間	726,234,787	224,009,113	14,439,808,741
第67計算期間	132,601,510	70,907,294	14,501,502,957
第68計算期間	111,825,049	154,633,770	14,458,694,236
第69計算期間	89,662,604	230,245,933	14,318,110,907
第70計算期間	84,241,235	257,285,196	14,145,066,946
第71計算期間	2,221,084,933	2,544,837,025	13,821,314,854
第72計算期間	107,897,489	240,334,782	13,688,877,561
第73計算期間	132,693,921	443,142,407	13,378,429,075
第74計算期間	71,175,604	264,786,187	13,184,818,492
第75計算期間	114,473,930	518,947,291	12,780,345,131
第76計算期間	133,160,788	138,621,346	12,774,884,573
第77計算期間	117,521,907	168,274,240	12,724,132,240
第78計算期間	97,856,439	400,392,121	12,421,596,558

第79計算期間	90,915,070	45,730,676	12,466,780,952
第80計算期間	60,858,926	201,876,078	12,325,763,800
第81計算期間	54,775,769	234,930,505	12,145,609,064
第82計算期間	56,024,117	196,585,668	12,005,047,513
第83計算期間	59,975,356	3,118,883,380	8,946,139,489
第84計算期間	78,942,600	608,901,610	8,416,180,479
第85計算期間	33,281,492	538,111,060	7,911,350,911
第86計算期間	29,555,468	227,209,041	7,713,697,338
第87計算期間	39,478,347	160,024,493	7,593,151,192
第88計算期間	26,681,158	118,304,765	7,501,527,585
第89計算期間	24,522,318	257,463,610	7,268,586,293
第90計算期間	31,574,189	234,257,078	7,065,903,404
第91計算期間	24,974,476	223,350,882	6,867,526,998
第92計算期間	34,957,759	212,085,731	6,690,399,026
第93計算期間	23,486,639	158,743,864	6,555,141,801
第94計算期間	21,708,018	64,093,243	6,512,756,576
第95計算期間	26,884,849	154,133,923	6,385,507,502
第96計算期間	95,885,290	268,813,835	6,212,578,957
第97計算期間	24,438,919	161,839,204	6,075,178,672
第98計算期間	28,426,389	266,846,599	5,836,758,462
第99計算期間	96,562,835	398,317,871	5,535,003,426
第100計算期間	55,102,696	219,884,912	5,370,221,210
第101計算期間	27,253,071	150,638,304	5,246,835,977
第102計算期間	31,329,138	130,125,967	5,148,039,148
第103計算期間	89,390,962	48,451,409	5,188,978,701
第104計算期間	37,866,839	72,641,856	5,154,203,684
第105計算期間	54,825,857	57,227,669	5,151,801,872
第106計算期間	22,895,995	48,503,914	5,126,193,953
第107計算期間	18,206,628	30,773,792	5,113,626,789
第108計算期間	42,739,742	66,535,869	5,089,830,662

【三菱ＵＦＪ 米国バンクロンファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（年２回分配型）】

（１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	139,107,029	99.01
親投資信託受益証券	日本	127,395	0.09
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	1,258,913	0.90

純資産総額	140,493,337	100.00
-------	-------------	--------

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ バミューダ バンクロン ファンド B - クラス Y (T R Y)	91,337.5112	1,465	133,809,453	1,523	139,107,029	99.01
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	125,118	1.0182	127,395	1.0182	127,395	0.09

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.01
親投資信託受益証券	0.09
合計	99.10

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)

第1計算期間末日	(平成26年 4月11日)	56,667,341	56,722,714	10,234	10,244
第2計算期間末日	(平成26年10月14日)	68,832,736	68,898,920	10,400	10,410
第3計算期間末日	(平成27年 4月13日)	38,317,401	38,353,411	10,641	10,651
第4計算期間末日	(平成27年10月13日)	43,138,875	43,138,875	9,934	9,934
第5計算期間末日	(平成28年 4月11日)	42,136,313	42,136,313	9,704	9,704
第6計算期間末日	(平成28年10月11日)	29,503,214	29,503,214	9,237	9,237
第7計算期間末日	(平成29年 4月11日)	106,811,657	106,811,657	8,629	8,629
第8計算期間末日	(平成29年10月11日)	542,441,891	542,441,891	9,351	9,351
第9計算期間末日	(平成30年 4月11日)	1,200,238,742	1,200,238,742	8,525	8,525
第10計算期間末日	(平成30年10月11日)	746,282,390	746,282,390	6,639	6,639
第11計算期間末日	(平成31年 4月11日)	829,478,000	829,478,000	7,831	7,831
第12計算期間末日	(令和 1年10月11日)	778,410,555	778,410,555	8,229	8,229
第13計算期間末日	(令和 2年 4月13日)	620,241,544	620,241,544	7,258	7,258
第14計算期間末日	(令和 2年10月12日)	408,427,188	408,427,188	6,667	6,667
第15計算期間末日	(令和 3年 4月12日)	354,814,838	354,814,838	7,324	7,324
第16計算期間末日	(令和 3年10月11日)	324,538,036	324,538,036	7,607	7,607
第17計算期間末日	(令和 4年 4月11日)	161,921,862	161,921,862	5,797	5,797
第18計算期間末日	(令和 4年10月11日)	135,897,382	135,897,382	6,221	6,221
令和 3年10月末日		294,043,431	—	7,292	—
11月末日		220,692,322	—	5,485	—
12月末日		220,768,535	—	5,738	—
令和 4年 1月末日		200,666,893	—	5,512	—
2月末日		186,712,454	—	5,353	—
3月末日		158,010,571	—	5,656	—
4月末日		166,088,590	—	5,990	—
5月末日		120,866,651	—	5,391	—
6月末日		130,037,060	—	5,828	—
7月末日		122,195,298	—	5,481	—
8月末日		130,165,866	—	5,937	—
9月末日		132,063,016	—	6,046	—
10月末日		140,493,337	—	6,459	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円

第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	2.44
第2計算期間	1.71
第3計算期間	2.41
第4計算期間	6.64
第5計算期間	2.31
第6計算期間	4.81
第7計算期間	6.58
第8計算期間	8.36
第9計算期間	8.83
第10計算期間	22.12
第11計算期間	17.95
第12計算期間	5.08
第13計算期間	11.79
第14計算期間	8.14
第15計算期間	9.85
第16計算期間	3.86
第17計算期間	23.79
第18計算期間	7.31

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	76,910,134	21,536,599	55,373,535

第2計算期間	36,469,605	25,658,752	66,184,388
第3計算期間	7,161,479	37,335,231	36,010,636
第4計算期間	22,166,507	14,753,569	43,423,574
第5計算期間	—	—	43,423,574
第6計算期間	5,399,038	16,882,937	31,939,675
第7計算期間	103,502,770	11,667,367	123,775,078
第8計算期間	506,340,733	50,045,501	580,070,310
第9計算期間	900,590,727	72,796,705	1,407,864,332
第10計算期間	185,385,550	469,167,314	1,124,082,568
第11計算期間	51,062,192	115,871,947	1,059,272,813
第12計算期間	12,996,911	126,312,623	945,957,101
第13計算期間	1,392,195	92,806,462	854,542,834
第14計算期間	358,865	242,302,959	612,598,740
第15計算期間	1,978,122	130,138,650	484,438,212
第16計算期間	428,944	58,234,514	426,632,642
第17計算期間	835,658	148,128,408	279,339,892
第18計算期間	2,349,904	63,251,499	218,438,297

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース>（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	2,985,503,049	99.31
親投資信託受益証券	日本	2,947,820	0.10
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	17,676,331	0.59
純資産総額		3,006,127,200	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ バミューダ バンクローン ファンド B - クラス Y（RUB）	412,932.6486	6,658.43	2,749,485,601	7,230	2,985,503,049	99.31

日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	2,895,129	1.0182	2,947,820	1.0182	2,947,820	0.10
----	-----------	-------------------	-----------	--------	-----------	--------	-----------	------

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.31
親投資信託受益証券	0.10
合計	99.41

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

		純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日	（平成25年11月11日）	890,104,594	890,104,594	10,002	10,002
第2計算期間末日	（平成25年12月11日）	910,352,043	910,352,043	10,429	10,429
第3計算期間末日	（平成26年 1月14日）	804,700,366	812,504,035	10,312	10,412
第4計算期間末日	（平成26年 2月12日）	688,952,546	696,036,907	9,725	9,825
第5計算期間末日	（平成26年 3月11日）	575,276,724	581,453,555	9,313	9,413
第6計算期間末日	（平成26年 4月11日）	462,202,253	467,137,506	9,365	9,465
第7計算期間末日	（平成26年 5月12日）	476,836,311	481,905,489	9,407	9,507
第8計算期間末日	（平成26年 6月11日）	463,549,566	468,297,774	9,763	9,863
第9計算期間末日	（平成26年 7月11日）	438,522,937	443,036,327	9,716	9,816
第10計算期間末日	（平成26年 8月11日）	505,479,537	511,042,716	9,086	9,186
第11計算期間末日	（平成26年 9月11日）	459,919,397	464,895,601	9,242	9,342
第12計算期間末日	（平成26年10月14日）	505,702,349	511,641,748	8,514	8,614
第13計算期間末日	（平成26年11月11日）	473,970,990	479,844,478	8,070	8,170

第14計算期間末日	(平成26年12月11日)	582,133,876	590,592,952	6,882	6,982
第15計算期間末日	(平成27年 1月13日)	1,254,029,716	1,274,920,488	6,003	6,103
第16計算期間末日	(平成27年 2月12日)	3,545,269,312	3,587,580,096	5,865	5,935
第17計算期間末日	(平成27年 3月11日)	5,072,540,665	5,128,164,174	6,384	6,454
第18計算期間末日	(平成27年 4月13日)	7,993,508,268	8,066,673,091	7,648	7,718
第19計算期間末日	(平成27年 5月11日)	7,010,247,274	7,073,337,247	7,778	7,848
第20計算期間末日	(平成27年 6月11日)	6,161,024,073	6,218,315,843	7,528	7,598
第21計算期間末日	(平成27年 7月13日)	5,647,781,884	5,702,689,160	7,200	7,270
第22計算期間末日	(平成27年 8月11日)	4,641,938,039	4,691,874,981	6,507	6,577
第23計算期間末日	(平成27年 9月11日)	3,966,719,063	4,013,752,959	5,904	5,974
第24計算期間末日	(平成27年10月13日)	4,134,508,016	4,179,595,826	6,419	6,489
第25計算期間末日	(平成27年11月11日)	3,869,737,175	3,913,084,959	6,249	6,319
第26計算期間末日	(平成27年12月11日)	3,252,151,008	3,292,012,740	5,711	5,781
第27計算期間末日	(平成28年 1月12日)	2,993,633,559	3,035,958,211	4,951	5,021
第28計算期間末日	(平成28年 2月12日)	2,578,730,935	2,619,828,043	4,392	4,462
第29計算期間末日	(平成28年 3月11日)	2,816,893,430	2,855,762,638	5,073	5,143
第30計算期間末日	(平成28年 4月11日)	2,999,484,798	3,040,227,013	5,153	5,223
第31計算期間末日	(平成28年 5月11日)	3,263,452,037	3,307,006,412	5,245	5,315
第32計算期間末日	(平成28年 6月13日)	3,381,114,353	3,425,981,466	5,275	5,345
第33計算期間末日	(平成28年 7月11日)	3,258,209,879	3,303,910,817	4,991	5,061
第34計算期間末日	(平成28年 8月12日)	3,350,858,858	3,397,777,411	4,999	5,069
第35計算期間末日	(平成28年 9月12日)	3,503,124,505	3,551,754,016	5,043	5,113
第36計算期間末日	(平成28年10月11日)	3,661,462,148	3,709,986,258	5,282	5,352
第37計算期間末日	(平成28年11月11日)	4,017,719,554	4,072,264,076	5,156	5,226
第38計算期間末日	(平成28年12月12日)	5,113,048,659	5,175,048,749	5,773	5,843
第39計算期間末日	(平成29年 1月11日)	11,045,275,154	11,173,542,491	6,028	6,098
第40計算期間末日	(平成29年 2月13日)	16,607,950,101	16,799,618,453	6,065	6,135
第41計算期間末日	(平成29年 3月13日)	20,640,335,007	20,878,322,466	6,071	6,141
第42計算期間末日	(平成29年 4月11日)	24,795,606,529	25,083,930,356	6,020	6,090
第43計算期間末日	(平成29年 5月11日)	27,673,606,492	27,989,856,316	6,125	6,195
第44計算期間末日	(平成29年 6月12日)	28,244,891,420	28,574,722,709	5,994	6,064
第45計算期間末日	(平成29年 7月11日)	27,993,009,669	28,330,705,467	5,803	5,873
第46計算期間末日	(平成29年 8月14日)	26,870,607,261	27,208,486,783	5,567	5,637
第47計算期間末日	(平成29年 9月11日)	26,735,691,710	27,062,816,752	5,721	5,791
第48計算期間末日	(平成29年10月11日)	25,694,029,439	26,001,329,441	5,853	5,923
第49計算期間末日	(平成29年11月13日)	23,250,385,796	23,532,855,958	5,762	5,832
第50計算期間末日	(平成29年12月11日)	22,470,274,542	22,744,903,721	5,727	5,797
第51計算期間末日	(平成30年 1月11日)	22,060,653,380	22,326,197,844	5,815	5,885
第52計算期間末日	(平成30年 2月13日)	19,036,757,067	19,277,828,481	5,528	5,598
第53計算期間末日	(平成30年 3月12日)	18,321,928,004	18,553,893,329	5,529	5,599
第54計算期間末日	(平成30年 4月11日)	15,248,757,363	15,464,356,500	4,951	5,021
第55計算期間末日	(平成30年 5月11日)	14,703,832,355	14,905,747,415	5,098	5,168

第56計算期間末日	(平成30年 6月11日)	14,045,050,706	14,242,161,300	4,988	5,058
第57計算期間末日	(平成30年 7月11日)	13,517,620,395	13,704,711,428	5,058	5,128
第58計算期間末日	(平成30年 8月13日)	11,589,102,573	11,764,511,751	4,625	4,695
第59計算期間末日	(平成30年 9月11日)	10,765,972,542	10,937,563,598	4,392	4,462
第60計算期間末日	(平成30年10月11日)	11,032,754,072	11,198,273,146	4,666	4,736
第61計算期間末日	(平成30年11月12日)	10,625,843,075	10,788,204,299	4,581	4,651
第62計算期間末日	(平成30年12月11日)	10,141,519,989	10,299,414,883	4,496	4,566
第63計算期間末日	(平成31年 1月11日)	9,490,525,572	9,646,878,143	4,249	4,319
第64計算期間末日	(平成31年 2月12日)	9,656,766,807	9,811,505,634	4,368	4,438
第65計算期間末日	(平成31年 3月11日)	9,553,072,643	9,707,268,302	4,337	4,407
第66計算期間末日	(平成31年 4月11日)	9,688,888,450	9,841,775,662	4,436	4,506
第67計算期間末日	(令和 1年 5月13日)	9,348,034,034	9,500,749,547	4,285	4,355
第68計算期間末日	(令和 1年 6月11日)	9,200,368,269	9,352,448,959	4,235	4,305
第69計算期間末日	(令和 1年 7月11日)	9,141,450,151	9,290,645,398	4,289	4,359
第70計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	8,443,323,072	8,592,082,816	3,973	4,043
第71計算期間末日	(令和 1年 9月11日)	8,507,300,461	8,655,510,878	4,018	4,088
第72計算期間末日	(令和 1年10月11日)	8,346,065,351	8,490,873,645	4,034	4,104
第73計算期間末日	(令和 1年11月11日)	8,401,830,468	8,545,767,422	4,086	4,156
第74計算期間末日	(令和 1年12月11日)	8,183,365,264	8,324,231,033	4,067	4,137
第75計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	8,418,876,658	8,557,807,162	4,242	4,312
第76計算期間末日	(令和 2年 2月12日)	7,760,297,744	7,894,763,111	4,040	4,110
第77計算期間末日	(令和 2年 3月11日)	6,096,415,499	6,230,542,052	3,182	3,252
第78計算期間末日	(令和 2年 4月13日)	5,840,346,713	5,973,659,982	3,067	3,137
第79計算期間末日	(令和 2年 5月11日)	5,711,532,999	5,788,065,805	2,985	3,025
第80計算期間末日	(令和 2年 6月11日)	6,264,328,417	6,340,796,924	3,277	3,317
第81計算期間末日	(令和 2年 7月13日)	5,807,311,750	5,882,119,064	3,105	3,145
第82計算期間末日	(令和 2年 8月11日)	5,548,498,241	5,622,945,836	2,981	3,021
第83計算期間末日	(令和 2年 9月11日)	5,205,875,915	5,276,978,394	2,929	2,969
第84計算期間末日	(令和 2年10月12日)	4,891,282,813	4,960,822,343	2,814	2,854
第85計算期間末日	(令和 2年11月11日)	4,757,878,892	4,825,734,984	2,805	2,845
第86計算期間末日	(令和 2年12月11日)	4,807,791,039	4,874,134,665	2,899	2,939
第87計算期間末日	(令和 3年 1月12日)	4,608,661,315	4,673,850,484	2,828	2,868
第88計算期間末日	(令和 3年 2月12日)	4,591,021,437	4,655,437,647	2,851	2,891
第89計算期間末日	(令和 3年 3月11日)	4,581,381,730	4,644,283,043	2,913	2,953
第90計算期間末日	(令和 3年 4月12日)	4,310,082,948	4,372,239,767	2,774	2,814
第91計算期間末日	(令和 3年 5月11日)	4,412,669,036	4,474,765,399	2,842	2,882
第92計算期間末日	(令和 3年 6月11日)	4,512,846,438	4,574,167,436	2,944	2,984
第93計算期間末日	(令和 3年 7月12日)	4,287,432,541	4,348,043,918	2,829	2,869
第94計算期間末日	(令和 3年 8月11日)	4,072,794,584	4,130,577,173	2,819	2,859
第95計算期間末日	(令和 3年 9月13日)	4,007,846,210	4,064,438,243	2,833	2,873
第96計算期間末日	(令和 3年10月11日)	4,043,266,802	4,077,714,358	2,934	2,959
第97計算期間末日	(令和 3年11月11日)	3,989,132,448	4,022,280,332	3,009	3,034

第98計算期間末日	(令和 3年12月13日)	3,693,276,961	3,725,326,555	2,881	2,906
第99計算期間末日	(令和 4年 1月11日)	3,512,121,773	3,542,869,663	2,856	2,881
第100計算期間末日	(令和 4年 2月14日)	3,354,530,885	3,384,096,451	2,837	2,862
第101計算期間末日	(令和 4年 3月11日)	1,962,257,024	1,962,257,024	1,805	1,805
第102計算期間末日	(令和 4年 4月11日)	3,486,441,093	3,486,441,093	3,206	3,206
第103計算期間末日	(令和 4年 5月11日)	2,635,341,718	2,654,915,259	3,366	3,391
第104計算期間末日	(令和 4年 6月13日)	2,773,676,886	2,790,512,217	4,119	4,144
第105計算期間末日	(令和 4年 7月11日)	2,611,286,616	2,617,829,894	3,991	4,001
第106計算期間末日	(令和 4年 8月12日)	2,996,499,651	3,002,985,240	4,620	4,630
第107計算期間末日	(令和 4年 9月12日)	3,111,228,172	3,117,423,230	5,022	5,032
第108計算期間末日	(令和 4年10月11日)	2,685,244,619	2,690,537,483	5,073	5,083
	令和 3年10月末日	4,046,378,824	—	3,036	—
	11月末日	3,672,526,637	—	2,850	—
	12月末日	3,624,642,974	—	2,906	—
	令和 4年 1月末日	3,315,080,505	—	2,759	—
	2月末日	2,996,615,447	—	2,596	—
	3月末日	2,946,165,571	—	2,709	—
	4月末日	2,653,998,456	—	3,332	—
	5月末日	2,376,634,219	—	3,443	—
	6月末日	3,175,998,279	—	4,779	—
	7月末日	2,974,397,591	—	4,474	—
	8月末日	2,970,738,030	—	4,803	—
	9月末日	2,834,620,234	—	5,333	—
	10月末日	3,006,127,200	—	5,516	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	—円
第2計算期間	—円
第3計算期間	100円
第4計算期間	100円
第5計算期間	100円
第6計算期間	100円
第7計算期間	100円
第8計算期間	100円
第9計算期間	100円
第10計算期間	100円
第11計算期間	100円
第12計算期間	100円
第13計算期間	100円

第14計算期間	100円
第15計算期間	100円
第16計算期間	70円
第17計算期間	70円
第18計算期間	70円
第19計算期間	70円
第20計算期間	70円
第21計算期間	70円
第22計算期間	70円
第23計算期間	70円
第24計算期間	70円
第25計算期間	70円
第26計算期間	70円
第27計算期間	70円
第28計算期間	70円
第29計算期間	70円
第30計算期間	70円
第31計算期間	70円
第32計算期間	70円
第33計算期間	70円
第34計算期間	70円
第35計算期間	70円
第36計算期間	70円
第37計算期間	70円
第38計算期間	70円
第39計算期間	70円
第40計算期間	70円
第41計算期間	70円
第42計算期間	70円
第43計算期間	70円
第44計算期間	70円
第45計算期間	70円
第46計算期間	70円
第47計算期間	70円
第48計算期間	70円
第49計算期間	70円
第50計算期間	70円
第51計算期間	70円
第52計算期間	70円
第53計算期間	70円
第54計算期間	70円
第55計算期間	70円

第56計算期間	70円
第57計算期間	70円
第58計算期間	70円
第59計算期間	70円
第60計算期間	70円
第61計算期間	70円
第62計算期間	70円
第63計算期間	70円
第64計算期間	70円
第65計算期間	70円
第66計算期間	70円
第67計算期間	70円
第68計算期間	70円
第69計算期間	70円
第70計算期間	70円
第71計算期間	70円
第72計算期間	70円
第73計算期間	70円
第74計算期間	70円
第75計算期間	70円
第76計算期間	70円
第77計算期間	70円
第78計算期間	70円
第79計算期間	40円
第80計算期間	40円
第81計算期間	40円
第82計算期間	40円
第83計算期間	40円
第84計算期間	40円
第85計算期間	40円
第86計算期間	40円
第87計算期間	40円
第88計算期間	40円
第89計算期間	40円
第90計算期間	40円
第91計算期間	40円
第92計算期間	40円
第93計算期間	40円
第94計算期間	40円
第95計算期間	40円
第96計算期間	25円
第97計算期間	25円

第98計算期間	25円
第99計算期間	25円
第100計算期間	25円
第101計算期間	0円
第102計算期間	0円
第103計算期間	25円
第104計算期間	25円
第105計算期間	10円
第106計算期間	10円
第107計算期間	10円
第108計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	0.02
第2計算期間	4.26
第3計算期間	0.16
第4計算期間	4.72
第5計算期間	3.20
第6計算期間	1.63
第7計算期間	1.51
第8計算期間	4.84
第9計算期間	0.54
第10計算期間	5.45
第11計算期間	2.81
第12計算期間	6.79
第13計算期間	4.04
第14計算期間	13.48
第15計算期間	11.31
第16計算期間	1.13
第17計算期間	10.04
第18計算期間	20.89
第19計算期間	2.61
第20計算期間	2.31
第21計算期間	3.42
第22計算期間	8.65
第23計算期間	8.19
第24計算期間	9.90
第25計算期間	1.55
第26計算期間	7.48

第27計算期間	12.08
第28計算期間	9.87
第29計算期間	17.09
第30計算期間	2.95
第31計算期間	3.14
第32計算期間	1.90
第33計算期間	4.05
第34計算期間	1.56
第35計算期間	2.28
第36計算期間	6.12
第37計算期間	1.06
第38計算期間	13.32
第39計算期間	5.62
第40計算期間	1.77
第41計算期間	1.25
第42計算期間	0.31
第43計算期間	2.90
第44計算期間	0.99
第45計算期間	2.01
第46計算期間	2.86
第47計算期間	4.02
第48計算期間	3.53
第49計算期間	0.35
第50計算期間	0.60
第51計算期間	2.75
第52計算期間	3.73
第53計算期間	1.28
第54計算期間	9.18
第55計算期間	4.38
第56計算期間	0.78
第57計算期間	2.80
第58計算期間	7.17
第59計算期間	3.52
第60計算期間	7.83
第61計算期間	0.32
第62計算期間	0.32
第63計算期間	3.93
第64計算期間	4.44
第65計算期間	0.89
第66計算期間	3.89
第67計算期間	1.82
第68計算期間	0.46

第69計算期間	2.92
第70計算期間	5.73
第71計算期間	2.89
第72計算期間	2.14
第73計算期間	3.02
第74計算期間	1.24
第75計算期間	6.02
第76計算期間	3.11
第77計算期間	19.50
第78計算期間	1.41
第79計算期間	1.36
第80計算期間	11.12
第81計算期間	4.02
第82計算期間	2.70
第83計算期間	0.40
第84計算期間	2.56
第85計算期間	1.10
第86計算期間	4.77
第87計算期間	1.06
第88計算期間	2.22
第89計算期間	3.57
第90計算期間	3.39
第91計算期間	3.89
第92計算期間	4.99
第93計算期間	2.54
第94計算期間	1.06
第95計算期間	1.91
第96計算期間	4.44
第97計算期間	3.40
第98計算期間	3.42
第99計算期間	0.00
第100計算期間	0.21
第101計算期間	36.37
第102計算期間	77.61
第103計算期間	5.77
第104計算期間	23.11
第105計算期間	2.86
第106計算期間	16.01
第107計算期間	8.91
第108計算期間	1.21

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	889,904,491	—	889,904,491
第2計算期間	11,020,303	27,986,389	872,938,405
第3計算期間	20,775,651	113,347,074	780,366,982
第4計算期間	12,522,942	84,453,745	708,436,179
第5計算期間	5,015,407	95,768,445	617,683,141
第6計算期間	73,614,069	197,771,848	493,525,362
第7計算期間	107,452,818	94,060,333	506,917,847
第8計算期間	29,834,609	61,931,609	474,820,847
第9計算期間	37,722,960	61,204,756	451,339,051
第10計算期間	122,921,529	17,942,661	556,317,919
第11計算期間	37,422,076	96,119,542	497,620,453
第12計算期間	160,383,961	64,064,444	593,939,970
第13計算期間	20,726,290	27,317,407	587,348,853
第14計算期間	258,558,837	—	845,907,690
第15計算期間	1,372,977,213	129,807,656	2,089,077,247
第16計算期間	3,957,085,183	1,764,659	6,044,397,771
第17計算期間	2,133,497,371	231,679,529	7,946,215,613
第18計算期間	2,803,869,067	297,967,038	10,452,117,642
第19計算期間	420,215,269	1,859,479,495	9,012,853,416
第20計算期間	752,650,658	1,580,965,398	8,184,538,676
第21計算期間	363,057,171	703,699,155	7,843,896,692
第22計算期間	88,757,741	798,805,527	7,133,848,906
第23計算期間	295,554,049	710,274,863	6,719,128,092
第24計算期間	51,302,628	329,314,927	6,441,115,793
第25計算期間	177,252,945	425,828,129	6,192,540,609
第26計算期間	175,160,605	673,168,058	5,694,533,156
第27計算期間	673,849,626	322,003,898	6,046,378,884
第28計算期間	516,731,677	692,095,131	5,871,015,430
第29計算期間	105,882,121	424,153,432	5,552,744,119
第30計算期間	365,276,424	97,704,101	5,820,316,442
第31計算期間	538,562,479	136,825,333	6,222,053,588
第32計算期間	257,359,903	69,825,803	6,409,587,688
第33計算期間	251,397,309	132,279,501	6,528,705,496
第34計算期間	658,551,962	484,606,946	6,702,650,512
第35計算期間	440,568,183	196,145,660	6,947,073,035
第36計算期間	307,670,020	322,727,305	6,932,015,750
第37計算期間	1,291,208,068	431,149,156	7,792,074,662
第38計算期間	2,299,180,968	1,234,099,900	8,857,155,730

第39計算期間	9,943,109,366	476,359,701	18,323,905,395
第40計算期間	9,682,141,824	624,853,983	27,381,193,236
第41計算期間	7,463,118,424	846,103,207	33,998,208,453
第42計算期間	8,268,084,383	1,077,174,692	41,189,118,144
第43計算期間	4,664,766,363	675,338,182	45,178,546,325
第44計算期間	2,913,063,141	972,853,787	47,118,755,679
第45計算期間	2,339,851,268	1,216,350,085	48,242,256,862
第46計算期間	1,191,122,861	1,164,876,563	48,268,503,160
第47計算期間	889,131,653	2,425,485,889	46,732,148,924
第48計算期間	738,236,835	3,570,385,397	43,900,000,362
第49計算期間	1,646,081,624	5,193,201,590	40,352,880,396
第50計算期間	736,607,586	1,856,748,042	39,232,739,940
第51計算期間	588,629,753	1,886,446,198	37,934,923,495
第52計算期間	650,297,309	4,146,447,355	34,438,773,449
第53計算期間	569,383,488	1,870,253,358	33,137,903,579
第54計算期間	216,858,123	2,554,884,864	30,799,876,838
第55計算期間	249,637,933	2,204,506,120	28,845,008,651
第56計算期間	478,368,787	1,164,721,124	28,158,656,314
第57計算期間	268,999,390	1,700,365,233	26,727,290,471
第58計算期間	243,873,959	1,912,710,404	25,058,454,026
第59計算期間	246,187,263	791,633,173	24,513,008,116
第60計算期間	91,852,538	959,278,569	23,645,582,085
第61計算期間	152,755,479	603,876,909	23,194,460,655
第62計算期間	118,616,942	756,664,034	22,556,413,563
第63計算期間	80,606,480	300,938,384	22,336,081,659
第64計算期間	376,801,225	607,336,077	22,105,546,807
第65計算期間	278,516,608	356,111,995	22,027,951,420
第66計算期間	206,884,168	393,805,234	21,841,030,354
第67計算期間	78,786,016	103,314,377	21,816,501,993
第68計算期間	98,876,380	189,565,433	21,725,812,940
第69計算期間	155,722,018	567,928,128	21,313,606,830
第70計算期間	172,364,666	234,579,476	21,251,392,020
第71計算期間	100,218,321	178,693,571	21,172,916,770
第72計算期間	87,838,906	573,856,495	20,686,899,181
第73計算期間	217,243,033	341,720,091	20,562,422,123
第74計算期間	132,860,746	571,601,500	20,123,681,369
第75計算期間	137,945,513	414,411,967	19,847,214,915
第76計算期間	383,422,126	1,021,298,885	19,209,338,156
第77計算期間	249,020,327	297,422,223	19,160,936,260
第78計算期間	99,396,928	215,580,333	19,044,752,855
第79計算期間	125,437,729	36,989,055	19,133,201,529
第80計算期間	70,098,058	86,172,746	19,117,126,841

第81計算期間	50,791,640	466,089,936	18,701,828,545
第82計算期間	52,231,091	142,160,769	18,611,898,867
第83計算期間	69,806,740	906,085,631	17,775,619,976
第84計算期間	56,633,207	447,370,636	17,384,882,547
第85計算期間	55,864,558	476,723,860	16,964,023,245
第86計算期間	61,544,822	439,661,522	16,585,906,545
第87計算期間	56,774,048	345,388,343	16,297,292,250
第88計算期間	57,858,019	251,097,756	16,104,052,513
第89計算期間	79,960,495	458,684,636	15,725,328,372
第90計算期間	50,726,270	236,849,794	15,539,204,848
第91計算期間	54,162,397	69,276,396	15,524,090,849
第92計算期間	59,451,850	253,293,018	15,330,249,681
第93計算期間	51,387,027	228,792,381	15,152,844,327
第94計算期間	71,606,393	778,803,416	14,445,647,304
第95計算期間	63,346,108	360,985,042	14,148,008,370
第96計算期間	43,001,686	411,987,559	13,779,022,497
第97計算期間	24,136,071	544,004,614	13,259,153,954
第98計算期間	22,838,361	462,154,634	12,819,837,681
第99計算期間	22,721,239	543,402,772	12,299,156,148
第100計算期間	24,922,610	497,852,111	11,826,226,647
第101計算期間	20,100,436	972,424,181	10,873,902,902
第102計算期間	—	—	10,873,902,902
第103計算期間	9,667,542	3,054,153,893	7,829,416,551
第104計算期間	104,395,262	1,199,679,157	6,734,132,656
第105計算期間	195,126,009	385,980,032	6,543,278,633
第106計算期間	484,411,642	542,101,069	6,485,589,206
第107計算期間	139,795,614	430,326,027	6,195,058,793
第108計算期間	145,891,923	1,048,085,814	5,292,864,902

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜ロシアルーブルコース＞（年２回分配型）】

（１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	239,546,016	99.14
親投資信託受益証券	日本	212,223	0.09
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	1,857,517	0.77
純資産総額		241,615,756	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年10月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ バミューダ バンクロン ファンド B - クラス Y (R U B)	33,132.2291	6,701.06	222,021,055	7,230	239,546,016	99.14
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	208,430	1.0182	212,223	1.0182	212,223	0.09

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.14
親投資信託受益証券	0.09
合計	99.23

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

		純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日	(平成26年 4月11日)	100,560,227	100,560,227	9,763	9,763
第2計算期間末日	(平成26年10月14日)	121,569,509	121,569,509	9,461	9,461
第3計算期間末日	(平成27年 4月13日)	1,111,145,191	1,111,145,191	9,153	9,153

第4計算期間末日	(平成27年10月13日)	625,125,772	625,125,772	8,174	8,174
第5計算期間末日	(平成28年 4月11日)	548,858,010	548,858,010	7,111	7,111
第6計算期間末日	(平成28年10月11日)	389,245,126	389,245,126	7,907	7,907
第7計算期間末日	(平成29年 4月11日)	1,814,763,860	1,814,763,860	9,681	9,681
第8計算期間末日	(平成29年10月11日)	1,424,099,983	1,425,509,938	10,100	10,110
第9計算期間末日	(平成30年 4月11日)	966,869,362	966,869,362	9,205	9,205
第10計算期間末日	(平成30年10月11日)	735,282,254	735,282,254	9,463	9,463
第11計算期間末日	(平成31年 4月11日)	680,695,419	680,695,419	9,893	9,893
第12計算期間末日	(令和 1年10月11日)	617,018,554	617,018,554	9,958	9,958
第13計算期間末日	(令和 2年 4月13日)	404,576,318	404,576,318	8,475	8,475
第14計算期間末日	(令和 2年10月12日)	383,048,723	383,048,723	8,420	8,420
第15計算期間末日	(令和 3年 4月12日)	370,130,213	370,130,213	9,031	9,031
第16計算期間末日	(令和 3年10月11日)	370,177,126	370,177,126	10,335	10,335
第17計算期間末日	(令和 4年 4月11日)	350,614,996	350,614,996	11,709	11,709
第18計算期間末日	(令和 4年10月11日)	204,776,584	204,776,584	18,910	18,910
	令和 3年10月末日	384,199,243	—	10,694	—
	11月末日	341,095,107	—	10,121	—
	12月末日	333,286,132	—	10,411	—
	令和 4年 1月末日	319,224,468	—	9,972	—
	2月末日	298,649,398	—	9,464	—
	3月末日	296,069,335	—	9,888	—
	4月末日	159,471,526	—	12,167	—
	5月末日	135,422,782	—	12,655	—
	6月末日	208,061,773	—	17,633	—
	7月末日	173,712,362	—	16,576	—
	8月末日	159,704,171	—	17,832	—
	9月末日	216,350,502	—	19,832	—
	10月末日	241,615,756	—	20,556	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	10円
第9計算期間	0円

第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	2.37
第2計算期間	3.09
第3計算期間	3.25
第4計算期間	10.69
第5計算期間	13.00
第6計算期間	11.19
第7計算期間	22.43
第8計算期間	4.43
第9計算期間	8.86
第10計算期間	2.80
第11計算期間	4.54
第12計算期間	0.65
第13計算期間	14.89
第14計算期間	0.64
第15計算期間	7.25
第16計算期間	14.43
第17計算期間	13.29
第18計算期間	61.49

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	225,025,982	122,019,536	103,006,446
第2計算期間	102,014,238	76,529,332	128,491,352
第3計算期間	1,216,817,824	131,373,349	1,213,935,827
第4計算期間	216,665,660	665,829,718	764,771,769

第5計算期間	308,489,434	301,376,665	771,884,538
第6計算期間	63,281,990	342,916,809	492,249,719
第7計算期間	1,691,490,199	309,242,202	1,874,497,716
第8計算期間	237,358,900	701,900,815	1,409,955,801
第9計算期間	219,434,286	579,006,872	1,050,383,215
第10計算期間	26,103,124	299,481,294	777,005,045
第11計算期間	19,540,816	108,465,262	688,080,599
第12計算期間	10,600	68,477,538	619,613,661
第13計算期間	8,061,311	150,299,214	477,375,758
第14計算期間	1,963,905	24,425,458	454,914,205
第15計算期間	80,296	45,144,629	409,849,872
第16計算期間	42,554	51,723,124	358,169,302
第17計算期間	2,238,468	60,979,919	299,427,851
第18計算期間	242,032,264	433,170,606	108,289,509

【三菱ＵＦＪ 米国バンクロンファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンドA>】

（１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	63,127,139	99.75
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	158,136	0.25
純資産総額		63,285,275	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	61,998,762	1.0182	63,127,140	1.0182	63,127,139	99.75

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.75
合計	99.75

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成26年４月11日）	138,637,905	138,637,905	10,003	10,003
第2計算期間末日（平成26年10月14日）	1,506,498	1,506,498	9,998	9,998
第3計算期間末日（平成27年４月13日）	999,584	999,584	9,996	9,996
第4計算期間末日（平成27年10月13日）	77,313,557	77,313,557	9,997	9,997
第5計算期間末日（平成28年４月11日）	998,344	998,344	9,983	9,983
第6計算期間末日（平成28年10月11日）	6,515,912	6,515,912	9,983	9,983
第7計算期間末日（平成29年４月11日）	8,469,241	8,469,241	9,983	9,983
第8計算期間末日（平成29年10月11日）	3,797,939	3,797,939	9,982	9,982
第9計算期間末日（平成30年４月11日）	997,866	997,866	9,979	9,979
第10計算期間末日（平成30年10月11日）	38,785,986	38,785,986	9,977	9,977
第11計算期間末日（平成31年４月11日）	86,012,967	86,012,967	9,977	9,977
第12計算期間末日（令和１年10月11日）	22,908,012	22,908,012	9,952	9,952
第13計算期間末日（令和２年４月13日）	42,928,348	42,928,348	9,950	9,950
第14計算期間末日（令和２年10月12日）	41,891,292	41,891,292	9,950	9,950
第15計算期間末日（令和３年４月12日）	53,798,122	53,798,122	9,949	9,949
第16計算期間末日（令和３年10月11日）	53,783,179	53,783,179	9,948	9,948
第17計算期間末日（令和４年４月11日）	39,584,672	39,584,672	9,947	9,947
第18計算期間末日（令和４年10月11日）	63,285,665	63,285,665	9,947	9,947
令和３年10月末日	53,782,882	—	9,948	—
11月末日	53,782,349	—	9,948	—

12月末日	53,781,851	—	9,948	—
令和 4年 1月末日	53,781,318	—	9,948	—
2月末日	54,364,257	—	9,948	—
3月末日	39,584,801	—	9,947	—
4月末日	45,848,246	—	9,947	—
5月末日	51,995,148	—	9,947	—
6月末日	62,345,715	—	9,947	—
7月末日	71,770,047	—	9,947	—
8月末日	71,769,307	—	9,947	—
9月末日	66,451,686	—	9,947	—
10月末日	63,285,275	—	9,947	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	0.03
第2計算期間	0.04
第3計算期間	0.02
第4計算期間	0.01

第5計算期間	0.14
第6計算期間	0.00
第7計算期間	0.00
第8計算期間	0.01
第9計算期間	0.03
第10計算期間	0.02
第11計算期間	0.00
第12計算期間	0.25
第13計算期間	0.02
第14計算期間	0.00
第15計算期間	0.01
第16計算期間	0.01
第17計算期間	0.01
第18計算期間	0.00

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	138,597,902	—	138,597,902
第2計算期間	100,972,967	238,064,120	1,506,749
第3計算期間	29,880,689	30,387,438	1,000,000
第4計算期間	120,812,935	44,472,613	77,340,322
第5計算期間	372,148,454	448,488,776	1,000,000
第6計算期間	49,442,051	43,915,069	6,526,982
第7計算期間	7,483,815	5,526,982	8,483,815
第8計算期間	9,118,572	13,797,446	3,804,941
第9計算期間	49,450,404	52,255,345	1,000,000
第10計算期間	38,773,544	900,000	38,873,544
第11計算期間	178,705,436	131,365,106	86,213,874
第12計算期間	21,764,287	84,959,613	23,018,548
第13計算期間	119,564,843	99,440,666	43,142,725
第14計算期間	102,215	1,142,152	42,102,788
第15計算期間	48,566,930	36,594,163	54,075,555
第16計算期間	3,993,709	4,005,397	54,063,867
第17計算期間	1,029,385	15,299,301	39,793,951
第18計算期間	35,473,166	11,642,416	63,624,701

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンドＢ＞】

（１）【投資状況】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,379,860	99.75
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	3,459	0.25
純資産総額		1,383,319	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (％)
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	1,355,196	1.0182	1,379,861	1.0182	1,379,860	99.75

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年10月31日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.75
合計	99.75

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成26年 4月11日）	6,095,985	6,095,985	10,002	10,002
第2計算期間末日（平成26年10月14日）	1,000,469	1,000,469	10,005	10,005
第3計算期間末日（平成27年 4月13日）	2,901,282	2,901,282	10,004	10,004
第4計算期間末日（平成27年10月13日）	1,000,562	1,000,562	10,006	10,006
第5計算期間末日（平成28年 4月11日）	1,000,317	1,000,317	10,003	10,003
第6計算期間末日（平成28年10月11日）	1,000,070	1,000,070	10,001	10,001
第7計算期間末日（平成29年 4月11日）	4,670,059	4,670,059	10,001	10,001
第8計算期間末日（平成29年10月11日）	1,000,061	1,000,061	10,001	10,001
第9計算期間末日（平成30年 4月11日）	1,000,057	1,000,057	10,001	10,001
第10計算期間末日（平成30年10月11日）	999,953	999,953	10,000	10,000
第11計算期間末日（平成31年 4月11日）	1,383,659	1,383,659	9,999	9,999
第12計算期間末日（令和 1年10月11日）	1,383,631	1,383,631	9,999	9,999
第13計算期間末日（令和 2年 4月13日）	1,383,467	1,383,467	9,998	9,998
第14計算期間末日（令和 2年10月12日）	1,383,437	1,383,437	9,998	9,998
第15計算期間末日（令和 3年 4月12日）	1,383,410	1,383,410	9,998	9,998
第16計算期間末日（令和 3年10月11日）	1,383,381	1,383,381	9,997	9,997
第17計算期間末日（令和 4年 4月11日）	1,383,350	1,383,350	9,997	9,997
第18計算期間末日（令和 4年10月11日）	1,383,322	1,383,322	9,997	9,997
令和 3年10月末日	1,383,379	—	9,997	—
11月末日	1,383,374	—	9,997	—
12月末日	1,383,368	—	9,997	—
令和 4年 1月末日	1,383,360	—	9,997	—
2月末日	1,383,356	—	9,997	—
3月末日	1,383,352	—	9,997	—
4月末日	1,383,348	—	9,997	—
5月末日	1,383,341	—	9,997	—
6月末日	1,383,337	—	9,997	—
7月末日	1,383,333	—	9,997	—
8月末日	1,383,328	—	9,997	—
9月末日	1,383,324	—	9,997	—
10月末日	1,383,319	—	9,997	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円

第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	0.02
第2計算期間	0.02
第3計算期間	0.00
第4計算期間	0.01
第5計算期間	0.02
第6計算期間	0.01
第7計算期間	0.00
第8計算期間	0.00
第9計算期間	0.00
第10計算期間	0.00
第11計算期間	0.01
第12計算期間	0.00
第13計算期間	0.01
第14計算期間	0.00
第15計算期間	0.00
第16計算期間	0.01
第17計算期間	0.00
第18計算期間	0.00

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	6,094,474	—	6,094,474
第2計算期間	—	5,094,474	1,000,000
第3計算期間	20,765,201	18,865,201	2,900,000
第4計算期間	—	1,900,000	1,000,000
第5計算期間	—	—	1,000,000
第6計算期間	43,639,576	43,639,576	1,000,000
第7計算期間	6,922,199	3,252,476	4,669,723
第8計算期間	1,708,344	5,378,067	1,000,000
第9計算期間	—	—	1,000,000
第10計算期間	—	—	1,000,000
第11計算期間	2,883,074	2,499,324	1,383,750
第12計算期間	—	—	1,383,750
第13計算期間	—	—	1,383,750
第14計算期間	—	—	1,383,750
第15計算期間	—	—	1,383,750
第16計算期間	—	—	1,383,750
第17計算期間	3,379,951	3,379,951	1,383,750
第18計算期間	—	—	1,383,750

（参考）

マネー・マーケット・マザーファンド

投資状況

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	3,588,250,768	100.00
純資産総額		3,588,250,768	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

該当事項はありません。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報



運用実績

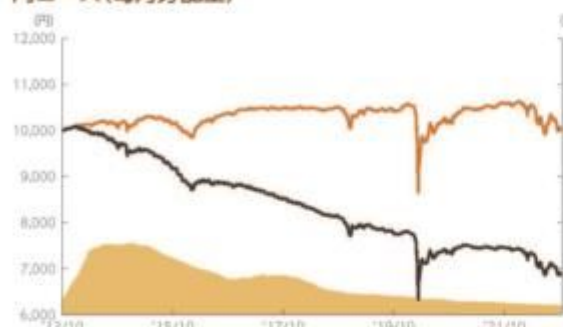
2022年10月31日現在

■基準価額・純資産の推移 2013年10月15日(設定日)～2022年10月31日

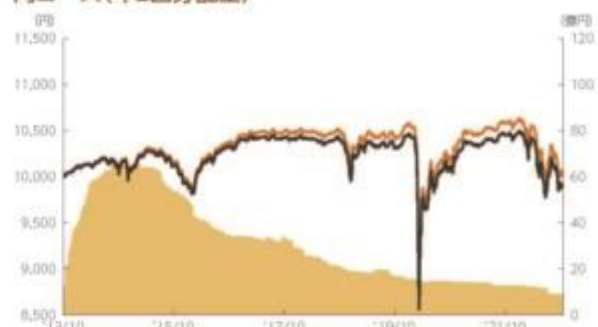
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

—— 純資産総額【右目盛】 —— 基準価額(分配金再投資)【左目盛】 —— 基準価額【左目盛】

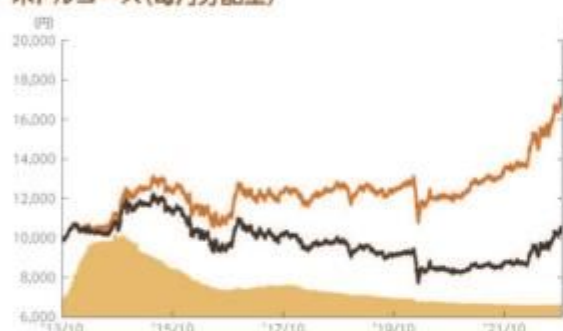
円コース(毎月分配型)



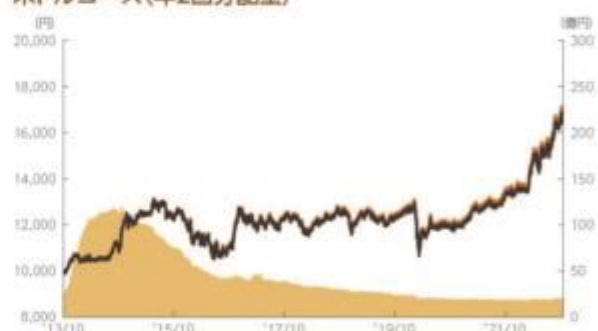
円コース(年2回分配型)



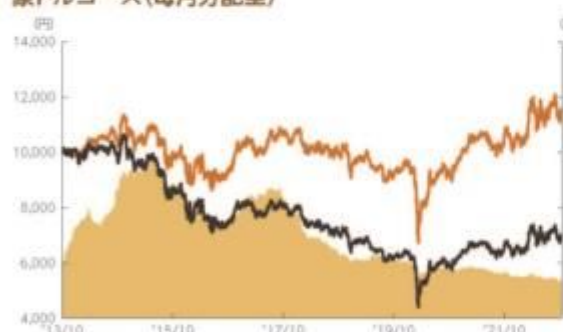
米ドルコース(毎月分配型)



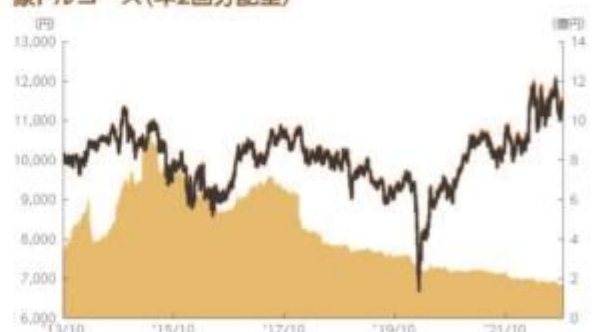
米ドルコース(年2回分配型)



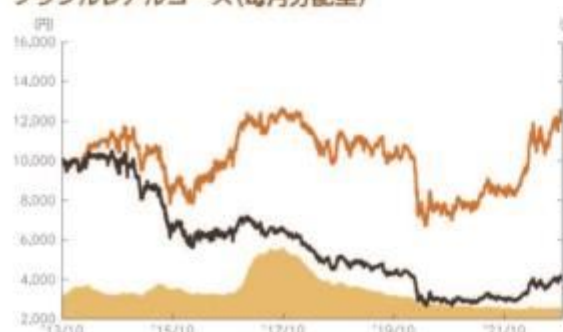
豪ドルコース(毎月分配型)



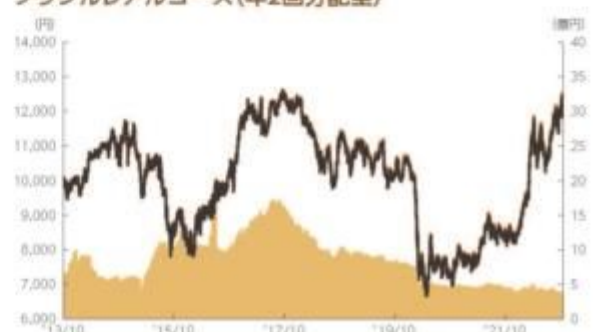
豪ドルコース(年2回分配型)



ブラジルレアルコース(毎月分配型)



ブラジルレアルコース(年2回分配型)

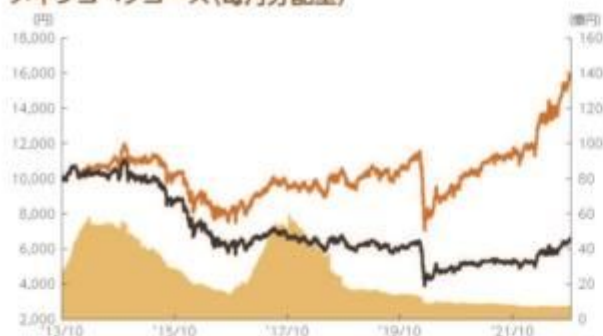


上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

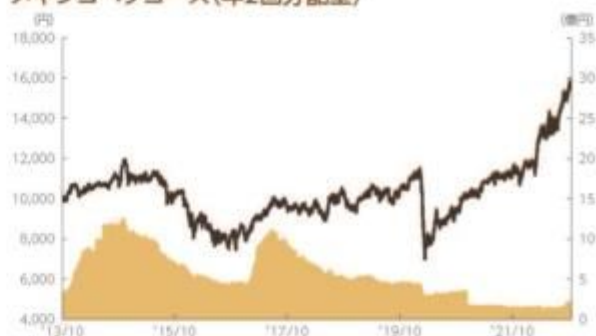
- ・基準価額、基準価額（分配金再投資）は10,000を起点として表示
- ・基準価額、基準価額（分配金再投資）は運用報酬（信託報酬）控除後です。

—— 純資産総額【右目盛】 —— 基準価額（分配金再投資）【左目盛】 —— 基準価額【左目盛】

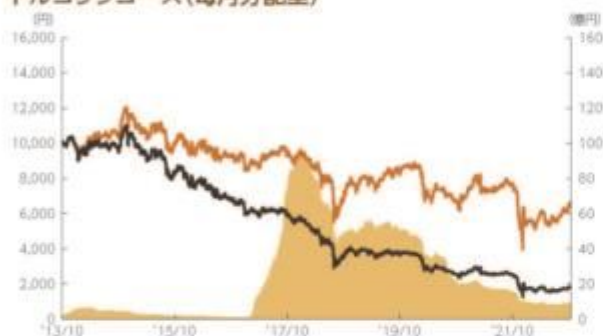
メキシコペソコース（毎月分配型）



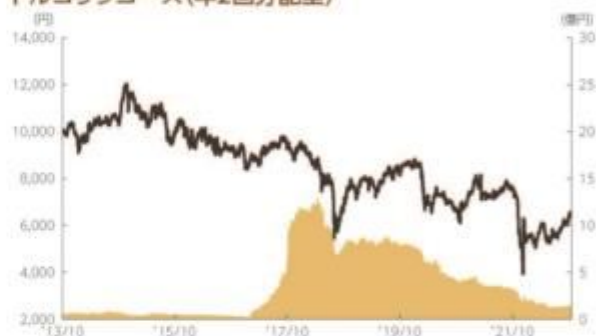
メキシコペソコース（年2回分配型）



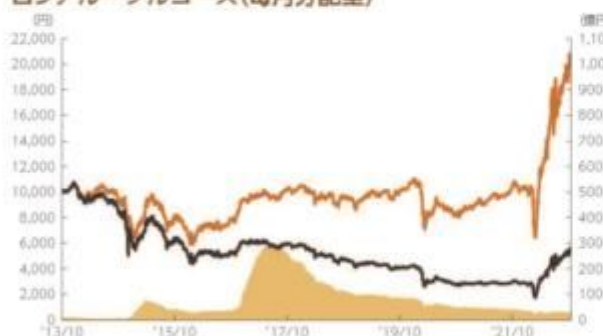
トルコリラコース（毎月分配型）



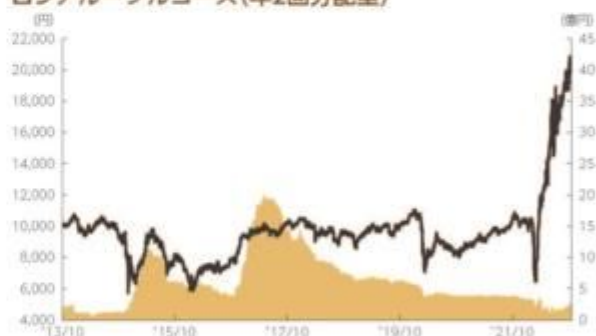
トルコリラコース（年2回分配型）



ロシアルーブルコース（毎月分配型）



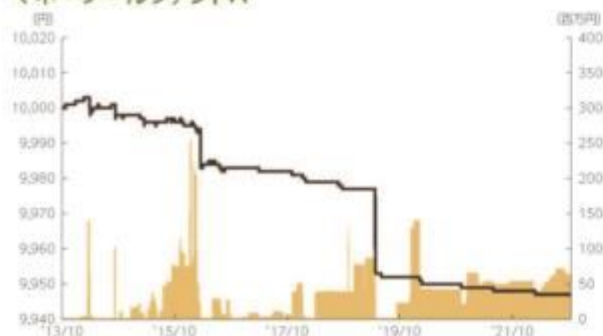
ロシアルーブルコース（年2回分配型）



- ・基準価額は10,000を起点として表示
- ・基準価額は運用報酬（信託報酬）控除後です。

—— 純資産総額【右目盛】 —— 基準価額【左目盛】

マネーボールファンドA



マネーボールファンドB



上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■基準価額・純資産

	円 コース (毎月分配型)	米ドル コース (毎月分配型)	豪ドル コース (毎月分配型)	ブラジルリアル コース (毎月分配型)	メキシコペソ コース (毎月分配型)	トルコリラ コース (毎月分配型)	ロシアルーブル コース (毎月分配型)
基準価額	6,899円	10,387円	6,975円	4,028円	6,559円	1,812円	5,516円
純資産総額	20.3億円	63.2億円	13.6億円	26.4億円	7.4億円	9.1億円	30.0億円

	円 コース (年2回分配型)	米ドル コース (年2回分配型)	豪ドル コース (年2回分配型)	ブラジルリアル コース (年2回分配型)	メキシコペソ コース (年2回分配型)	トルコリラ コース (年2回分配型)	ロシアルーブル コース (年2回分配型)
基準価額	9,912円	16,624円	11,407円	11,910円	15,711円	6,459円	20,556円
純資産総額	8.9億円	19.7億円	1.6億円	3.6億円	2.2億円	1.4億円	2.4億円

	マネーボールファンドA	マネーボールファンドB
基準価額	9,947円	9,997円
純資産総額	63.2百万円	1.3百万円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

	円 コース (毎月分配型)	米ドル コース (毎月分配型)	豪ドル コース (毎月分配型)	ブラジルリアル コース (毎月分配型)	メキシコペソ コース (毎月分配型)	トルコリラ コース (毎月分配型)	ロシアルーブル コース (毎月分配型)
2022年10月	15円	30円	15円	10円	50円	15円	10円
2022年9月	15円	30円	15円	10円	50円	15円	10円
2022年8月	15円	30円	15円	10円	50円	15円	10円
2022年7月	15円	30円	15円	10円	50円	15円	10円
2022年6月	15円	45円	15円	20円	50円	30円	25円
2022年5月	15円	45円	15円	20円	50円	30円	25円
直近1年間累計	180円	480円	180円	200円	600円	300円	190円
設定来累計	3,230円	4,710円	3,930円	6,800円	5,940円	6,320円	6,605円

	円 コース (年2回分配型)	米ドル コース (年2回分配型)	豪ドル コース (年2回分配型)	ブラジルリアル コース (年2回分配型)	メキシコペソ コース (年2回分配型)	トルコリラ コース (年2回分配型)	ロシアルーブル コース (年2回分配型)
2022年10月	0円	10円	10円	10円	10円	0円	0円
2022年4月	10円	10円	10円	10円	10円	0円	0円
2021年10月	10円	10円	10円	0円	10円	0円	0円
2021年4月	10円	10円	10円	0円	10円	0円	0円
2020年10月	0円	10円	0円	0円	0円	0円	0円
2020年4月	0円	10円	0円	0円	0円	0円	0円
設定来累計	140円	180円	80円	90円	100円	30円	10円

	マネーボールファンドA	マネーボールファンドB
2022年10月	0円	0円
2022年4月	0円	0円
2021年10月	0円	0円
2021年4月	0円	0円
2020年10月	0円	0円
2020年4月	0円	0円
設定来累計	0円	0円

・分配金は1万円当たり、税引前

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■主要な資産の状況

各ファンド(マネーボールファンドを除く)

資産構成	円 コース (毎月分配型)	米ドル コース (毎月分配型)	豪ドル コース (毎月分配型)	ブラジルレアル コース (毎月分配型)	メキシコペソ コース (毎月分配型)	トルコリラ コース (毎月分配型)	ロシアルーブル コース (毎月分配型)
外国投資信託	99.0%	99.0%	99.3%	99.0%	99.3%	99.5%	99.3%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
コールローン他 (負債控除後)	0.9%	0.9%	0.6%	0.9%	0.6%	0.4%	0.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資産構成	円 コース (年2回分配型)	米ドル コース (年2回分配型)	豪ドル コース (年2回分配型)	ブラジルレアル コース (年2回分配型)	メキシコペソ コース (年2回分配型)	トルコリラ コース (年2回分配型)	ロシアルーブル コース (年2回分配型)
外国投資信託	99.4%	98.6%	99.1%	98.9%	99.0%	99.0%	99.1%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
コールローン他 (負債控除後)	0.5%	1.3%	0.8%	1.0%	0.9%	0.9%	0.8%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

組入上位銘柄	クーポン	償還日	比率
1 PERATON CORP TL B 1L	7.5039%	2028/02/01	1.9%
2 DIRECTV FINANCING LLC TL 1L	8.7539%	2027/08/02	1.7%
3 SOLERA TL B 1L	7.6301%	2028/06/02	1.7%
4 REALPAGE INC TL B	6.7539%	2028/04/24	1.6%
5 RESTAURANT BRANDS (1011778) TL B 1L USD	5.5039%	2026/11/19	1.6%
6 COMMScope INC TL B	7.0039%	2026/04/06	1.5%
7 MCAFEE TL B SOFR	6.8696%	2029/03/01	1.4%
8 COTIVITI TL B 1L	7.7539%	2025/08/27	1.4%
9 AMSURG PIK 2L TL	15.5942%	2028/04/28	1.3%
10 ANCESTRY COM TL 1L	7.0039%	2027/12/06	1.3%

- 比率は、実質的な投資を行う外国投資信託の組入/バンクローン等の評価額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- バンクローンにおいて償還日は弁済期限を表します。

マネーボールファンドA

種別構成	比率
コールローン他 (負債控除後)	100.0%
合計	100.0%

マネーボールファンドB

種別構成	比率
コールローン他 (負債控除後)	100.0%
合計	100.0%

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

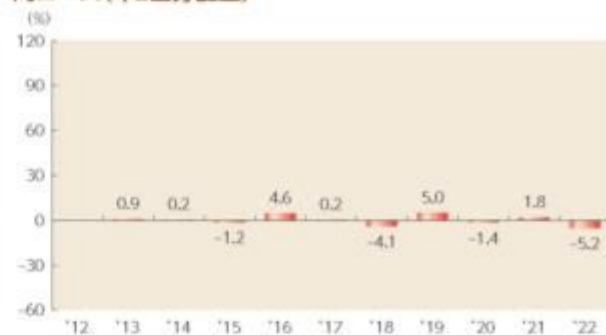
■年間収益率の推移

- ・収益率は基準価額（分配金再投資）で計算
- ・2013年は設定日から年末までの、2022年は年初から10月31日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

円コース（毎月分配型）



円コース（年2回分配型）



米ドルコース（毎月分配型）



米ドルコース（年2回分配型）



豪ドルコース（毎月分配型）



豪ドルコース（年2回分配型）



ブラジルリアルコース（毎月分配型）



ブラジルリアルコース（年2回分配型）



上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

メキシコペソコース(毎月分配型)



メキシコペソコース(年2回分配型)



トルコリラコース(毎月分配型)



トルコリラコース(年2回分配型)



ロシアルーブルコース(毎月分配型)



ロシアルーブルコース(年2回分配型)



マネーボールファンドA



マネーボールファンドB



上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）につき、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

「マネープールファンド」への取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜 3%）を上限として販売会社が定める手数料率

「マネープールファンド」の取得申込みを行う場合には、申込手数料はかかりません。「マネープールファンドA」の取得申込みは、「毎月分配型」からのスイッチングによる場合、「マネープールファンドB」の取得申込みは、「年2回分配型」からのスイッチングによる場合に限ります。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の取得の制限、流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

「マネープールファンド」

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）につき、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufig.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の換金の制限、流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。

「マネープールファンド」

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。

ます。

上記の場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

< 毎月分配型グループ >

- ・円コース、米ドルコース、豪ドルコース、マネープールファンドA

2028年10月11日まで（2013年10月15日設定）

- ・ブラジルリアルコース、メキシコペソコース、トルコリラコース、ロシアルーブルコース

2023年10月11日まで（2013年10月15日設定）

< 年２回分配型グループ >

2023年10月11日まで（2013年10月15日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

「毎月分配型」

毎月12日から翌月11日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

「年２回分配型」、「マネープールファンド」

毎年４月12日から10月11日および10月12日から翌年４月11日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

「毎月分配型」、「マネープールファンドA」

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・各ファンドの受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

なお、毎月分配型につき、投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合には償還となります。また、マネープールファンドAにつき、毎月分配型がすべてその信託を終了させることとなる場合には償還となります。

「年2回分配型」、「マネープールファンドB」

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・各ファンドの受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

なお、年2回分配型につき、投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合には償還となります。また、マネープールファンドBにつき、年2回分配型がすべてその信託を終了させることとなる場合には償還となります。

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約の有効期間は、原則として、ファンドの信託期間

終了時までとします。

運用報告書

委託会社は、毎年４月および10月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和4年4月12日から令和4年10月11日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三菱ＵＦＪ 米国バンクロンファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	22,068,498	30,565,006
投資信託受益証券	2,282,684,693	2,030,571,142
親投資信託受益証券	3,214,433	2,044,433
未収入金	-	1,170,000
流動資産合計	2,307,967,624	2,064,350,581
資産合計	2,307,967,624	2,064,350,581
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,698,857	4,438,105
未払解約金	999,218	11,233,320
未払受託者報酬	64,658	54,351
未払委託者報酬	3,491,522	2,934,905
未払利息	3	19
その他未払費用	6,458	5,426
流動負債合計	9,260,716	18,666,126
負債合計	9,260,716	18,666,126
純資産の部		
元本等		
元本	3,132,571,671	2,958,736,924
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	833,864,763	913,052,469
（分配準備積立金）	115,864,017	124,607,707
元本等合計	2,298,706,908	2,045,684,455
純資産合計	2,298,706,908	2,045,684,455
負債純資産合計	2,307,967,624	2,064,350,581

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
営業収益		
受取配当金	65,330,786	60,487,231
受取利息	17	13
有価証券売買等損益	53,256,549	144,900,782
営業収益合計	12,074,254	84,413,538
営業費用		
支払利息	2,202	2,415
受託者報酬	396,183	359,199
委託者報酬	21,393,837	19,396,457
その他費用	39,565	35,859
営業費用合計	21,831,787	19,793,930
営業利益又は営業損失（ ）	9,757,533	104,207,468
経常利益又は経常損失（ ）	9,757,533	104,207,468
当期純利益又は当期純損失（ ）	9,757,533	104,207,468
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	245,934	53,826
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	887,056,116	833,864,763
剰余金増加額又は欠損金減少額	94,430,687	55,794,396
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	94,430,687	55,794,396
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,803,380	3,382,116
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,803,380	3,382,116
分配金	28,924,355	27,446,344
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	833,864,763	913,052,469

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
１．期首元本額	3,488,358,803円	3,132,571,671円
期中追加設定元本額	10,758,733円	11,686,372円
期中一部解約元本額	366,545,865円	185,521,119円
２．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	833,864,763円	913,052,469円
３．受益権の総数	3,132,571,671口	2,958,736,924口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日												
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 第97期 令和 3年10月12日 令和 3年11月11日 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>9,229,800円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	9,229,800円	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 第103期 令和 4年 4月12日 令和 4年 5月11日 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>7,258,055円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,258,055円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	9,229,800円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	7,258,055円											

前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日			当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	18,771,130円	収益調整金額	C	17,815,611円
分配準備積立金額	D	106,739,895円	分配準備積立金額	D	115,755,086円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	134,740,825円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	140,828,752円
当ファンドの期末残存口数	F	3,370,753,009口	当ファンドの期末残存口数	F	3,131,552,793口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	399円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	449円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,056,129円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,697,329円
第98期 令和 3年11月12日 令和 3年12月13日			第104期 令和 4年 5月12日 令和 4年 6月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,992,321円	費用控除後の配当等収益額	A	7,643,431円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	17,936,367円	収益調整金額	C	17,881,654円
分配準備積立金額	D	105,630,883円	分配準備積立金額	D	118,184,673円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	132,559,571円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	143,709,758円
当ファンドの期末残存口数	F	3,211,751,269口	当ファンドの期末残存口数	F	3,130,054,873口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	412円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	459円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,817,626円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,695,082円
第99期 令和 3年12月14日 令和 4年 1月11日			第105期 令和 4年 6月14日 令和 4年 7月11日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,930,678円	費用控除後の配当等収益額	A	8,163,118円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	17,919,822円	収益調整金額	C	17,704,474円
分配準備積立金額	D	109,248,790円	分配準備積立金額	D	119,344,171円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	133,099,290円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	145,211,763円
当ファンドの期末残存口数	F	3,197,336,712口	当ファンドの期末残存口数	F	3,085,789,292口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	416円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	470円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,796,005円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,628,683円
第100期 令和 4年 1月12日 令和 4年 2月14日			第106期 令和 4年 7月12日 令和 4年 8月12日		
項目			項目		

前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日			当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日		
費用控除後の配当等収益額	A	5,506,167円	費用控除後の配当等収益額	A	9,251,897円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	17,977,834円	収益調整金額	C	17,303,216円
分配準備積立金額	D	110,298,068円	分配準備積立金額	D	119,442,793円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	133,782,069円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	145,997,906円
当ファンドの期末残存口数	F	3,196,654,330口	当ファンドの期末残存口数	F	3,001,567,234口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	418円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	486円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,794,981円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,502,350円
第101期 令和 4年 2月15日 令和 4年 3月11日			第107期 令和 4年 8月13日 令和 4年 9月12日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,183,311円	費用控除後の配当等収益額	A	5,078,778円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	17,914,974円	収益調整金額	C	17,310,945円
分配準備積立金額	D	110,151,445円	分配準備積立金額	D	123,632,931円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	135,249,730円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	146,022,654円
当ファンドの期末残存口数	F	3,173,838,639口	当ファンドの期末残存口数	F	2,989,863,935口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	426円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	488円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,760,757円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,484,795円
第102期 令和 4年 3月12日 令和 4年 4月11日			第108期 令和 4年 9月13日 令和 4年10月11日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,520,616円	費用控除後の配当等収益額	A	6,188,437円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	17,750,124円	収益調整金額	C	17,206,998円
分配準備積立金額	D	111,042,258円	分配準備積立金額	D	122,857,375円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	138,312,998円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	146,252,810円
当ファンドの期末残存口数	F	3,132,571,671口	当ファンドの期末残存口数	F	2,958,736,924口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	441円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	494円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,698,857円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,438,105円

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	(１) 有価証券	(１) 有価証券

区分	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	23,509,591	38,865,943
親投資信託受益証券	—	1
合計	23,509,591	38,865,944

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
1口当たり純資産額	0.7338円	0.6914円
(1万口当たり純資産額)	(7,338円)	(6,914円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ バンクローン ファンド A - クラス Y (J P Y)	307,522.51	2,030,571,142	
投資信託受益証券 合計		307,522.51	2,030,571,142	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	2,007,890	2,044,433	
親投資信託受益証券 合計		2,007,890	2,044,433	
合計		2,315,412.51	2,032,615,575	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（年２回分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	19,455,061	14,276,179
投資信託受益証券	1,222,934,018	888,786,918
親投資信託受益証券	1,556,092	886,092
未収入金	-	670,000
流動資産合計	1,243,945,171	904,619,189
資産合計	1,243,945,171	904,619,189
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,182,830	-
未払解約金	50,144	50,324
未払受託者報酬	207,260	176,683
未払委託者報酬	11,192,152	9,540,508
未払利息	2	9
その他未払費用	17,897	15,252
流動負債合計	12,650,285	9,782,776
負債合計	12,650,285	9,782,776
純資産の部		
元本等		
元本	1,182,830,862	900,755,834
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	48,464,024	5,919,421
（分配準備積立金）	351,580,185	284,262,676
元本等合計	1,231,294,886	894,836,413
純資産合計	1,231,294,886	894,836,413
負債純資産合計	1,243,945,171	904,619,189

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
営業収益		
受取配当金	34,192,968	29,492,817
受取利息	15	8
有価証券売買等損益	27,680,346	74,139,917
営業収益合計	6,512,637	44,647,092
営業費用		
支払利息	1,178	1,898
受託者報酬	207,260	176,683
委託者報酬	11,192,152	9,540,508
その他費用	17,897	15,252
営業費用合計	11,418,487	9,734,341
営業利益又は営業損失（ ）	4,905,850	54,381,433
経常利益又は経常損失（ ）	4,905,850	54,381,433
当期純利益又は当期純損失（ ）	4,905,850	54,381,433
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	119,027	11,601,001
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	56,687,862	48,464,024
剰余金増加額又は欠損金減少額	34,792	29,276
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	34,792	29,276
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,288,977	11,632,289
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,288,977	11,632,289
分配金	1,182,830	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	48,464,024	5,919,421

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
１．期首元本額	1,231,797,065円	1,182,830,862円
期中追加設定元本額	771,993円	1,867,724円
期中一部解約元本額	49,738,196円	283,942,752円
２．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	—円	5,919,421円
３．受益権の総数	1,182,830,862口	900,755,834口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日																														
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>22,379,791円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>120,089,951円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>330,383,224円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	22,379,791円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	120,089,951円	分配準備積立金額	D	330,383,224円	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>17,023,058円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>91,956,971円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>267,239,618円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	17,023,058円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	91,956,971円	分配準備積立金額	D	267,239,618円
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	22,379,791円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																													
収益調整金額	C	120,089,951円																													
分配準備積立金額	D	330,383,224円																													
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	17,023,058円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																													
収益調整金額	C	91,956,971円																													
分配準備積立金額	D	267,239,618円																													

第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日			第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	472,852,966円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	376,219,647円
当ファンドの期末残存口数	F	1,182,830,862口	当ファンドの期末残存口数	F	900,755,834口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,997円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,176円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,182,830円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

区分	第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	27,085,822	59,623,475
親投資信託受益証券	—	1
合計	27,085,822	59,623,476

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
1口当たり純資産額	1.0410円	0.9934円
(1万口当たり純資産額)	(10,410円)	(9,934円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ バンクローン ファンド A - クラス Y (J P Y)	134,603.5	888,786,918	
投資信託受益証券 合計		134,603.5	888,786,918	

親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	870,254	886,092	
親投資信託受益証券 合計		870,254	886,092	
合計		1,004,857.5	889,673,010	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	39,567,612	52,275,142
投資信託受益証券	5,977,285,172	6,247,745,228
親投資信託受益証券	7,327,242	7,327,242
未収入金	53,900,000	36,700,000
流動資産合計	6,078,080,026	6,344,047,612
資産合計	6,078,080,026	6,344,047,612
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	29,179,375	18,452,780
未払解約金	3,769,059	2,075,757
未払受託者報酬	166,123	160,281
未払委託者報酬	8,970,660	8,655,062
未払利息	5	33
その他未払費用	16,603	16,020
流動負債合計	42,101,825	29,359,933
負債合計	42,101,825	29,359,933
純資産の部		
元本等		
元本	6,484,305,616	6,150,926,759
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	448,327,415	163,760,920
（分配準備積立金）	433,219,398	455,295,926
元本等合計	6,035,978,201	6,314,687,679
純資産合計	6,035,978,201	6,314,687,679
負債純資産合計	6,078,080,026	6,344,047,612

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
営業収益		
受取配当金	174,714,975	231,770,066
受取利息	60	43
有価証券売買等損益	493,427,237	545,789,990
営業収益合計	668,142,272	777,560,099
営業費用		
支払利息	5,086	9,580
受託者報酬	996,715	994,232
委託者報酬	53,822,145	53,688,220
その他費用	99,608	99,367
営業費用合計	54,923,554	54,791,399
営業利益又は営業損失（ ）	613,218,718	722,768,700
経常利益又は経常損失（ ）	613,218,718	722,768,700
当期純利益又は当期純損失（ ）	613,218,718	722,768,700
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	9,363,000	7,832,627
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	958,338,377	448,327,415
剰余金増加額又は欠損金減少額	99,581,693	35,263,221
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	99,581,693	29,269,296
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	5,993,925
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,072,903	7,881,385
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	3,177,495
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,072,903	4,703,890
分配金	184,353,546	130,229,574
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	448,327,415	163,760,920

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
１．期首元本額	7,177,298,013円	6,484,305,616円
期中追加設定元本額	71,609,257円	467,210,972円
期中一部解約元本額	764,601,654円	800,589,829円
２．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	448,327,415円	—円
３．受益権の総数	6,484,305,616口	6,150,926,759口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日												
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 第97期 令和 3年10月12日 令和 3年11月11日 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>30,804,291円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	30,804,291円	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 第103期 令和 4年 4月12日 令和 4年 5月11日 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>31,814,681円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	31,814,681円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	30,804,291円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	31,814,681円											

前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日			当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,141,587,837円	収益調整金額	C	1,036,272,973円
分配準備積立金額	D	518,766,281円	分配準備積立金額	D	424,751,318円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,691,158,409円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,492,838,972円
当ファンドの期末残存口数	F	7,073,657,800口	当ファンドの期末残存口数	F	6,384,198,949口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,390円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,338円
1万口当たり分配金額	H	45円	1万口当たり分配金額	H	45円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	31,831,460円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	28,728,895円
第98期 令和 3年11月12日 令和 3年12月13日			第104期 令和 4年 5月12日 令和 4年 6月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,253,768円	費用控除後の配当等収益額	A	34,372,853円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,126,549,758円	収益調整金額	C	1,030,139,795円
分配準備積立金額	D	510,236,093円	分配準備積立金額	D	422,148,108円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,660,039,619円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,486,660,756円
当ファンドの期末残存口数	F	6,977,564,269口	当ファンドの期末残存口数	F	6,332,647,291口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,379円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,347円
1万口当たり分配金額	H	45円	1万口当たり分配金額	H	45円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	31,399,039円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	28,496,912円
第99期 令和 3年12月14日 令和 4年 1月11日			第105期 令和 4年 6月14日 令和 4年 7月11日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,292,345円	費用控除後の配当等収益額	A	30,954,862円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,117,436,861円	収益調整金額	C	1,000,743,968円
分配準備積立金額	D	497,312,487円	分配準備積立金額	D	414,729,289円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,638,041,693円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,446,428,119円
当ファンドの期末残存口数	F	6,918,049,426口	当ファンドの期末残存口数	F	6,147,247,174口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,367円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,352円
1万口当たり分配金額	H	45円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	31,131,222円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,441,741円
第100期 令和 4年 1月12日 令和 4年 2月14日			第106期 令和 4年 7月12日 令和 4年 8月12日		
項目			項目		

前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日			当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日		
費用控除後の配当等収益額	A	17,091,967円	費用控除後の配当等収益額	A	35,157,775円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,100,095,575円	収益調整金額	C	989,454,493円
分配準備積立金額	D	478,518,497円	分配準備積立金額	D	421,999,445円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,595,706,039円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,446,611,713円
当ファンドの期末残存口数	F	6,796,225,301口	当ファンドの期末残存口数	F	6,076,077,329口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,347円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,380円
1万口当たり分配金額	H	45円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	30,583,013円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,228,231円
第101期 令和 4年 2月15日 令和 4年 3月11日			第107期 令和 4年 8月13日 令和 4年 9月12日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	19,710,964円	費用控除後の配当等収益額	A	35,908,823円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,088,024,426円	収益調整金額	C	973,589,943円
分配準備積立金額	D	459,004,654円	分配準備積立金額	D	427,585,054円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,566,740,044円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,437,083,820円
当ファンドの期末残存口数	F	6,717,652,740口	当ファンドの期末残存口数	F	5,960,338,380口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,332円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,411円
1万口当たり分配金額	H	45円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	30,229,437円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,881,015円
第102期 令和 4年 3月12日 令和 4年 4月11日			第108期 令和 4年 9月13日 令和 4年10月11日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	29,974,159円	費用控除後の配当等収益額	A	39,843,284円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,050,714,434円	収益調整金額	C	1,030,680,564円
分配準備積立金額	D	432,424,614円	分配準備積立金額	D	433,905,422円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,513,113,207円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,504,429,270円
当ファンドの期末残存口数	F	6,484,305,616口	当ファンドの期末残存口数	F	6,150,926,759口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,333円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,445円
1万口当たり分配金額	H	45円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	29,179,375円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,452,780円

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	(１) 有価証券	(１) 有価証券

区分	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	462,072,441	23,614,401
親投資信託受益証券	—	—
合計	462,072,441	23,614,401

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
1口当たり純資産額	0.9309円	1.0266円
(1万口当たり純資産額)	(9,309円)	(10,266円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ バンクローン ファンド A - クラス Y (USD)	617,854.55	6,247,745,228	
投資信託受益証券 合計		617,854.55	6,247,745,228	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	7,196,270	7,327,242	
親投資信託受益証券 合計		7,196,270	7,327,242	
合計		7,814,124.55	6,255,072,470	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（年２回分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	31,656,486	38,330,197
投資信託受益証券	1,871,995,989	2,005,337,658
親投資信託受益証券	2,712,807	2,712,807
未収入金	-	12,400,000
流動資産合計	1,906,365,282	2,058,780,662
資産合計	1,906,365,282	2,058,780,662
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,293,362	1,232,488
未払解約金	1,468,155	15,127,411
未払受託者報酬	303,759	317,272
未払委託者報酬	16,402,915	17,132,862
未払利息	4	24
その他未払費用	26,267	27,435
流動負債合計	19,494,462	33,837,492
負債合計	19,494,462	33,837,492
純資産の部		
元本等		
元本	1,293,362,099	1,232,488,951
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	593,508,721	792,454,219
（分配準備積立金）	682,758,562	671,730,455
元本等合計	1,886,870,820	2,024,943,170
純資産合計	1,886,870,820	2,024,943,170
負債純資産合計	1,906,365,282	2,058,780,662

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
営業収益		
受取配当金	53,266,234	73,929,095
受取利息	20	18
有価証券売買等損益	152,630,391	172,312,574
営業収益合計	205,896,645	246,241,687
営業費用		
支払利息	1,850	4,218
受託者報酬	303,759	317,272
委託者報酬	16,402,915	17,132,862
その他費用	26,267	27,435
営業費用合計	16,734,791	17,481,787
営業利益又は営業損失（ ）	189,161,854	228,759,900
経常利益又は経常損失（ ）	189,161,854	228,759,900
当期純利益又は当期純損失（ ）	189,161,854	228,759,900
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	5,936,892	10,988,753
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	451,830,919	593,508,721
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,038,378	50,198,594
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,038,378	50,198,594
剰余金減少額又は欠損金増加額	45,292,176	67,791,755
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	45,292,176	67,791,755
分配金	1,293,362	1,232,488
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	593,508,721	792,454,219

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
１．期首元本額	1,421,391,805円	1,293,362,099円
期中追加設定元本額	14,388,550円	86,310,183円
期中一部解約元本額	142,418,256円	147,183,331円
２．受益権の総数	1,293,362,099口	1,232,488,951口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日																																																
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																																																
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程																																																
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>47,178,734円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>219,945,838円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>636,873,190円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>903,997,762円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,293,362,099口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>6,989円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	47,178,734円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	219,945,838円	分配準備積立金額	D	636,873,190円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	903,997,762円	当ファンドの期末残存口数	F	1,293,362,099口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,989円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>66,080,998円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>255,340,966円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>606,881,945円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>928,303,909円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,232,488,951口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>7,531円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	66,080,998円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	255,340,966円	分配準備積立金額	D	606,881,945円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	928,303,909円	当ファンドの期末残存口数	F	1,232,488,951口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,531円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	47,178,734円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																															
収益調整金額	C	219,945,838円																																															
分配準備積立金額	D	636,873,190円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	903,997,762円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	1,293,362,099口																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,989円																																															
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	66,080,998円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																															
収益調整金額	C	255,340,966円																																															
分配準備積立金額	D	606,881,945円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	928,303,909円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	1,232,488,951口																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,531円																																															

第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日			第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日		
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,293,362円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,232,488円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	148,113,455	166,862,259
親投資信託受益証券	—	—
合計	148,113,455	166,862,259

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
1口当たり純資産額	1.4589円	1.6430円
(1万口当たり純資産額)	(14,589円)	(16,430円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ バンクローン ファンド A - クラス Y (USD)	198,312.66	2,005,337,658	
投資信託受益証券 合計		198,312.66	2,005,337,658	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	2,664,317	2,712,807	
親投資信託受益証券 合計		2,664,317	2,712,807	
合計		2,862,629.66	2,008,050,465	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,259,211	12,193,746
投資信託受益証券	1,551,968,887	1,318,219,088
親投資信託受益証券	1,518,787	1,518,787
未収入金	18,800,000	-
流動資産合計	1,584,546,885	1,331,931,621
資産合計	1,584,546,885	1,331,931,621
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,266,480	2,942,122
未払解約金	11,199,731	45
未払受託者報酬	43,438	36,521
未払委託者報酬	2,345,640	1,972,113
未払利息	1	7
その他未払費用	4,332	3,643
流動負債合計	16,859,622	4,954,451
負債合計	16,859,622	4,954,451
純資産の部		
元本等		
元本	2,177,653,775	1,961,415,270
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	609,966,512	634,438,100
（分配準備積立金）	74,785,272	92,056,003
元本等合計	1,567,687,263	1,326,977,170
純資産合計	1,567,687,263	1,326,977,170
負債純資産合計	1,584,546,885	1,331,931,621

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
営業収益		
受取配当金	42,889,024	51,748,074
受取利息	12	15
有価証券売買等損益	155,005,667	108,597,873
営業収益合計	197,894,703	56,849,784
営業費用		
支払利息	1,340	1,939
受託者報酬	252,283	240,088
委託者報酬	13,623,177	12,964,852
その他費用	25,167	23,949
営業費用合計	13,901,967	13,230,828
営業利益又は営業損失（ ）	183,992,736	70,080,612
経常利益又は経常損失（ ）	183,992,736	70,080,612
当期純利益又は当期純損失（ ）	183,992,736	70,080,612
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	6,525,182	1,523,726
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	877,207,895	609,966,512
剰余金増加額又は欠損金減少額	111,731,032	63,218,834
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	111,731,032	63,218,834
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,252,039	681,152
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,252,039	681,152
分配金	20,705,164	18,452,384
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	609,966,512	634,438,100

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
１．期首元本額	2,495,185,052円	2,177,653,775円
期中追加設定元本額	3,591,017円	2,346,450円
期中一部解約元本額	321,122,294円	218,584,955円
２．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	609,966,512円	634,438,100円
３．受益権の総数	2,177,653,775口	1,961,415,270口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日												
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 第97期 令和 3年10月12日 令和 3年11月11日 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>7,961,673円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,961,673円	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 第103期 令和 4年 4月12日 令和 4年 5月11日 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>5,463,452円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	5,463,452円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	7,961,673円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	5,463,452円											

前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日			当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	11,494,558円	収益調整金額	C	10,503,017円
分配準備積立金額	D	64,442,110円	分配準備積立金額	D	73,691,605円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	83,898,341円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	89,658,074円
当ファンドの期末残存口数	F	2,370,837,495口	当ファンドの期末残存口数	F	2,146,195,717口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	353円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	417円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,556,256円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,219,293円
第98期 令和 3年11月12日 令和 3年12月13日			第104期 令和 4年 5月12日 令和 4年 6月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,569,848円	費用控除後の配当等収益額	A	8,137,869円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	11,373,119円	収益調整金額	C	10,365,014円
分配準備積立金額	D	68,006,746円	分配準備積立金額	D	74,820,033円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	84,949,713円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	93,322,916円
当ファンドの期末残存口数	F	2,342,444,617口	当ファンドの期末残存口数	F	2,115,066,638口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	362円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	441円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,513,666円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,172,599円
第99期 令和 3年12月14日 令和 4年 1月11日			第105期 令和 4年 6月14日 令和 4年 7月11日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,487,011円	費用控除後の配当等収益額	A	7,039,296円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	11,315,284円	収益調整金額	C	10,051,978円
分配準備積立金額	D	69,575,162円	分配準備積立金額	D	77,257,334円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	86,377,457円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	94,348,608円
当ファンドの期末残存口数	F	2,326,750,594口	当ファンドの期末残存口数	F	2,048,412,016口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	371円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	460円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,490,125円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,072,618円
第100期 令和 4年 1月12日 令和 4年 2月14日			第106期 令和 4年 7月12日 令和 4年 8月12日		
項目			項目		

前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日			当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日		
費用控除後の配当等収益額	A	4,741,878円	費用控除後の配当等収益額	A	8,632,692円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	11,186,351円	収益調整金額	C	9,959,301円
分配準備積立金額	D	70,622,894円	分配準備積立金額	D	80,355,063円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	86,551,123円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	98,947,056円
当ファンドの期末残存口数	F	2,296,487,057口	当ファンドの期末残存口数	F	2,026,831,233口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	376円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	488円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,444,730円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,040,246円
第101期 令和 4年 2月15日 令和 4年 3月11日			第107期 令和 4年 8月13日 令和 4年 9月12日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,109,792円	費用控除後の配当等収益額	A	7,922,886円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	11,169,426円	収益調整金額	C	9,859,064円
分配準備積立金額	D	71,675,853円	分配準備積立金額	D	84,951,839円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	88,955,071円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	102,733,789円
当ファンドの期末残存口数	F	2,289,271,812口	当ファンドの期末残存口数	F	2,003,671,172口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	388円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	512円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,433,907円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,005,506円
第102期 令和 4年 3月12日 令和 4年 4月11日			第108期 令和 4年 9月13日 令和 4年10月11日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,343,745円	費用控除後の配当等収益額	A	7,046,644円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	10,643,389円	収益調整金額	C	9,673,602円
分配準備積立金額	D	70,708,007円	分配準備積立金額	D	87,951,481円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	88,695,141円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	104,671,727円
当ファンドの期末残存口数	F	2,177,653,775口	当ファンドの期末残存口数	F	1,961,415,270口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	407円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	533円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,266,480円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,942,122円

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	(１) 有価証券	(１) 有価証券

区分	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	135,614,986	109,610,208
親投資信託受益証券	—	—
合計	135,614,986	109,610,208

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
1口当たり純資産額	0.7199円	0.6765円
(1万口当たり純資産額)	(7,199円)	(6,765円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位 : 円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ バンクローン ファンド B - クラス Y (AUD)	190,027.25	1,318,219,088	
投資信託受益証券 合計		190,027.25	1,318,219,088	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	1,491,640	1,518,787	
親投資信託受益証券 合計		1,491,640	1,518,787	
合計		1,681,667.25	1,319,737,875	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（年２回分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,638,465	3,202,729
投資信託受益証券	197,228,301	162,671,995
親投資信託受益証券	219,354	219,354
流動資産合計	201,086,120	166,094,078
資産合計	201,086,120	166,094,078
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	171,162	148,473
未払解約金	23	-
未払受託者報酬	33,131	30,229
未払委託者報酬	1,789,218	1,632,257
未払利息	-	2
その他未払費用	2,816	2,567
流動負債合計	1,996,350	1,813,528
負債合計	1,996,350	1,813,528
純資産の部		
元本等		
元本	171,162,573	148,473,626
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	27,927,197	15,806,924
（分配準備積立金）	61,375,925	57,426,800
元本等合計	199,089,770	164,280,550
純資産合計	199,089,770	164,280,550
負債純資産合計	201,086,120	166,094,078

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
営業収益		
受取配当金	5,588,043	6,491,731
受取利息	1	1
有価証券売買等損益	20,427,918	13,448,037
営業収益合計	26,015,962	6,956,305
営業費用		
支払利息	195	354
受託者報酬	33,131	30,229
委託者報酬	1,789,218	1,632,257
その他費用	2,816	2,567
営業費用合計	1,825,360	1,665,407
営業利益又は営業損失（ ）	24,190,602	8,621,712
経常利益又は経常損失（ ）	24,190,602	8,621,712
当期純利益又は当期純損失（ ）	24,190,602	8,621,712
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,030,476	353,815
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	7,569,750	27,927,197
剰余金増加額又は欠損金減少額	69,299	105,437
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	69,299	105,437
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,700,816	3,809,340
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,700,816	3,809,340
分配金	171,162	148,473
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	27,927,197	15,806,924

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
１．期首元本額	219,646,611円	171,162,573円
期中追加設定元本額	849,572円	659,597円
期中一部解約元本額	49,333,610円	23,348,544円
２．受益権の総数	171,162,573口	148,473,626口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日																																																
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																																																
2.分配金の計算過程	2.分配金の計算過程																																																
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>4,823,040円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>21,379,628円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>56,724,047円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>82,926,715円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>171,162,573口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>4,844円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	4,823,040円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	21,379,628円	分配準備積立金額	D	56,724,047円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	82,926,715円	当ファンドの期末残存口数	F	171,162,573口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,844円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>4,543,996円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>18,755,517円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>53,031,277円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>76,330,790円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>148,473,626口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>5,141円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	4,543,996円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	18,755,517円	分配準備積立金額	D	53,031,277円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	76,330,790円	当ファンドの期末残存口数	F	148,473,626口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,141円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	4,823,040円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																															
収益調整金額	C	21,379,628円																																															
分配準備積立金額	D	56,724,047円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	82,926,715円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	171,162,573口																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,844円																																															
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	4,543,996円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																															
収益調整金額	C	18,755,517円																																															
分配準備積立金額	D	53,031,277円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	76,330,790円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	148,473,626口																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,141円																																															

第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日			第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日		
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	171,162円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	148,473円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	18,660,703	12,814,433
親投資信託受益証券	—	—
合計	18,660,703	12,814,433

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
1口当たり純資産額	1.1632円	1.1065円
(1万口当たり純資産額)	(11,632円)	(11,065円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ バンクローン ファンド B - クラス Y (AUD)	23,449.9	162,671,995	
投資信託受益証券 合計		23,449.9	162,671,995	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	215,434	219,354	
親投資信託受益証券 合計		215,434	219,354	
合計		238,883.9	162,891,349	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルリアルコース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	25,191,032	23,095,575
投資信託受益証券	2,820,829,253	2,651,445,162
親投資信託受益証券	3,581,051	3,581,051
未収入金	48,400,000	29,500,000
流動資産合計	2,898,001,336	2,707,621,788
資産合計	2,898,001,336	2,707,621,788
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	15,067,736	6,598,462
未払解約金	569,115	19,389,517
未払受託者報酬	76,513	70,248
未払委託者報酬	4,131,680	3,793,493
未払利息	3	14
その他未払費用	7,641	7,016
流動負債合計	19,852,688	29,858,750
負債合計	19,852,688	29,858,750
純資産の部		
元本等		
元本	7,533,868,190	6,598,462,065
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,655,719,542	3,920,699,027
（分配準備積立金）	211,488,539	349,303,389
元本等合計	2,878,148,648	2,677,763,038
純資産合計	2,878,148,648	2,677,763,038
負債純資産合計	2,898,001,336	2,707,621,788

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
営業収益		
受取配当金	187,178,400	246,565,507
受取利息	23	11
有価証券売買等損益	580,903,619	3,149,598
営業収益合計	768,082,042	243,415,920
営業費用		
支払利息	2,676	3,508
受託者報酬	420,651	444,903
委託者報酬	22,715,107	24,024,783
その他費用	42,003	44,430
営業費用合計	23,180,437	24,517,624
営業利益又は営業損失（ ）	744,901,605	218,898,296
経常利益又は経常損失（ ）	744,901,605	218,898,296
当期純利益又は当期純損失（ ）	744,901,605	218,898,296
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	6,464,672	6,634,750
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6,274,724,856	4,655,719,542
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,040,160,888	612,283,247
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,040,160,888	612,283,247
剰余金減少額又は欠損金増加額	63,201,770	33,316,189
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	63,201,770	33,316,189
分配金	96,390,737	56,210,089
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,655,719,542	3,920,699,027

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
１．期首元本額	8,929,872,784円	7,533,868,190円
期中追加設定元本額	92,727,287円	53,696,627円
期中一部解約元本額	1,488,731,881円	989,102,752円
２．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	4,655,719,542円	3,920,699,027円
３．受益権の総数	7,533,868,190口	6,598,462,065口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日												
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。												
2.分配金の計算過程 第97期 令和 3年10月12日 令和 3年11月11日	2.分配金の計算過程 第103期 令和 4年 4月12日 令和 4年 5月11日												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>26,231,099円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	26,231,099円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>36,809,027円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	36,809,027円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	26,231,099円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	36,809,027円											

前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日			当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	51,154,699円	収益調整金額	C	44,200,032円
分配準備積立金額	D	159,667,274円	分配準備積立金額	D	202,594,405円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	237,053,072円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	283,603,464円
当ファンドの期末残存口数	F	8,750,218,413口	当ファンドの期末残存口数	F	7,225,711,703口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	270円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	392円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,500,436円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,451,423円
第98期 令和 3年11月12日 令和 3年12月13日			第104期 令和 4年 5月12日 令和 4年 6月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	25,290,951円	費用控除後の配当等収益額	A	43,231,960円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	49,834,107円	収益調整金額	C	44,137,973円
分配準備積立金額	D	163,227,020円	分配準備積立金額	D	221,426,251円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	238,352,078円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	308,796,184円
当ファンドの期末残存口数	F	8,491,496,963口	当ファンドの期末残存口数	F	7,129,343,908口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	280円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	433円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	16,982,993円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,258,687円
第99期 令和 3年12月14日 令和 4年 1月11日			第105期 令和 4年 6月14日 令和 4年 7月11日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,753,924円	費用控除後の配当等収益額	A	37,588,377円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	47,977,170円	収益調整金額	C	44,540,542円
分配準備積立金額	D	164,270,714円	分配準備積立金額	D	249,239,574円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	237,001,808円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	331,368,493円
当ファンドの期末残存口数	F	8,141,636,155口	当ファンドの期末残存口数	F	7,110,505,797口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	291円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	466円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	16,283,272円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,110,505円
第100期 令和 4年 1月12日 令和 4年 2月14日			第106期 令和 4年 7月12日 令和 4年 8月12日		
項目			項目		

前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日			当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日		
費用控除後の配当等収益額	A	29,837,900円	費用控除後の配当等収益額	A	40,616,073円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	45,376,355円	収益調整金額	C	44,223,104円
分配準備積立金額	D	162,387,441円	分配準備積立金額	D	276,515,920円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	237,601,696円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	361,355,097円
当ファンドの期末残存口数	F	7,663,719,404口	当ファンドの期末残存口数	F	7,033,302,789口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	310円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	513円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	15,327,438円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,033,302円
第101期 令和 4年 2月15日 令和 4年 3月11日			第107期 令和 4年 8月13日 令和 4年 9月12日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	29,358,282円	費用控除後の配当等収益額	A	38,485,497円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	45,468,662円	収益調整金額	C	42,659,950円
分配準備積立金額	D	175,378,401円	分配準備積立金額	D	297,778,491円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	250,205,345円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	378,923,938円
当ファンドの期末残存口数	F	7,614,431,240口	当ファンドの期末残存口数	F	6,757,710,357口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	328円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	560円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	15,228,862円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,757,710円
第102期 令和 4年 3月12日 令和 4年 4月11日			第108期 令和 4年 9月13日 令和 4年10月11日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	39,895,013円	費用控除後の配当等収益額	A	34,414,625円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	45,830,530円	収益調整金額	C	41,908,982円
分配準備積立金額	D	186,661,262円	分配準備積立金額	D	321,487,226円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	272,386,805円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	397,810,833円
当ファンドの期末残存口数	F	7,533,868,190口	当ファンドの期末残存口数	F	6,598,462,065口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	361円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	602円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	15,067,736円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,598,462円

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	(１) 有価証券	(１) 有価証券

区分	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	361,519,231	19,579,373
親投資信託受益証券	—	—
合計	361,519,231	19,579,373

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
1口当たり純資産額	0.3820円	0.4058円
(1万口当たり純資産額)	(3,820円)	(4,058円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位 : 円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ バンクローン ファンド B - クラス Y (B R L)	688,687.05	2,651,445,162	
投資信託受益証券 合計		688,687.05	2,651,445,162	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	3,517,041	3,581,051	
親投資信託受益証券 合計		3,517,041	3,581,051	
合計		4,205,728.05	2,655,026,213	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルリアルコース＞（年２回分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,393,322	7,063,297
投資信託受益証券	487,204,827	388,829,658
親投資信託受益証券	499,146	499,146
未収入金	-	5,400,000
流動資産合計	496,097,295	401,792,101
資産合計	496,097,295	401,792,101
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	443,398	331,335
未払解約金	496,571	19
未払受託者報酬	71,783	71,179
未払委託者報酬	3,876,513	3,843,550
未払利息	1	4
その他未払費用	6,166	6,107
流動負債合計	4,894,432	4,252,194
負債合計	4,894,432	4,252,194
純資産の部		
元本等		
元本	443,398,224	331,335,091
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	47,804,639	66,204,816
（分配準備積立金）	233,669,546	203,553,577
元本等合計	491,202,863	397,539,907
純資産合計	491,202,863	397,539,907
負債純資産合計	496,097,295	401,792,101

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
営業収益		
受取配当金	31,844,025	38,826,556
受取利息	4	3
有価証券売買等損益	99,155,857	101,725
営業収益合計	130,999,886	38,724,834
営業費用		
支払利息	488	925
受託者報酬	71,783	71,179
委託者報酬	3,876,513	3,843,550
その他費用	6,166	6,107
営業費用合計	3,954,950	3,921,761
営業利益又は営業損失（ ）	127,044,936	34,803,073
経常利益又は経常損失（ ）	127,044,936	34,803,073
当期純利益又は当期純損失（ ）	127,044,936	34,803,073
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	8,917,415	4,077,753
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	91,421,070	47,804,639
剰余金増加額又は欠損金減少額	25,135,986	478,721
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	25,135,986	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	478,721
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,594,400	12,472,529
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	12,472,529
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,594,400	-
分配金	443,398	331,335
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	47,804,639	66,204,816

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
1. 期首元本額	541,899,177円	443,398,224円
期中追加設定元本額	54,014,372円	3,479,251円
期中一部解約元本額	152,515,325円	115,542,384円
2. 受益権の総数	443,398,224口	331,335,091口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日																																																
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																																																
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程																																																
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>27,481,380円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>251,122,045円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>206,631,564円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>485,234,989円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>443,398,224口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>10,943円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	27,481,380円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	251,122,045円	分配準備積立金額	D	206,631,564円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	485,234,989円	当ファンドの期末残存口数	F	443,398,224口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,943円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>30,776,576円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>189,245,690円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>173,108,336円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>393,130,602円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>331,335,091口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>11,865円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	30,776,576円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	189,245,690円	分配準備積立金額	D	173,108,336円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	393,130,602円	当ファンドの期末残存口数	F	331,335,091口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	11,865円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	27,481,380円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																															
収益調整金額	C	251,122,045円																																															
分配準備積立金額	D	206,631,564円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	485,234,989円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	443,398,224口																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,943円																																															
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	30,776,576円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																															
収益調整金額	C	189,245,690円																																															
分配準備積立金額	D	173,108,336円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	393,130,602円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	331,335,091口																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	11,865円																																															

第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日			第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日		
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	443,398円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	331,335円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	93,976,373	198,960
親投資信託受益証券	—	—
合計	93,976,373	198,960

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
1口当たり純資産額	1.1078円	1.1998円
(1万口当たり純資産額)	(11,078円)	(11,998円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ バンクローン ファンド B - クラス Y (BRL)	100,994.71	388,829,658	
投資信託受益証券 合計		100,994.71	388,829,658	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	490,224	499,146	
親投資信託受益証券 合計		490,224	499,146	
合計		591,218.71	389,328,804	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,431,518	6,977,728
投資信託受益証券	719,836,743	724,375,506
親投資信託受益証券	860,512	860,512
未収入金	9,400,000	8,300,000
流動資産合計	734,528,773	740,513,746
資産合計	734,528,773	740,513,746
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	6,360,520	5,708,416
未払解約金	11,252	2,206,200
未払受託者報酬	19,897	19,264
未払委託者報酬	1,074,461	1,040,128
未払利息	-	4
その他未払費用	1,979	1,919
流動負債合計	7,468,109	8,975,931
負債合計	7,468,109	8,975,931
純資産の部		
元本等		
元本	1,272,104,197	1,141,683,334
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	545,043,533	410,145,519
（分配準備積立金）	21,099,935	32,343,091
元本等合計	727,060,664	731,537,815
純資産合計	727,060,664	731,537,815
負債純資産合計	734,528,773	740,513,746

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
営業収益		
受取配当金	43,127,033	54,304,326
受取利息	9	4
有価証券売買等損益	80,846,952	72,534,437
営業収益合計	123,973,994	126,838,767
営業費用		
支払利息	760	1,051
受託者報酬	121,713	120,884
委託者報酬	6,572,240	6,527,510
その他費用	12,107	12,030
営業費用合計	6,706,820	6,661,475
営業利益又は営業損失（ ）	117,267,174	120,177,292
経常利益又は経常損失（ ）	117,267,174	120,177,292
当期純利益又は当期純損失（ ）	117,267,174	120,177,292
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,316,441	1,584,805
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	747,706,378	545,043,533
剰余金増加額又は欠損金減少額	134,032,633	57,960,521
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	134,032,633	57,960,521
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,971,882	5,515,124
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,971,882	5,515,124
分配金	41,348,639	36,139,870
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	545,043,533	410,145,519

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
１．期首元本額	1,540,094,578円	1,272,104,197円
期中追加設定元本額	12,435,741円	13,560,418円
期中一部解約元本額	280,426,122円	143,981,281円
２．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	545,043,533円	410,145,519円
３．受益権の総数	1,272,104,197口	1,141,683,334口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日												
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。												
2.分配金の計算過程 第97期 令和 3年10月12日 令和 3年11月11日	2.分配金の計算過程 第103期 令和 4年 4月12日 令和 4年 5月11日												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>7,137,822円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,137,822円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>7,649,564円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,649,564円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	7,137,822円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	7,649,564円											

前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日			当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	91,943,725円	収益調整金額	C	76,758,662円
分配準備積立金額	D	27,316,243円	分配準備積立金額	D	20,993,738円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	126,397,790円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	105,401,964円
当ファンドの期末残存口数	F	1,521,808,251口	当ファンドの期末残存口数	F	1,267,514,979口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	830円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	831円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,609,041円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,337,574円
第98期 令和 3年11月12日 令和 3年12月13日			第104期 令和 4年 5月12日 令和 4年 6月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,548,740円	費用控除後の配当等収益額	A	8,765,942円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	86,639,941円	収益調整金額	C	74,761,018円
分配準備積立金額	D	25,259,297円	分配準備積立金額	D	21,688,218円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	117,447,978円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	105,215,178円
当ファンドの期末残存口数	F	1,433,545,639口	当ファンドの期末残存口数	F	1,234,052,294口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	819円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	852円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,167,728円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,170,261円
第99期 令和 3年12月14日 令和 4年 1月11日			第105期 令和 4年 6月14日 令和 4年 7月11日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,109,120円	費用控除後の配当等収益額	A	8,153,427円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	84,432,194円	収益調整金額	C	74,040,000円
分配準備積立金額	D	22,993,066円	分配準備積立金額	D	23,941,379円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	114,534,380円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	106,134,806円
当ファンドの期末残存口数	F	1,396,433,960口	当ファンドの期末残存口数	F	1,220,800,963口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	820円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	869円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,982,169円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,104,004円
第100期 令和 4年 1月12日 令和 4年 2月14日			第106期 令和 4年 7月12日 令和 4年 8月12日		
項目			項目		

前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日			当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日		
費用控除後の配当等収益額	A	6,028,563円	費用控除後の配当等収益額	A	8,511,292円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	81,065,070円	収益調整金額	C	72,312,677円
分配準備積立金額	D	22,162,052円	分配準備積立金額	D	25,315,901円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	109,255,685円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	106,139,870円
当ファンドの期末残存口数	F	1,340,275,938口	当ファンドの期末残存口数	F	1,191,438,188口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	815円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	890円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,701,379円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,957,190円
第101期 令和 4年 2月15日 令和 4年 3月11日			第107期 令和 4年 8月13日 令和 4年 9月12日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,739,115円	費用控除後の配当等収益額	A	9,012,427円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	78,993,065円	収益調整金額	C	71,211,710円
分配準備積立金額	D	20,905,004円	分配準備積立金額	D	27,380,190円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	105,637,184円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	107,604,327円
当ファンドの期末残存口数	F	1,305,560,552口	当ファンドの期末残存口数	F	1,172,485,100口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	809円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	917円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,527,802円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,862,425円
第102期 令和 4年 3月12日 令和 4年 4月11日			第108期 令和 4年 9月13日 令和 4年10月11日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,897,106円	費用控除後の配当等収益額	A	8,360,509円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	77,006,355円	収益調整金額	C	69,378,194円
分配準備積立金額	D	19,563,349円	分配準備積立金額	D	29,690,998円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	104,466,810円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	107,429,701円
当ファンドの期末残存口数	F	1,272,104,197口	当ファンドの期末残存口数	F	1,141,683,334口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	821円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	940円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,360,520円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,708,416円

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	(１) 有価証券	(１) 有価証券

区分	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	81,281,417	91,116
親投資信託受益証券	—	—
合計	81,281,417	91,116

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
1口当たり純資産額	0.5715円	0.6408円
(1万口当たり純資産額)	(5,715円)	(6,408円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位 : 円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ バンクローン ファンド B - クラス Y (M X N)	108,471.92	724,375,506	
投資信託受益証券 合計		108,471.92	724,375,506	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	845,131	860,512	
親投資信託受益証券 合計		845,131	860,512	
合計		953,602.92	725,236,018	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（年２回分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,727,065	3,016,370
投資信託受益証券	143,648,592	213,970,916
親投資信託受益証券	179,176	179,176
未収入金	28,100,000	-
流動資産合計	174,654,833	217,166,462
資産合計	174,654,833	217,166,462
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	111,489	140,481
未払解約金	27,742,085	2,036
未払受託者報酬	25,945	25,737
未払委託者報酬	1,401,051	1,389,563
未払利息	-	1
その他未払費用	2,195	2,175
流動負債合計	29,282,765	1,559,993
負債合計	29,282,765	1,559,993
純資産の部		
元本等		
元本	111,489,009	140,481,256
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	33,883,059	75,125,213
（分配準備積立金）	65,851,281	72,826,460
元本等合計	145,372,068	215,606,469
純資産合計	145,372,068	215,606,469
負債純資産合計	174,654,833	217,166,462

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
営業収益		
受取配当金	9,339,977	11,905,738
受取利息	-	1
有価証券売買等損益	18,033,348	14,916,586
営業収益合計	27,373,325	26,822,325
営業費用		
支払利息	70	609
受託者報酬	25,945	25,737
委託者報酬	1,401,051	1,389,563
その他費用	2,195	2,175
営業費用合計	1,429,261	1,418,084
営業利益又は営業損失（ ）	25,944,064	25,404,241
経常利益又は経常損失（ ）	25,944,064	25,404,241
当期純利益又は当期純損失（ ）	25,944,064	25,404,241
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	4,213,249	476,177
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	15,152,916	33,883,059
剰余金増加額又は欠損金減少額	81,591	18,577,630
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	81,591	18,577,630
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,970,774	2,123,059
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,970,774	2,123,059
分配金	111,489	140,481
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	33,883,059	75,125,213

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
１．期首元本額	138,037,174円	111,489,009円
期中追加設定元本額	470,334円	35,899,958円
期中一部解約元本額	27,018,499円	6,907,711円
２．受益権の総数	111,489,009口	140,481,256口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日																																																
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																																																
2.分配金の計算過程	2.分配金の計算過程																																																
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>7,413,502円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>21,133,022円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>58,549,268円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>87,095,792円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>111,489,009口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>7,812円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,413,502円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	21,133,022円	分配準備積立金額	D	58,549,268円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	87,095,792円	当ファンドの期末残存口数	F	111,489,009口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,812円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>11,121,101円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>50,360,614円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>61,845,840円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>123,327,555円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>140,481,256口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>8,778円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	11,121,101円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	50,360,614円	分配準備積立金額	D	61,845,840円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	123,327,555円	当ファンドの期末残存口数	F	140,481,256口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,778円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	7,413,502円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																															
収益調整金額	C	21,133,022円																																															
分配準備積立金額	D	58,549,268円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	87,095,792円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	111,489,009口																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,812円																																															
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	11,121,101円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																															
収益調整金額	C	50,360,614円																																															
分配準備積立金額	D	61,845,840円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	123,327,555円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	140,481,256口																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,778円																																															

第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日			第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日		
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	111,489円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	140,481円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	15,113,400	14,648,803
親投資信託受益証券	—	—
合計	15,113,400	14,648,803

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
1口当たり純資産額	1.3039円	1.5348円
(1万口当たり純資産額)	(13,039円)	(15,348円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ バンクローン ファンド B - クラス Y (M X N)	32,041.16	213,970,916	
投資信託受益証券 合計		32,041.16	213,970,916	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	175,974	179,176	
親投資信託受益証券 合計		175,974	179,176	
合計		208,015.16	214,150,092	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	20,610,350	7,300,438
投資信託受益証券	890,350,859	880,070,161
親投資信託受益証券	1,035,333	1,035,333
未収入金	17,000,000	9,200,000
流動資産合計	928,996,542	897,605,932
資産合計	928,996,542	897,605,932
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	15,444,117	7,634,745
未払解約金	12,636,175	31,308
未払受託者報酬	24,632	23,255
未払委託者報酬	1,330,152	1,255,783
未払利息	2	4
その他未払費用	2,454	2,317
流動負債合計	29,437,532	8,947,412
負債合計	29,437,532	8,947,412
純資産の部		
元本等		
元本	5,148,039,148	5,089,830,662
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,248,480,138	4,201,172,142
（分配準備積立金）	264,448,489	272,600,789
元本等合計	899,559,010	888,658,520
純資産合計	899,559,010	888,658,520
負債純資産合計	928,996,542	897,605,932

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
営業収益		
受取配当金	103,017,164	92,568,276
受取利息	6	6
有価証券売買等損益	476,909,885	25,348,974
営業収益合計	373,892,715	67,219,308
営業費用		
支払利息	1,376	1,242
受託者報酬	176,634	142,954
委託者報酬	9,538,294	7,719,571
その他費用	17,603	14,234
営業費用合計	9,733,907	7,878,001
営業利益又は営業損失（ ）	383,626,622	59,341,307
経常利益又は経常損失（ ）	383,626,622	59,341,307
当期純利益又は当期純損失（ ）	383,626,622	59,341,307
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	10,147,140	337,595
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,636,204,067	4,248,480,138
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,074,037,537	269,847,626
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,074,037,537	269,847,626
剰余金減少額又は欠損金増加額	213,198,018	220,466,808
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	213,198,018	220,466,808
分配金	99,636,108	61,751,724
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,248,480,138	4,201,172,142

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
１．期首元本額	6,212,578,957円	5,148,039,148円
期中追加設定元本額	263,113,048円	265,926,023円
期中一部解約元本額	1,327,652,857円	324,134,509円
２．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	4,248,480,138円	4,201,172,142円
３．受益権の総数	5,148,039,148口	5,089,830,662口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日												
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 第97期 令和 3年10月12日 令和 3年11月11日 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>26,407,905円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	26,407,905円	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 第103期 令和 4年 4月12日 令和 4年 5月11日 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>14,031,987円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	14,031,987円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	26,407,905円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	14,031,987円											

前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日			当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	419,942,880円	収益調整金額	C	375,331,819円
分配準備積立金額	D	331,350,307円	分配準備積立金額	D	261,981,205円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	777,701,092円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	651,345,011円
当ファンドの期末残存口数	F	6,075,178,672口	当ファンドの期末残存口数	F	5,188,978,701口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,280円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,255円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,225,536円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	15,566,936円
第98期 令和 3年11月12日 令和 3年12月13日			第104期 令和 4年 5月12日 令和 4年 6月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,240,433円	費用控除後の配当等収益額	A	13,994,629円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	404,998,901円	収益調整金額	C	374,702,010円
分配準備積立金額	D	324,669,433円	分配準備積立金額	D	256,824,030円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	746,908,767円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	645,520,669円
当ファンドの期末残存口数	F	5,836,758,462口	当ファンドの期末残存口数	F	5,154,203,684口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,279円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,252円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,510,275円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	15,462,611円
第99期 令和 3年12月14日 令和 4年 1月11日			第105期 令和 4年 6月14日 令和 4年 7月11日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,148,544円	費用控除後の配当等収益額	A	14,135,572円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	389,284,564円	収益調整金額	C	377,221,037円
分配準備積立金額	D	302,404,098円	分配準備積立金額	D	252,544,950円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	708,837,206円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	643,901,559円
当ファンドの期末残存口数	F	5,535,003,426口	当ファンドの期末残存口数	F	5,151,801,872口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,280円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,249円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	16,605,010円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,727,702円
第100期 令和 4年 1月12日 令和 4年 2月14日			第106期 令和 4年 7月12日 令和 4年 8月12日		
項目			項目		

前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日			当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日		
費用控除後の配当等収益額	A	5,492,503円	費用控除後の配当等収益額	A	14,721,615円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	380,642,707円	収益調整金額	C	376,486,569円
分配準備積立金額	D	290,990,371円	分配準備積立金額	D	256,524,648円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	677,125,581円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	647,732,832円
当ファンドの期末残存口数	F	5,370,221,210口	当ファンドの期末残存口数	F	5,126,193,953口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,260円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,263円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	16,110,663円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,689,290円
第101期 令和 4年 2月15日 令和 4年 3月11日			第107期 令和 4年 8月13日 令和 4年 9月12日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,583,231円	費用控除後の配当等収益額	A	15,180,833円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	373,282,648円	収益調整金額	C	376,494,212円
分配準備積立金額	D	272,545,386円	分配準備積立金額	D	261,979,980円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	660,411,265円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	653,655,025円
当ファンドの期末残存口数	F	5,246,835,977口	当ファンドの期末残存口数	F	5,113,626,789口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,258円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,278円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	15,740,507円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,670,440円
第102期 令和 4年 3月12日 令和 4年 4月11日			第108期 令和 4年 9月13日 令和 4年10月11日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,196,907円	費用控除後の配当等収益額	A	14,224,269円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	367,835,356円	収益調整金額	C	376,965,840円
分配準備積立金額	D	264,695,699円	分配準備積立金額	D	266,011,265円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	647,727,962円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	657,201,374円
当ファンドの期末残存口数	F	5,148,039,148口	当ファンドの期末残存口数	F	5,089,830,662口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,258円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,291円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	15,444,117円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,634,745円

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	(１) 有価証券	(１) 有価証券

区分	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	102,930,940	2,871,492
親投資信託受益証券	—	—
合計	102,930,940	2,871,492

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
1口当たり純資産額	0.1747円	0.1746円
(1万口当たり純資産額)	(1,747円)	(1,746円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ バンクローン ファンド B - クラス Y (TRY)	600,730.48	880,070,161	
投資信託受益証券 合計		600,730.48	880,070,161	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	1,016,827	1,035,333	
親投資信託受益証券 合計		1,016,827	1,035,333	
合計		1,617,557.48	881,105,494	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ 米国バンクロンファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（年２回分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,163,170	2,234,477
投資信託受益証券	160,503,004	134,773,269
親投資信託受益証券	217,395	127,395
流動資産合計	163,883,569	137,135,141
資産合計	163,883,569	137,135,141
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2	12
未払受託者報酬	35,613	22,468
未払委託者報酬	1,923,074	1,213,384
未払利息	-	1
その他未払費用	3,018	1,894
流動負債合計	1,961,707	1,237,759
負債合計	1,961,707	1,237,759
純資産の部		
元本等		
元本	279,339,892	218,438,297
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	117,418,030	82,540,915
（分配準備積立金）	178,585,925	150,551,699
元本等合計	161,921,862	135,897,382
純資産合計	161,921,862	135,897,382
負債純資産合計	163,883,569	137,135,141

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
営業収益		
受取配当金	20,139,049	14,273,656
受取利息	11	1
有価証券売買等損益	95,924,808	5,503,391
営業収益合計	75,785,748	8,770,266
営業費用		
支払利息	236	223
受託者報酬	35,613	22,468
委託者報酬	1,923,074	1,213,384
その他費用	3,018	1,894
営業費用合計	1,961,941	1,237,969
営業利益又は営業損失（ ）	77,747,689	7,532,297
経常利益又は経常損失（ ）	77,747,689	7,532,297
当期純利益又は当期純損失（ ）	77,747,689	7,532,297
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	27,314,846	1,734,651
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	102,094,606	117,418,030
剰余金増加額又は欠損金減少額	35,495,503	26,587,493
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	35,495,503	26,587,493
剰余金減少額又は欠損金増加額	386,084	977,326
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	386,084	977,326
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	117,418,030	82,540,915

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
１．期首元本額	426,632,642円	279,339,892円
期中追加設定元本額	835,658円	2,349,904円
期中一部解約元本額	148,128,408円	63,251,499円
２．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	117,418,030円	82,540,915円
３．受益権の総数	279,339,892口	218,438,297口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日																														
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																														
2.分配金の計算過程	2.分配金の計算過程																														
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>14,351,256円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>127,702,684円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>164,234,669円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	14,351,256円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	127,702,684円	分配準備積立金額	D	164,234,669円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>12,337,525円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>101,341,703円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>138,214,174円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	12,337,525円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	101,341,703円	分配準備積立金額	D	138,214,174円
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	14,351,256円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																													
収益調整金額	C	127,702,684円																													
分配準備積立金額	D	164,234,669円																													
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	12,337,525円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																													
収益調整金額	C	101,341,703円																													
分配準備積立金額	D	138,214,174円																													

第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日			第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	306,288,609円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	251,893,402円
当ファンドの期末残存口数	F	279,339,892口	当ファンドの期末残存口数	F	218,438,297口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,964円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	11,531円
1万口当たり分配金額	H	—円	1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

区分	第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	64,032,525	3,032,804
親投資信託受益証券	1	1
合計	64,032,526	3,032,805

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
1口当たり純資産額	0.5797円	0.6221円
(1万口当たり純資産額)	(5,797円)	(6,221円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表
(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ バンクローン ファンド B - クラス Y (T R Y)	91,995.4	134,773,269	
投資信託受益証券 合計		91,995.4	134,773,269	

親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	125,118	127,395	
親投資信託受益証券 合計		125,118	127,395	
合計		217,113.4	134,900,664	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜ロシアルーブルコース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	49,218,810	55,649,781
投資信託受益証券	3,438,318,382	2,671,367,023
親投資信託受益証券	2,947,820	2,947,820
流動資産合計	3,490,485,012	2,729,964,624
資産合計	3,490,485,012	2,729,964,624
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	5,292,864
未払解約金	-	35,361,055
未払受託者報酬	73,392	73,796
未払委託者報酬	3,963,191	3,984,885
未払利息	7	36
その他未払費用	7,329	7,369
流動負債合計	4,043,919	44,720,005
負債合計	4,043,919	44,720,005
純資産の部		
元本等		
元本	10,873,902,902	5,292,864,902
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	7,387,461,809	2,607,620,283
（分配準備積立金）	65,714,807	235,850,852
元本等合計	3,486,441,093	2,685,244,619
純資産合計	3,486,441,093	2,685,244,619
負債純資産合計	3,490,485,012	2,729,964,624

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
営業収益		
受取配当金	211,615,518	74,426,621
受取利息	45	43
有価証券売買等損益	175,618,628	1,268,722,020
その他収益	-	665,154
営業収益合計	387,234,191	1,343,813,838
営業費用		
支払利息	4,069	10,540
受託者報酬	558,950	473,252
委託者報酬	30,183,436	25,555,186
その他費用	55,833	47,263
営業費用合計	30,802,288	26,086,241
営業利益又は営業損失（ ）	356,431,903	1,317,727,597
経常利益又は経常損失（ ）	356,431,903	1,317,727,597
当期純利益又は当期純損失（ ）	356,431,903	1,317,727,597
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	52,228,543	72,842,136
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	9,735,755,695	7,387,461,809
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,146,604,559	4,174,922,025
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,146,604,559	4,174,922,025
剰余金減少額又は欠損金増加額	81,460,185	579,040,299
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	81,460,185	579,040,299
分配金	125,510,934	60,925,661
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	7,387,461,809	2,607,620,283

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
１．期首元本額	13,779,022,497円	10,873,902,902円
期中追加設定元本額	114,718,717円	1,079,287,992円
期中一部解約元本額	3,019,838,312円	6,660,325,992円
２．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	7,387,461,809円	2,607,620,283円
３．受益権の総数	10,873,902,902口	5,292,864,902口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日																		
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 第97期 令和 3年10月12日 令和 3年11月11日 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>42,839,030円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	42,839,030円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 第103期 令和 4年 4月12日 令和 4年 5月11日 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>14,518,960円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	14,518,960円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	42,839,030円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	14,518,960円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																	

収益調整金額	C	1,016,980,497円
分配準備積立金額	D	7,293,357円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,067,112,884円
当ファンドの期末残存口数	F	13,259,153,954口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	804円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	33,147,884円

第98期

令和 3年11月12日

令和 3年12月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	36,426,923円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	983,312,753円
分配準備積立金額	D	16,393,470円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,036,133,146円
当ファンドの期末残存口数	F	12,819,837,681口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	808円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	32,049,594円

第99期

令和 3年12月14日

令和 4年 1月11日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	35,423,659円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	943,410,333円
分配準備積立金額	D	19,891,910円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	998,725,902円
当ファンドの期末残存口数	F	12,299,156,148口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	812円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	30,747,890円

第100期

令和 4年 1月12日

令和 4年 2月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	33,450,769円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	907,179,506円
分配準備積立金額	D	23,575,127円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	964,205,402円
当ファンドの期末残存口数	F	11,826,226,647口

収益調整金額	C	600,680,822円
分配準備積立金額	D	47,261,079円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	662,460,861円
当ファンドの期末残存口数	F	7,829,416,551口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	846円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	19,573,541円

第104期

令和 4年 5月12日

令和 4年 6月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	12,658,213円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	517,209,880円
分配準備積立金額	D	35,760,624円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	565,628,717円
当ファンドの期末残存口数	F	6,734,132,656口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	839円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	16,835,331円

第105期

令和 4年 6月14日

令和 4年 7月11日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,265,936円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	503,466,899円
分配準備積立金額	D	29,798,496円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	541,531,331円
当ファンドの期末残存口数	F	6,543,278,633口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	827円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,543,278円

第106期

令和 4年 7月12日

令和 4年 8月12日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	12,097,758円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	501,266,778円
分配準備積立金額	D	29,013,123円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	542,377,659円
当ファンドの期末残存口数	F	6,485,589,206口

1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	815円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	29,565,566円

第101期

令和 4年 2月15日

令和 4年 3月11日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	20,050,792円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	834,174,696円
分配準備積立金額	D	25,206,211円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	879,431,699円
当ファンドの期末残存口数	F	10,873,902,902口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	808円
1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

第102期

令和 4年 3月12日

令和 4年 4月11日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	20,457,804円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	834,174,696円
分配準備積立金額	D	45,257,003円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	899,889,503円
当ファンドの期末残存口数	F	10,873,902,902口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	827円
1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	836円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,485,589円

第107期

令和 4年 8月13日

令和 4年 9月12日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,481,230円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	215,626,562円
収益調整金額	C	479,547,029円
分配準備積立金額	D	32,344,821円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	738,999,642円
当ファンドの期末残存口数	F	6,195,058,793口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,192円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,195,058円

第108期

令和 4年 9月13日

令和 4年10月11日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,412,378円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	21,076,190円
収益調整金額	C	415,428,068円
分配準備積立金額	D	210,655,148円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	656,571,784円
当ファンドの期末残存口数	F	5,292,864,902口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,240円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,292,864円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左

3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
---------------------------	--	----

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	1,507,715,990	24,245,690
親投資信託受益証券	1	—
合計	1,507,715,989	24,245,690

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 4年 4月11日現在]	当期 [令和 4年10月11日現在]
1口当たり純資産額	0.3206円	0.5073円
(1万口当たり純資産額)	(3,206円)	(5,073円)

（追加情報）

前期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	当期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
当ファンドが投資する外国投資信託「ピムコ バミューダ バンクローン ファンド B - クラス Y (R U B)」は、米ドル売り / ロシアループル買いの為替取引を行います。為替取引には、外国為替予約取引及び直物為替先渡取引 (NDF) 等を活用しております。令和 4年 2月24日に発生したロシアのウクライナ侵攻による当ファンドへの影響は以下の通りです。 ロシアが、令和 4年 2月24日に首都キーウを含むウクライナ国内の複数の都市への軍事侵攻に踏み切って以降、期末日時点においてロシア軍とウクライナ軍の戦闘が続いております。 当ファンドは今般のロシア情勢緊迫化によるNDFマーケットの流動性の枯渇が顕在化したため、令和 4年 3月 2日から設定・解約の申込み受付を停止いたしました。期末日時点においても当該取り扱いを継続しておりましたが、NDFマーケットの流動性の改善により令和 4年 4月12日より設定・解約の申込み受付を再開しております。 今後、市場の流動性に変化があれば、状況を総合的に判断の上、設定・解約の申込み受付を再び停止させる可能性もあります。	—

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ バンクローン ファンド B - クラス Y (R U B)	402,314.31	2,671,367,023	
投資信託受益証券 合計		402,314.31	2,671,367,023	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	2,895,129	2,947,820	
親投資信託受益証券 合計		2,895,129	2,947,820	
合計		3,297,443.31	2,674,314,843	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜ロシアルーブルコース＞（年２回分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,074,474	19,480,343
投資信託受益証券	347,123,975	199,706,437
親投資信託受益証券	352,223	212,223
未収入金	-	2,400,000
流動資産合計	353,550,672	221,799,003
資産合計	353,550,672	221,799,003
負債の部		
流動負債		
未払金	-	1,300,000
未払解約金	-	14,146,301
未払受託者報酬	53,294	28,613
未払委託者報酬	2,877,816	1,545,077
未払利息	-	12
その他未払費用	4,566	2,416
流動負債合計	2,935,676	17,022,419
負債合計	2,935,676	17,022,419
純資産の部		
元本等		
元本	299,427,851	108,289,509
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	51,187,145	96,487,075
（分配準備積立金）	163,582,879	22,491,068
元本等合計	350,614,996	204,776,584
純資産合計	350,614,996	204,776,584
負債純資産合計	353,550,672	221,799,003

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
営業収益		
受取配当金	20,214,659	4,274,923
受取利息	6	11
有価証券売買等損益	21,411,452	54,907,539
営業収益合計	41,626,117	59,182,473
営業費用		
支払利息	343	1,796
受託者報酬	53,294	28,613
委託者報酬	2,877,816	1,545,077
その他費用	4,566	2,416
営業費用合計	2,936,019	1,577,902
営業利益又は営業損失（ ）	38,690,098	57,604,571
経常利益又は経常損失（ ）	38,690,098	57,604,571
当期純利益又は当期純損失（ ）	38,690,098	57,604,571
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,698,170	37,935,958
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	12,007,824	51,187,145
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	146,671,675
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	146,671,675
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,208,947	121,040,358
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,049,373	121,040,358
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	159,574	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	51,187,145	96,487,075

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
１．期首元本額	358,169,302円	299,427,851円
期中追加設定元本額	2,238,468円	242,032,264円
期中一部解約元本額	60,979,919円	433,170,606円
２．受益権の総数	299,427,851口	108,289,509口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日																																																						
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の67以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																																																						
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程																																																						
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>17,602,323円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>150,459,674円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>145,980,556円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>314,042,553円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>299,427,851口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>10,488円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>—円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	17,602,323円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	150,459,674円	分配準備積立金額	D	145,980,556円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	314,042,553円	当ファンドの期末残存口数	F	299,427,851口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,488円	1万口当たり分配金額	H	—円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>2,043,116円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>14,104,082円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>109,504,393円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>6,343,870円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>131,995,461円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>108,289,509口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>12,189円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>—円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,043,116円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	14,104,082円	収益調整金額	C	109,504,393円	分配準備積立金額	D	6,343,870円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	131,995,461円	当ファンドの期末残存口数	F	108,289,509口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	12,189円	1万口当たり分配金額	H	—円
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	17,602,323円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																					
収益調整金額	C	150,459,674円																																																					
分配準備積立金額	D	145,980,556円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	314,042,553円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	299,427,851口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,488円																																																					
1万口当たり分配金額	H	—円																																																					
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	2,043,116円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	14,104,082円																																																					
収益調整金額	C	109,504,393円																																																					
分配準備積立金額	D	6,343,870円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	131,995,461円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	108,289,509口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	12,189円																																																					
1万口当たり分配金額	H	—円																																																					

収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円
---------	--------------	----	---------	--------------	----

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
----	---------------------------	---------------------------

1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	25,755,808	25,370,838
親投資信託受益証券	—	1
合計	25,755,808	25,370,837

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
1口当たり純資産額	1.1709円	1.8910円
(1万口当たり純資産額)	(11,709円)	(18,910円)

（追加情報）

第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
当ファンドが投資する外国投資信託「ピムコ バミューダバンクローン ファンド B - クラス Y (RUB)」は、米ドル売り / ロシアループル買いの為替取引を行います。為替取引には、外国為替予約取引及び直物為替先渡取引（NDF）等を活用しております。令和 4年 2月24日に発生したロシアのウクライナ侵攻による当ファンドへの影響は以下の通りです。 ロシアが、令和 4年 2月24日に首都キーウを含むウクライナ国内の複数の都市への軍事侵攻に踏み切って以降、期末日時点においてロシア軍とウクライナ軍の戦闘が続いております。 当ファンドは今般のロシア情勢緊迫化によるNDFマーケットの流動性の枯渇が顕在化したため、令和 4年 3月 2日から設定・解約の申込み受付を停止いたしました。期末日時点においても当該取り扱いを継続しておりましたが、NDFマーケットの流動性の改善により令和 4年 4月12日より設定・解約の申込み受付を再開しております。 今後、市場の流動性に変化があれば、状況を総合的に判断の上、設定・解約の申込み受付を再び停止させる可能性もあります。	—

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
-----	-----	----	-----	----

投資信託受益証券	ピムコ バミューダ バンクローン ファンド B - クラス Y (R U B)	30,076.27	199,706,437	
投資信託受益証券 合計		30,076.27	199,706,437	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	208,430	212,223	
親投資信託受益証券 合計		208,430	212,223	
合計		238,506.27	199,918,660	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンドＡ＞】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	101,707	161,447
親投資信託受益証券	39,485,757	63,127,556
未収入金	10	23
流動資産合計	39,587,474	63,289,026
資産合計	39,587,474	63,289,026
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	861	991
未払委託者報酬	1,887	2,263
その他未払費用	54	107
流動負債合計	2,802	3,361
負債合計	2,802	3,361
純資産の部		
元本等		
元本	39,793,951	63,624,701
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	209,279	339,036
元本等合計	39,584,672	63,285,665
純資産合計	39,584,672	63,285,665
負債純資産合計	39,587,474	63,289,026

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
営業収益		
受取利息	2	-
有価証券売買等損益	47	37
営業収益合計	45	37
営業費用		
支払利息	1	53
受託者報酬	861	991
委託者報酬	1,887	2,263
その他費用	54	107
営業費用合計	2,803	3,414
営業利益又は営業損失（ ）	2,848	3,451
経常利益又は経常損失（ ）	2,848	3,451
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,848	3,451
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	175	284
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	280,688	209,279
剰余金増加額又は欠損金減少額	79,436	61,422
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	79,436	61,422
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,354	188,012
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,354	188,012
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	209,279	339,036

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
１．期首元本額	54,063,867円	39,793,951円
期中追加設定元本額	1,029,385円	35,473,166円
期中一部解約元本額	15,299,301円	11,642,416円
２．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	209,279円	339,036円
３．受益権の総数	39,793,951口	63,624,701口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>—円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>151,990円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>—円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>151,990円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>39,793,951口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>38円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>—円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	151,990円	分配準備積立金額	D	—円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	151,990円	当ファンドの期末残存口数	F	39,793,951口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	38円	1万口当たり分配金額	H	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>—円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>243,003円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>—円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>243,003円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>63,624,701口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>38円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>—円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	243,003円	分配準備積立金額	D	—円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	243,003円	当ファンドの期末残存口数	F	63,624,701口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	38円	1万口当たり分配金額	H	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	—円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																											
収益調整金額	C	151,990円																																																											
分配準備積立金額	D	—円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	151,990円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	39,793,951口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	38円																																																											
1万口当たり分配金額	H	—円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	—円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																											
収益調整金額	C	243,003円																																																											
分配準備積立金額	D	—円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	243,003円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	63,624,701口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	38円																																																											
1万口当たり分配金額	H	—円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円																																																											

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品

区分	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	3,877	6,198
合計	3,877	6,198

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
1口当たり純資産額	0.9947円	0.9947円
(1万口当たり純資産額)	(9,947円)	(9,947円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	61,999,172	63,127,556	
合計		61,999,172	63,127,556	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンドＢ＞】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,487	3,486
親投資信託受益証券	1,379,892	1,379,863
流動資産合計	1,383,379	1,383,349
資産合計	1,383,379	1,383,349
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	4	6
未払委託者報酬	25	21
流動負債合計	29	27
負債合計	29	27
純資産の部		
元本等		
元本	1,383,750	1,383,750
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	400	428
（分配準備積立金）	22	22
元本等合計	1,383,350	1,383,322
純資産合計	1,383,350	1,383,322
負債純資産合計	1,383,379	1,383,349

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
営業収益		
有価証券売買等損益	-	1
営業収益合計	-	1
営業費用		
支払利息	2	-
受託者報酬	4	6
委託者報酬	25	21
営業費用合計	31	27
営業利益又は営業損失（ ）	31	28
経常利益又は経常損失（ ）	31	28
当期純利益又は当期純損失（ ）	31	28
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	33	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	369	400
剰余金増加額又は欠損金減少額	981	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	981	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,014	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,014	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	400	428

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
１．期首元本額	1,383,750円	1,383,750円
期中追加設定元本額	3,379,951円	—円
期中一部解約元本額	3,379,951円	—円
２．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	400円	428円
３．受益権の総数	1,383,750口	1,383,750口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>—円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>3,743円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>22円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>3,765円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,383,750口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>27円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>—円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	3,743円	分配準備積立金額	D	22円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,765円	当ファンドの期末残存口数	F	1,383,750口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	27円	1万口当たり分配金額	H	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>—円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>3,743円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>22円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>3,765円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,383,750口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>27円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>—円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	3,743円	分配準備積立金額	D	22円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,765円	当ファンドの期末残存口数	F	1,383,750口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	27円	1万口当たり分配金額	H	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	—円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																											
収益調整金額	C	3,743円																																																											
分配準備積立金額	D	22円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,765円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,383,750口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	27円																																																											
1万口当たり分配金額	H	—円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	—円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																											
収益調整金額	C	3,743円																																																											
分配準備積立金額	D	22円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,765円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,383,750口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	27円																																																											
1万口当たり分配金額	H	—円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円																																																											

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	第17期 自 令和 3年10月12日 至 令和 4年 4月11日	第18期 自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品

区分	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	1	1
合計	1	1

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第17期 [令和 4年 4月11日現在]	第18期 [令和 4年10月11日現在]
1口当たり純資産額	0.9997円	0.9997円
(1万口当たり純資産額)	(9,997円)	(9,997円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	1,355,199	1,379,863	
合 計		1,355,199	1,379,863	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・マーケット・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和 4年10月11日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	583,751,227
現先取引勘定	2,999,992,971
流動資産合計	3,583,744,198
資産合計	3,583,744,198
負債の部	
流動負債	
未払解約金	4,871,597
未払利息	378
流動負債合計	4,871,975
負債合計	4,871,975
純資産の部	
元本等	
元本	3,515,006,618

[令和 4年10月11日現在]

剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	63,865,605
元本等合計	3,578,872,223
純資産合計	3,578,872,223
負債純資産合計	3,583,744,198

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 4年10月11日現在]
1. 期首	令和 4年 4月12日
期首元本額	1,745,690,503円
期中追加設定元本額	2,920,778,031円
期中一部解約元本額	1,151,461,916円
元本の内訳	
三菱ＵＦＪ ＤＣ金利連動アロケーション型バランスファンド	521,916,217円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> （毎月分配型）	2,210,674円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> （毎月分配型）	2,590,474円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> （毎月分配型）	111,354円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> （毎月分配型）	9,893,887円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース> （毎月分配型）	24,765,135円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース> （毎月分配型）	282,290円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> （毎月分配型）	1,074,934円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンド>	44,018,899円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース> （毎月分配型）	89,620円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース> （毎月分配型）	669,935円

	[令和 4年10月11日現在]
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）	212,322円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド（毎月分配型）	6,895,341円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド（毎月分配型）	1,378,553円
PIMCO ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	5,548,198円
PIMCO ニューワールドインカムファンド＜ブラジルリアルコース＞（毎月分配型）	74,308円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）	3,857,128円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）	1,339,040円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	1,145,161円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルリアルコース＞（毎月分配型）	16,341,949円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）	629,892円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜アジアバスケット通貨コース＞（毎月分配型）	416,840円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜マネーボールファンド＞	71,491,430円
三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド ユーロ円プレミアム（毎月分配型）	7,489,236円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジあり）	2,515,903円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジなし）	4,289,171円
PIMCO ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）	4,489,124円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド（年2回分配型）	11,006円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド（年2回分配型）	60,179円
PIMCO ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（年2回分配型）	50,114円
PIMCO ニューワールドインカムファンド＜ブラジルリアルコース＞（年2回分配型）	20,635円
PIMCO ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（年2回分配型）	278,281円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）	665,580円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）	1,149,232円
三菱ＵＦＪ 米国高配当株式プラス＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）	491,449円
三菱ＵＦＪ 米国高配当株式プラス＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	9,828,976円

	[令和 4年10月11日現在]
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>（毎月分配型）	2,119,621円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>（年2回分配型）	132,542円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型>（毎月決算型）	1,936,118円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型>（年1回決算型）	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし>（年1回決算型）	9,829円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース>（毎月分配型）	2,007,890円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（毎月分配型）	7,196,270円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>（毎月分配型）	1,491,640円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>（毎月分配型）	3,517,041円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース>（毎月分配型）	845,131円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>（毎月分配型）	1,016,827円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース>（毎月分配型）	2,895,129円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース>（年2回分配型）	870,254円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（年2回分配型）	2,664,317円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>（年2回分配型）	215,434円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>（年2回分配型）	490,224円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース>（年2回分配型）	175,974円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>（年2回分配型）	125,118円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース>（年2回分配型）	208,430円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンドA>	61,999,172円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンドB>	1,355,199円
三菱ＵＦＪ / ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型>（毎月決算型）	2,178,993円
三菱ＵＦＪ / ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）	5,411,821円

	[令和 4年10月11日現在]
三菱ＵＦＪノピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型>（年１回決算型）	1,020,693円
三菱ＵＦＪノピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし>（年１回決算型）	2,065,331円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Ｃコース（為替ヘッジなし）（年１回決算型）	521,457円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Ｄコース（為替ヘッジあり）（年１回決算型）	217,015円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり>（毎月分配型）	1,628,892円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし>（毎月分配型）	5,812,610円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり>（毎月決算型）	3,545,187円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし>（毎月決算型）	8,124,755円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり>（年１回決算型）	2,990,177円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし>（年１回決算型）	3,377,211円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム>（毎月分配型）	5,541,524円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム>（年２回分配型）	2,711,846円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム>（毎月分配型）	8,067,104円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム>（年２回分配型）	3,319,056円
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース>（毎月分配型）	13,122,469円
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース>（年２回分配型）	1,616,484円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム（毎月分配型）	4,433,586円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム（年２回分配型）	1,171,788円
PIMCO 米国バンクローンファンド<円インカム>（毎月分配型）	10,787円
PIMCO 米国バンクローンファンド<円インカム>（年２回分配型）	10,795円
PIMCO 米国バンクローンファンド<米ドルインカム>（毎月分配型）	511,609円
PIMCO 米国バンクローンファンド<米ドルインカム>（年２回分配型）	177,761円
PIMCO 米国バンクローンファンド<世界通貨分散コース>（毎月分配型）	368,276円
PIMCO 米国バンクローンファンド<世界通貨分散コース>（年２回分配型）	89,371円
三菱ＵＦＪ Ｊリート不動産株ファンド<米ドル投資型>（３ヵ月決算型）	3,063,931円
三菱ＵＦＪ Ｊリート不動産株ファンド<Ｗプレミアム>（毎月決算型）	6,324,266円

	[令和 4年10月11日現在]
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）	1,479,492,020円
マクロ・トータル・リターン・ファンド	9,820円
米国バンクロンファンド＜為替ヘッジあり＞（資産成長型）	89,287円
米国バンクロンファンド＜為替ヘッジなし＞（資産成長型）	138,420円
テンブルトン新興国小型株ファンド	49,097円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜限定為替ヘッジあり＞（毎月決算型）	1,453,944円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜限定為替ヘッジあり＞（年2回決算型）	6,675,966円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	5,990,990円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜為替ヘッジなし＞（年2回決算型）	9,376,245円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジあり）（年1回決算型）	169,198円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジなし）（年1回決算型）	87,384円
わたしの未来設計＜安定重視型＞（分配コース）	9,820円
わたしの未来設計＜安定重視型＞（分配抑制コース）	9,820円
わたしの未来設計＜成長重視型＞（分配コース）	9,820円
わたしの未来設計＜成長重視型＞（分配抑制コース）	9,820円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821円
グローバル・インカム・フルコース（為替リスク軽減型）	983円
グローバル・インカム・フルコース（為替ヘッジなし）	983円
＜DC＞ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821円
ベイリー・ギフォード インパクト投資ファンド	9,821円
＜DC＞ベイリー・ギフォード ESG世界株ファンド	9,822円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド（予想分配金提示型）	9,822円
ベイリー・ギフォード インパクト投資ファンド（予想分配金提示型）	9,822円
米国株式トレンド・ウォッチ戦略ファンド	983円
三菱UFJ インド債券オープン（毎月決算型）	39,351円
三菱UFJ バランス・イノベーション（新興国投資型）	982,125,320円
三菱UFJ /マッコーリー オーストラリアREITファンド＜Wプレミアム＞（毎月決算型）	11,293,333円
マネーブルファンド（FOFs用）（適格機関投資家限定）	9,874,791円
ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）	11,784,347円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース（為替ヘッジなし）	6,887,212円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース（為替ヘッジあり）	5,484,593円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	5,038,306円
三菱UFJ ＜DC＞ターゲット・イヤー ファンド 2030	51,826,756円

	[令和 4年10月11日現在]
合計	3,515,006,618円
2. 受益権の総数	3,515,006,618口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 4年 4月12日 至 令和 4年10月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4年10月11日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 4年10月11日現在]
1口当たり純資産額	1.0182円
(1万口当たり純資産額)	(10,182円)

附属明細表

第 1 有価証券明細表
(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産総額	2,041,583,536
負債総額	4,127,116
純資産総額（ - ）	2,037,456,420
発行済口数	2,953,337,996口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.6899
（10,000口当たり）	（6,899）

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（年２回分配型）】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産総額	893,759,016
負債総額	888,410
純資産総額（ - ）	892,870,606
発行済口数	900,755,430口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.9912
（10,000口当たり）	（9,912）

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産総額	6,330,984,878
負債総額	7,863,845
純資産総額（ - ）	6,323,121,033
発行済口数	6,087,456,262口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.0387
（10,000口当たり）	（10,387）

【三菱ＵＦＪ 米国バンクロンファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（年２回分配型）】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産総額	1,990,530,068
負債総額	10,553,108
純資産総額（ - ）	1,979,976,960
発行済口数	1,191,012,101口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.6624
（10,000口当たり）	（16,624）

【三菱ＵＦＪ 米国バンクロンファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産総額	1,362,305,854
負債総額	1,343,381
純資産総額（ - ）	1,360,962,473
発行済口数	1,951,158,869口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.6975
（10,000口当たり）	（6,975）

【三菱ＵＦＪ 米国バンクロンファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（年２回分配型）】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産総額	169,615,652
負債総額	166,843
純資産総額（ - ）	169,448,809
発行済口数	148,548,061口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.1407
（10,000口当たり）	（11,407）

【三菱ＵＦＪ 米国バンクロンファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルリアルコース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産総額	2,648,096,604
負債総額	3,683,393
純資産総額（ - ）	2,644,413,211
発行済口数	6,565,012,730口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.4028
（10,000口当たり）	（4,028）

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルリアルコース＞（年2回分配型）】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産総額	362,941,979
負債総額	383,123
純資産総額（ - ）	362,558,856
発行済口数	304,417,628口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.1910
（10,000口当たり）	（11,910）

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産総額	749,144,246
負債総額	1,232,009
純資産総額（ - ）	747,912,237
発行済口数	1,140,262,427口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.6559
（10,000口当たり）	（6,559）

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（年2回分配型）】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産総額	223,429,950
負債総額	2,213,759
純資産総額（ - ）	221,216,191
発行済口数	140,804,176口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.5711
（10,000口当たり）	（15,711）

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産総額	920,692,053
負債総額	943,382
純資産総額（ - ）	919,748,671
発行済口数	5,074,628,748口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.1812
（10,000口当たり）	（1,812）

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（年2回分配型）】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産総額	140,830,061
負債総額	336,724
純資産総額（ - ）	140,493,337
発行済口数	217,507,095口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.6459
（10,000口当たり）	（6,459）

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜ロシアルーブルコース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産総額	3,023,089,308
負債総額	16,962,108
純資産総額（ - ）	3,006,127,200
発行済口数	5,450,025,317口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.5516
（10,000口当たり）	（5,516）

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜ロシアルーブルコース＞（年２回分配型）】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産総額	265,873,351
負債総額	24,257,595
純資産総額（ - ）	241,615,756
発行済口数	117,540,631口
1口当たり純資産価額（ / ）	2.0556
（10,000口当たり）	（20,556）

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンドＡ＞】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産総額	63,285,661
負債総額	386
純資産総額（ - ）	63,285,275
発行済口数	63,624,701口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.9947
（10,000口当たり）	（9,947）

【三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンドＢ＞】

【純資産額計算書】

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産総額	1,383,322
負債総額	3
純資産総額（ - ）	1,383,319
発行済口数	1,383,750口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.9997
（ 10,000口当たり ）	（ 9,997 ）

（参考）

マネー・マーケット・マザーファンド

純資産額計算書

令和 4年10月31日現在

（単位：円）

資産総額	3,588,252,071
負債総額	1,303
純資産総額（ - ）	3,588,250,768
発行済口数	3,524,236,998口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.0182
（ 10,000口当たり ）	（ 10,182 ）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2022年10月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年10月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	900	22,513,595
追加型公社債投資信託	16	1,367,829
単位型株式投資信託	92	426,822
単位型公社債投資信託	51	124,127
合 計	1,059	24,432,373

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度に係る中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)		第37期 (令和4年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	56,803,388	2	51,593,362
有価証券		2,001		293,326
前払費用		598,135		645,109
未収入金		31,359		61,092
未収委託者報酬		13,216,357		15,750,264
未収収益	2	662,230	2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	548,902	1	391,042
器具備品	1	1,435,369	1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768
投資その他の資産				
投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	1	814,684	1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418

未払手数料	2	5,200,810	2	6,423,139
その他未払金	2	4,412,521	2	4,565,457
未払費用	2	4,755,909	2	4,328,968
未払消費税等		752,617		1,112,923
未払法人税等		873,027		769,692
賞与引当金		933,381		942,287
役員賞与引当金		160,710		149,028
その他		691,143		5,517
流動負債合計		18,606,476		19,066,990
固定負債				
長期未払金		21,600		10,800
退職給付引当金		1,145,514		1,246,300
役員退職慰労引当金		117,938		117,938
時効後支払損引当金		245,426		250,214
固定負債合計		1,530,479		1,625,252
負債合計		20,136,956		20,692,243
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		2,000,131		2,000,131
資本剰余金				
資本準備金		3,572,096		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712		44,732,712
利益剰余金				
利益準備金		342,589		342,589
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998,000		6,998,000
繰越利益剰余金		26,951,289		29,000,498
利益剰余金合計		34,291,879		36,341,088
株主資本合計		81,024,723		83,073,932

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
営業収益合計	70,429,306	82,702,582
営業費用		
支払手数料	2 26,689,896	2 31,644,834
広告宣伝費	668,150	720,785
公告費	250	500
調査費		
調査費	2,077,942	2,430,158
委託調査費	12,035,954	14,557,009
事務委託費	798,528	1,450,062
営業雑経費		
通信費	296,490	138,868
印刷費	378,180	379,428
協会費	51,841	49,590
諸会費	16,613	17,729
事務機器関連費	1,977,769	2,172,978
その他営業雑経費	8,391	649
営業費用合計	45,000,009	53,562,596
一般管理費		
給料		
役員報酬	352,879	414,260
給料・手当	6,461,546	6,496,233
賞与引当金繰入	933,381	942,287
役員賞与引当金繰入	160,710	149,028
福利厚生費	1,272,568	1,282,310
交際費	2,721	4,874
旅費交通費	22,768	21,698
租税公課	402,939	430,233
不動産賃借料	666,331	724,961
退職給付費用	481,135	494,615
役員退職慰労引当金繰入	11,763	-
固定資産減価償却費	1,358,911	2,249,287
諸経費	413,538	379,054
一般管理費合計	12,541,193	13,588,846
営業利益	12,888,103	15,551,139

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	170,807	243,133
受取利息	2 2,726	2 7,408

投資有価証券償還益		81,557		1,089,101
収益分配金等時効完成分		275,835		137,485
受取賃貸料	2	65,808	2	65,808
その他		12,504		36,211
営業外収益合計		609,239		1,579,148
営業外費用				
投資有価証券償還損		95,946		3,074
時効後支払損引当金繰入		16,395		16,548
事務過誤費		-		76,076
賃貸関連費用		13,472		15,780
その他		2,932		7,585
営業外費用合計		128,747		119,066
経常利益		13,368,595		17,011,221
特別利益				
投資有価証券売却益		2,007,655		605,706
特別利益合計		2,007,655		605,706
特別損失				
投資有価証券売却損		51,737		28,188
投資有価証券評価損		26,317		36,558
固定資産除却損	1	536	1	13,094
特別損失合計		78,591		77,840
税引前当期純利益		15,297,659		17,539,087
法人税、住民税及び事業税	2	4,755,427	2	5,366,608
法人税等調整額		19,122		22,446
法人税等合計		4,736,304		5,389,054
当期純利益		10,561,354		12,150,032

（３）【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			9,457,670

当期純利益			10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積の影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							10,576,511	10,576,511	10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	674,831	674,831	674,831
当期変動額合計	674,831	674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

（会計方針の変更）

（1）収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

（2）時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

（未適用の会計基準等）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）

（1）概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

（2）適用予定日

令和5年3月期の期首より適用します。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
-----------------------	-----------------------

建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円
未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

(損益計算書関係)

1. 固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

(株主資本等変動計算書関係)

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
--------	--------------

配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	6,075,125千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	28,713円
基準日	令和4年3月31日
効力発生日	令和4年6月29日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
1年内	709,808千円	709,808千円
1年超	709,808千円	414,054千円
合計	1,419,616千円	1,123,863千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	2,001	2,001	-
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-
資産計	20,887,311	20,887,311	-

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式160,600千円 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注4）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(令和3年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	293,326	293,326	-
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	-
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	-
資産計	25,466,909	25,466,909	-

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注4）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	-	-	-
金銭の信託	8,401,300	-	-	-
未収委託者報酬	15,750,264	-	-	-

有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	-
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券16,772,282千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	8,401,300	-	8,401,300
資産計	-	8,401,300	-	8,401,300

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第36期（令和3年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は

2,300,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,273,658	6,561,836	288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がないため、含めておりません。

3.売却したその他有価証券

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について36,558千円（その他有価証券のその他36,558千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
-------------------------------------	-------------------------------------

退職給付債務の期首残高	3,718,736	千円	3,729,235	千円
勤務費用	203,106		198,457	
利息費用	19,110		21,549	
数理計算上の差異の発生額	18,826		46,069	
退職給付の支払額	192,890		179,650	
過去勤務費用の発生額	-		-	
退職給付債務の期末残高	3,729,235		3,723,521	

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	-	-
退職給付の支払額	159,390	115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	2,649,846	2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	354,043	288,681
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	258,835	189,708
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の費用処理額	41,361	3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る退職給付費用	329,255	343,245

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
割引率	0.051～0.59%	0.078～0.72%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度151,880千円、当事業年度151,370千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702
繰延税金負債		
前払年金費用	79,225	58,088
連結納税適用による時価評価	1,203	1,149
その他有価証券評価差額金	1,015,785	717,957

その他	101	101
繰延税金負債 合計	1,096,346	777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係 並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,153,589 千円	未払手数料	836,105 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	499,388 千円	未払費用	272,264 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
----	------------	-----	-----	-----------	----------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	4,097,951 千円	未払手数料	838,058 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	7,025,984 千円	未払手数料	1,319,958 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1株当たり純資産額	393,827.09円	400,322.84円
1株当たり当期純利益金額	49,916.36円	57,424.97円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり純利益金額は658.24円減少しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 （千円）	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第38期中間会計期間
(令和4年9月30日現在)

(資産の部)

流動資産

現金及び預金		48,375,193
有価証券		270,676
前払費用		804,517
未収入金		78,340
未収委託者報酬		16,141,814
未収収益		751,362
金銭の信託		10,401,500
その他		264,566
流動資産合計		77,087,971

固定資産

有形固定資産

建物	1	285,704
器具備品	1	898,241
土地		628,433
建設仮勘定		39,450
有形固定資産合計		1,851,829

無形固定資産

電話加入権		15,822
ソフトウェア		4,470,447
ソフトウェア仮勘定		1,585,322
無形固定資産合計		6,071,592

投資その他の資産

投資有価証券		14,693,980
関係会社株式		159,536
投資不動産	1	809,716
長期差入保証金		1,204,923
前払年金費用		154,270
繰延税金資産		1,369,880

その他	45,230
貸倒引当金	23,600
投資その他の資産合計	18,413,938
固定資産合計	26,337,361
資産合計	103,425,332

(単位：千円)

第38期中間会計期間

(令和4年9月30日現在)

(負債の部)

流動負債

預り金		1,783,230
未払金		
未払収益分配金		112,635
未払償還金		7,418
未払手数料		6,226,860
その他未払金		575,030
未払費用		5,329,791
未払消費税等	2	592,374
未払法人税等		2,634,965
賞与引当金		954,015
役員賞与引当金		86,040
その他		5,517
流動負債合計		18,307,880

固定負債

退職給付引当金	1,299,571
役員退職慰労引当金	75,667
時効後支払損引当金	261,505

固定負債合計	1,636,744
--------	-----------

負債合計	19,944,625
------	------------

(純資産の部)

株主資本

資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712

利益剰余金	
利益準備金	342,589

その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	28,593,826

利益剰余金合計	35,934,416
---------	------------

株主資本合計	82,667,260
--------	------------

(単位：千円)

第38期中間会計期間

(令和4年9月30日現在)

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	813,447
--------------	---------

評価・換算差額等合計	813,447
------------	---------

純資産合計	83,480,707
-------	------------

負債純資産合計	103,425,332
---------	-------------

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	40,789,208
投資顧問料	1,442,097
その他営業収益	5,655
営業収益合計	42,236,961
営業費用	
支払手数料	15,949,349
広告宣伝費	237,620
公告費	250
調査費	
調査費	1,359,939
委託調査費	7,988,301
事務委託費	709,248
営業雑経費	
通信費	64,639
印刷費	194,724
協会費	27,550
諸会費	9,245
事務機器関連費	1,088,738
営業費用合計	27,629,607
一般管理費	
給料	
役員報酬	204,466
給料・手当	2,770,641
賞与引当金繰入	954,015
役員賞与引当金繰入	86,040
福利厚生費	637,045
交際費	4,351
旅費交通費	22,970
租税公課	219,318
不動産賃借料	362,988
退職給付費用	193,777
固定資産減価償却費	1,198,877
諸経費	182,304
一般管理費合計	6,836,796
営業利益	7,770,556

(単位：千円)

第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	
営業外収益	
受取配当金	31,240
受取利息	5,115
投資有価証券償還益	780
収益分配金等時効完成分	93,217
受取賃貸料	32,904
その他	32,041
営業外収益合計	195,299
営業外費用	

時効後支払損引当金繰入		39,158
事務過誤費		1,807
賃貸関連費用	1	6,770
その他		11,805
営業外費用合計		59,541
経常利益		7,906,314
特別利益		
投資有価証券売却益		364,481
特別利益合計		364,481
特別損失		
投資有価証券売却損		338
投資有価証券評価損		104,554
固定資産除却損		3,528
特別損失合計		108,421
税引前中間純利益		8,162,374
法人税、住民税及び事業税		2,522,443
法人税等調整額		28,522
法人税等合計		2,493,921
中間純利益		5,668,453

(3) 中間株主資本等変動計算書

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932
当中間期変動額									
剰余金の配当							6,075,125	6,075,125	6,075,125
中間純利益							5,668,453	5,668,453	5,668,453
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	406,671	406,671	406,671
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	28,593,826	35,934,416	82,667,260

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当中間期変動額			
剰余金の配当			6,075,125
中間純利益			5,668,453
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	813,328	813,328	813,328
当中間期変動額合計	813,328	813,328	1,220,000
当中間期末残高	813,447	813,447	83,480,707

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額

に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当中間会計期間からグループ通算制度を適用しております。

[会計方針の変更]

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による、中間財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

	第38期中間会計期間 (令和4年9月30日現在)
建物	903,274千円
器具備品	2,258,329千円
投資不動産	161,052千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

	第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
有形固定資産	321,137千円
無形固定資産	877,740千円
投資不動産	3,057千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

令和4年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	6,075,125千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	28,713円
基準日	令和4年3月31日
効力発生日	令和4年6月29日

（リース取引関係）

第38期中間会計期間（令和4年9月30日現在）

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	880,111千円
1年超	1,932,485千円
合 計	2,812,596千円

（金融商品関係）

第38期中間会計期間（令和4年9月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	270,676	270,676	-
(2) 金銭の信託	10,401,500	10,401,500	-
(3) 投資有価証券	14,662,620	14,662,620	-
資産計	25,334,797	25,334,797	

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載していません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	270,676	-	270,676
金銭の信託	-	10,401,500	-	10,401,500
投資有価証券	1,743,912	12,918,707	-	14,662,620
資産計	1,743,912	23,590,884	-	25,334,797

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第38期中間会計期間（令和4年9月30日現在）

1. 子会社及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	17,920,574	16,110,224	1,810,349
	小 計	17,920,574	16,110,224	1,810,349
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	7,414,223	8,052,120	637,897
	小 計	7,414,223	8,052,120	637,897
合 計		25,334,797	24,162,345	1,172,451

（注）「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」（中間貸借対照表計上額10,401,500千円、取得価額10,400,000千円）を含めております。

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）については、市場価格がないため、含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について104,554千円（その他有価証券のその他104,554千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しており

ます。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期中間会計期間 (令和4年9月30日現在)
1株当たり純資産額	394,556.72円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	83,480,707
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	83,480,707
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	26,790.93円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	5,668,453
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	5,668,453
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、も

しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。 ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円（2022年3月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2022年3月末現在)	事業の内容
株式会社南都銀行	37,924 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	17,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
第四北越証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 再委託先

名称：ピムコジャパンリミテッド

資本金の額：13,411,674.44米ドル（2022年9月末現在）

事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

- (2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
- (3) 再委託先：委託会社から投資信託証券への運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドにおける運用の指図を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2022年10月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2022年 5月31日	臨時報告書
2022年 7月 8日	有価証券届出書の訂正届出書
2022年 7月 8日	有価証券報告書
2022年 8月31日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和４年12月14日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御 中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）の令和４年４月12日から令和４年10月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）の令和４年10月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和４年12月14日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御 中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（年２回分配型）の令和４年４月12日から令和４年10月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（年２回分配型）の令和４年10月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和４年12月14日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御 中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（毎月分配型）の令和４年４月12日から令和４年10月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（毎月分配型）の令和４年10月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和４年12月14日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御 中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（年２回分配型）の令和４年４月12日から令和４年10月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（年２回分配型）の令和４年10月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和４年12月14日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御 中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）の令和４年４月12日から令和４年10月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）の令和４年10月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和４年12月14日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御 中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（年２回分配型）の令和４年４月12日から令和４年10月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（年２回分配型）の令和４年10月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和４年12月14日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御 中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 米国バンクロンファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルリアルコース＞（毎月分配型）の令和４年４月12日から令和４年10月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 米国バンクロンファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルリアルコース＞（毎月分配型）の令和４年10月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和４年12月14日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御 中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルリアルコース＞（年２回分配型）の令和４年４月12日から令和４年10月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルリアルコース＞（年２回分配型）の令和４年10月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和４年12月14日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御 中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）の令和４年４月12日から令和４年10月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）の令和４年10月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和４年12月14日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御 中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 米国バンクロンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース>（年２回分配型）の令和４年４月12日から令和４年10月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 米国バンクロンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース>（年２回分配型）の令和４年10月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和４年12月14日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御 中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>（毎月分配型）の令和４年４月12日から令和４年10月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>（毎月分配型）の令和４年10月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和４年12月14日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御 中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（年２回分配型）の令和４年４月12日から令和４年10月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（年２回分配型）の令和４年10月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和４年12月14日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御 中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 米国バンクロンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアループルコース>（毎月分配型）の令和４年４月12日から令和４年10月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 米国バンクロンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアループルコース>（毎月分配型）の令和４年10月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和４年12月14日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御 中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアループルコース>（年２回分配型）の令和４年４月12日から令和４年10月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアループルコース>（年２回分配型）の令和４年10月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和４年12月14日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御 中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネーブルファンドA>の令和４年４月12日から令和４年10月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネーブルファンドA>の令和４年10月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和４年12月14日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御 中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネーブルファンドＢ>の令和４年４月12日から令和４年10月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネーブルファンドＢ>の令和４年10月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和4年12月2日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和4年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。